

官報

号外 平成十五年六月十三日

○第百五十六回 参議院會議録第三十三号(その一)

平成十五年六月十三日(金曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第三十三号

平成十五年六月十三日

午前十時開議

第一 独立行政法人都市再生機構法案(内閣提出、衆議院送付)

第二 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

一、国家公務員等の任命に関する件

一、保険業法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

一、日程第一及び第二

一、国会等の移転に関する調査の中間報告

一、国際問題に関する調査の中間報告

○議長(倉田寛之君) これより会議を開きます。

この際、国家公務員等の任命に関する件についてお諮りいたします。

内閣から、食品安全委員会委員に小泉直子君、寺尾允男君、寺田雅昭君、見上彪君、坂本元子君、中村靖彦君及び本間清一君を任命することについて、本院の同意を求めてまいりました。

これより採決をいたします。

まず、小泉直子君及び本間清一君の任命について採決をいたします。

内閣申出のとおり同意することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

○議長(倉田寛之君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

(投票開始)

○議長(倉田寛之君) 投票の結果を報告いたします。

(投票終了)

投票総数 二百二十一
賛成 二百二十一
反対 〇

賛成

反対

よって、全会一致をもって同意することに決しました。

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(倉田寛之君) 次に、寺尾允男君及び寺田雅昭君の任命について採決をいたします。

内閣申出のとおり同意することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(倉田寛之君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(倉田寛之君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百二十一

賛成 二百二十一

反対 七十九

よって、同意することに決しました。

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(倉田寛之君) 次に、見上彪君の任命について採決をいたします。

(投票開始)

内閣申出のとおり同意することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票終了)

○議長(倉田寛之君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(倉田寛之君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百二十一

賛成 二百二十一

反対 六十三

よって、同意することに決しました。

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(倉田寛之君) 次に、坂本元子君及び中村靖彦君の任命について採決をいたします。

(投票開始)

内閣申出のとおり同意することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票終了)

○議長(倉田寛之君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

投票総数 二百二十一

賛成 二百二十一

反対 七十三

よって、同意することに決しました。

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(倉田寛之君) この際、日程に追加して、保険業法の一部を改正する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○議長(倉田寛之君) 御異議ないと認めます。竹中金融担当大臣。

(国務大臣竹中平蔵君登壇、拍手)

○国務大臣(竹中平蔵君) ただいま議題となりました保険業法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

我が国の生命保険を取り巻く環境は、保有契約高の減少や株価の低迷等に加え、超低金利の継続によるいわゆる逆ざや問題により、一層厳しいもの

のとなっております。

こうした中で、これまでも生命保険契約者保護のための資金援助制度の整備や保険会社の経営手段の多様化を図るための措置を講じてきたところですが、今般、保険業の継続が困難となる蓋然性のある保険会社について、保険契約者等の保護の観点から、契約条件の変更を可能とする手続等の整備を行うため、この法律案を提出することとした次第であります。

以下、その大要を申し上げます。

第一に、保険業の継続が困難となる蓋然性のある保険会社については契約条件の変更の申出を行うことができることとするともに、契約条件の変更を行うための手続として、株主総会等の特別決議のほか、異議申立て手続等を行うこととしております。

第二に、契約条件の変更に当たっては、保険契約者等に対し、契約条件の変更がやむを得ない理由、契約条件の変更の内容、契約条件の変更後の業務及び財産の状況の予測に加え、基金及び保険契約者等以外の債権者に対する債務の取扱いに関する事項、経営責任に関する事項等を示さなければならぬこととしております。

第三に、契約条件の変更は、それまで積み立ててきた責任準備金に対応する権利に影響を及ぼしてはならないこととするともに、変更後の予定利率は、保険会社の資産の運用の状況その他の事情を勘案して政令で定める水準を下回ってはならないこととしております。

第四に、内閣総理大臣は、契約条件の変更の申出の承認を行うとともに、必要に応じ保険調査人に契約条件の変更の内容等について調査させた上

で、当該保険会社において保険業の継続のために必要な措置が講じられた場合であつて、かつ、契約条件の変更が保険契約者等の保護の見地から適当であると認められる場合でなければ、契約条件の変更案の承認をしてはならないこととしております。

第五に、基金に係る債務の免除を受けたとき等の基金及び基金債却積立金の取扱いについて規定の整備を行うなど、所要の措置を講ずることとしております。

以上、保険業法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を申し上げた次第であります。何とぞ、御審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。(拍手)

○議長(倉田寛之君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。山下英利君。

(山下英利君登壇、拍手)

○山下英利君 私は、自由民主党・保守新党、公明党を代表して、ただいま議題となりました保険業法の一部を改正する法律案につきまして、竹中金融担当大臣に質問をいたします。

生命保険は、改めて言うまでもなく、人の生死や疾病などの様々な危険に備え、国民が自助努力によってその生活基盤を守るための重要な仕組みとしての役割を担っております。今後の高齢化社会においては、年金とともにますます重要な機能を果たすものと考えます。

そうした中で、バブル崩壊以降、我が国経済は低迷状態から脱せず、世界でも例を見ない超低金利状態が続いております。こうした超低金利の影

響を受けているものの一つに生命保険会社があります。

生命保険会社は極めて長期の保険契約を多く抱えており、その多くを国債や株式など有価証券で運用をしております。超低金利の長期化に加え、株価や地価の下落という資産デフレにより、保険会社が保険契約者に約束した予定利率と実際の運用利回りとの間に乖離が生じ、いわゆる逆ざやが構造的な問題となつてきております。さらに、保有契約高は減少傾向にあり、生命保険会社の経営環境は極めて厳しいものになっていっていると考えております。

そこで、まず、生命保険会社をめぐる経済金融環境をどのように認識されているのか、そうした環境の中で生命保険会社の経営状況をどのように認識されているのか、見解を伺います。

さて、具体的に生命保険会社の予定利率引下げのスキームに関して伺いたします。

生命保険会社は、経営の健全性の確保、経営の再建に向けて、自らの努力でそのために取り組むことは当然のことです。しかし、その努力によつても保険業の継続が困難となる蓋然性がある場合、保険会社から契約条件変更の申出があり、行政当局は適当であると認めれば承認する仕組みとなっております。

問題は、当局の承認の際に、経営努力の限界をどのように判断し、また経営者責任を明確にしつつ保険契約者の理解を得ていくかであります。申出を受けての承認に当たり、どのような基本姿勢で臨まれるのかをお伺いいたします。

ぎりぎりまでの経営努力を怠っている保険会社を承認するようなことが決してないよう、お願い

もいたしておきます。

また、今回のスキームの中で、予定利率の引下げといった契約の変更に関して、保険契約者に異議申立ての機会が与えられています。これは、契約者の十分な理解と納得を前提とした手続の円滑化を目指したものと考えます。

しかしながら、仮に十分の一以上の契約者から異議が申し出された場合、引下げは否認されることとなりますが、そうすると、保険会社は契約の解約が相次ぎ、経営破綻に追い込まれる事態も想定されます。そうした事態を招くことがないよう、保険会社も行政当局も最善の努力をしておかなければなりません。具体的にどのような行政努力をなされるお考えなのか、お伺いいたします。

少し先の将来を考えますと、景気が好転し金利が上昇する、また株価も上がりとした回復過程に入ってくる、こういったことが十分に予想されるわけであります。こうした場合には、予定利率を引き下げた保険契約者に対して、優先的に配当を行つたり予定利率を再び引き上げるといった対応も行うべきであると考えております。

今回の法案において、こうした観点から配慮がなされていることですが、法案での表現が分かりにくいものとなっているという指摘がございます。将来、情勢が好転した場合、契約者に利益を還元するに当たつての考え方、またそのことが法案の文面の中でどのように担保されているのか、分かりやすい説明を求めます。

今回のスキームに限らず、保険会社は本来あるべき経営姿勢として、保険契約者に対して保険会社の経営内容や収支見通しについて十分な情報開示、ディスクロージャーを行うことが必要である

と考えます。また、政府においても、総理以下関係者が国民にこのスキームの真の意義と内容をしつかり説明することが最も重要であり、これらが確保されて初めて今回のスキームが有効に機能し、また国民の生命保険に対する安心、信頼、これも回復するのではないかと思います。保険会社のディスクロージャーと政府の国民に対する説明責任の重要性について見解を伺います。

最後に、今回のスキームは個別の保険会社の申請により行うものであるため、各社は解約の増加や新規契約の減少を恐れて実際には使われないとの指摘もあります。保険会社の利用が進むよう、制度運用をしつかり行っていくかなければなりません。

我が国では約九割の世帯が生命保険会社に参加しております。その多くが生命保険が経営難の状態にあることを不安に思っており、今回の措置により生命保険がうまく機能し老後の不安が緩和するよう願っております。今後、生命保険に対する国民の信頼が更に向上するよう、その根本原因である景気を一刻も早く立ち直らせる経済政策を進めるとともに、この制度を的確に運用されることを政府に要望し、私の質問を終わらせていただきます。(拍手)

(国務大臣竹中平蔵君登壇、拍手)

○国務大臣 竹中平蔵君 山下議員から五問の質問をいただきました。

まず、生命保険会社の経営状況等についてどのように認識するかというお尋ねでございます。生命保険会社を取り巻く経営環境は、議員も御指摘になりましたように、超低金利の継続による逆ざやのほか、保有契約高の減少、株価の下落等

によりまして、引き続き厳しい状況にあると考えております。こうした中で、生命保険会社は、経費削減でありますとか合併、再編等の経営努力を積み重ねており、金融庁としても、今後とも各生命保険会社に対して健全性の確保に向けて懸命の経営努力を促してまいりたいというふうに考えております。

契約条件変更の申出の承認についてお尋ねがございました。

この契約条件変更の申出に当たりまして、保険会社は、まず第一に、契約条件の変更を行わなければ他の経営努力を行っても保険業の継続が困難となる蓋然性があること、第二に、保険契約者等の保護のため契約条件の変更がやむを得ない理由を示すこととなっております。行政当局は、この承認に当たりまして、保険契約者等の保護の観点から、他の経営改善努力の内容も含めてしつかりと審査をするということにしております。

また、経営責任につきましては、自治的な手続の中で適切に対応が図られるよう、法案におきましては保険会社が保険契約者に対してその考え方を明示しなければならぬこととしております。行政当局としても、契約条件の変更案の承認に際して、この点を含めしつかりと審査するつもりでございます。

保険契約者の理解を得るための行政当局等の努力についてお尋ねがありました。予定利率の引下げに当たりましては、まずは、保険会社において保険契約者の理解が十分得られますように努めることが重要でありますけれども、当局としても、保険契約者等の保護の観点から、契約条件の変更の内容等を十分審査する必要があります。

がございまして。さらに、当局としては、この制度の意義、内容等について保険契約者等の十分な理解が得られるように努めますとともに、保険会社の監督に当たっても風評リスクが生じないように万全を期してまいりたいというふうに考えております。

将来、仮に情勢が好転した場合に、保険契約者への利益の還元をどうするのかというお尋ねがございました。

この予定利率引下げの対象となった保険契約者に対して利益を還元しますことについては、自治手続の中で適切に対応がなされるべきものと考えております。

この法案においては、例えば優先配当等を行う場合には、保険契約者等に対しその方針を明示するとともに、その方針を定款に記載することを義務付けることとしておりまして、その方針の明確化を図るというふうに仕組んでおります。

第五に、保険会社のディスクロージャー及び政府の説明責任の重要性についてお尋ねがございました。

大変重要な点だと我々も考えております。生命保険会社の財務状況に関するディスクロージャーの充実、これは重要であるという観点からその強化を図っているところでございます。金融庁としては、今後とも、幅広く分かりやすいディスクロージャーが行われますように、引き続き保険会社に対して主体的、積極的な取組を求めています。

なお、契約条件変更の制度は、これは保険会社・保険契約者間の自治的な手続であるということとを踏まえれば、保険会社は自ら保険契約者に対して幅広いこれはディスクロージャーを行うこととなると考えております。また、政府としても、制度の意義、内容等について十分な理解が得られるよう努めてまいります。

最後に、山下議員御指摘の経済全体の運営についても努力をしたいと思っております。ありがとうございます。(拍手)

○議長(倉田寛之君) 円より子君。

(円より子君登壇、拍手)

○円より子君 私は、民主党・新緑風会を代表して、ただいま議題となりました保険業法の一部を改正する法律案につきまして、竹中金融担当大臣に質問いたします。

昨日、憲法が保障する財産権の侵害にもつながりかねないこの重要法案が残念ながら衆議院で与党の賛成多数で可決され、参議院に送られてまいりました。この法案が成立すれば、一般契約者が将来受け取る保険金が終身保険では最大四〇％もカットされるという試算もあり、国民の不安を高める制度がすぐにもスタートしてまいります。それなのに、予定利率の引下げ対象となる生保の定義もあいまい、引下げ生保の利益の源泉に対する情報公開も経営責任も明文化されないなど、衆議院での審議は全く不十分なものでした。

国民に更なる痛みを与えるこの法案に反対する立場から、参議院では慎重な審議を尽くすべく代表質問をいたします。

保険業法改正案の趣旨説明が本会議の議題となるのは去る四月十八日に引き続いてこの通常国会においては実に二度目であり、これは極めて異例な事態だということをまず指摘したいと思っております。

前回の法案提出前、金融庁は予定利率の引下げまで盛り込んだ案を既に作成していた。しかし、統一地方選を控え、国民の反発を恐れた与党が予定利率の部分だけを先送りさせたのだと巷間伝えられています。そして、統一地方選が終わるや否や、予定どおり法制化に向けた動きを始め、かなり拙速な手続で改正案の提出を強行いたしました。これは国民の安全と安心に対する重大な背信行為ではないでしょうか。いったん見送った改正案の再提出を決断した竹中大臣の責任は重大です。

まずは、四月十八日の本会議において、予定利率の引下げについては慎重に考えこの勉強をしたことの答弁と、再度の改正案提出の整合性について、国民が納得できる答弁を求めます。

次に、りそな銀行への公的資金投入と銀行・生保間の資本持ち合いの問題について伺います。

五月十七日、小泉総理は、金融危機対応会議を招集し、りそな銀行に対し、預金保険法第二百一条に基づく資本注入を決定しました。その資本注入額は一兆九千六百億円で、政府は、国民の税金を用いて巨額の資金を投入するにもかかわらず、銀行の決算を精査せず、株主の責任も厳格に問うてはおりません。これは大きな問題ではないでしょうか。

りそな銀行については、会計監査法人の一家が、繰延税金資産の計上による自己資本の水増しを認めなかったため、銀行や他の監査法人と激しく対立し、監査の辞退に追い込まれたと言われています。現に、今年三月末の決算では、繰延税金資産を差し引いた自己資本はマイナスになっており、仮に監査がより厳格に行われた場合には、り

そな銀行は債務超過に陥っていた疑いが強いと指摘されています。

このような実質債務超過の銀行に公的資金を投入するのは、税金の無駄遣いであり、国民に対する背信行為です。なぜ政府は決算の正確性や株主責任を明確にしないまま資本注入を急いだのでしょうか。りそなの決算や株主責任を明らかにしないまま資本注入を強行する背景には、りそなグループの大株主である生命保険会社を守る意図があるからでしょうか。

生保各社は、りそな銀行に限らず、銀行部門と資本の持ち合いを行っており、格付の低い生保会社ほど持ち合いの割合が高くなっています。仮に、銀行が破綻し、生保が保有する銀行株や劣後債が紙くずになれば、逆ざやと株安で体力が消耗している生保各社にとっては致命傷となり、破綻するおそれが一気に高まります。一方、生保の経営が傾けば、生保に基金や劣後ローンを拠出する銀行の財務状況が悪化し、経営不安が生じます。このように、生保と銀行は一蓮托生の関係にあるからなのか、大臣、まず理由をお聞かせください。

今回のりそな問題では、かねてから指摘されてきた銀行・生保間の資本持ち合いの問題が表面化したのです。生保と銀行の資本持ち合いが今後も続けば、金融システムはますます脆弱化し、今後もし三月危機や九月危機が毎年繰り返されるのは想像に難くありません。

システミックリスクの発生を抑止するため、即刻、銀行・生保間の資本持ち合いを制限する必要がありますが、この点について竹中大臣の考えをお聞かせください。

今回、政府がりそなに対して取った措置は、りそな再生という美名の下、どきどきに紛れて生保救済を図ったものであり、今回の法律案も、契約者の保護よりは、生保に出資している銀行を救済することが主眼ではないでしょうか。

言うまでもなく、保険会社は契約者の相互扶助を図るための組織です。その保険会社が、プロの投資家である銀行の失敗を埋め合わせるために、予定利率の引下げという形で契約者の権利をないがしろにする、これは保険会社の存在意義を自己否定する行為であり、決して許されるべきではありません。

加えて、さきの保険業法の改正で、生命保険契約者保護機構による資金援助の制度を整備しておきながら、更に保険契約者自身の負担で保険会社を救済するスキームを整備するのは、屋上屋を重ねるものでしかありません。

生保各社は今年三月期決算前に各メガバンクが経営再建のために行った巨額増資の大口引受先として名を連ねております。銀行危機の収束に一役買ってくれた生保に御褒美としての延命措置を与え、銀行の救済も図るという一石二鳥をねらって、政府・与党は法案提出を強行したとしか思えません。これは明らかに護送船団行政の復活ではありませんか。竹中大臣、本法案提出の真の目的をお聞かせ願います。

以下、本法律案の具体的問題について伺います。破綻するより予定利率引下げの方が契約者保護になると言われますが、予定利率の引下げを申請した生保の解約が殺到すれば、結局、破綻をしてしまう可能性があります。

今回のスキームは、責任準備金を減らさずに予定利率を引き下げるというものですが、更生手続でも責任準備金が削減されないケースがあり、一概に予定利率引下げの方が契約者に有利とは言えません。むしろ、更生特例法を早期に適用した方が契約者の利益にかなうのではないのでしょうか。契約社会の大原則をねじ曲げてまで制度の導入を図ろうとする意図についての竹中大臣の見解を伺います。

保険契約の条件変更については、平成七年の改正で、旧保険業法にあった行政命令による契約条件変更や相互会社における自主的な保険金削減の規定が削除されたことは御承知のとおりです。

削除の際の主な理由として、予定利率の引下げ等の既存契約の条件変更は、不利益変更を既存の契約者に及ぼすことになり、契約の安定性や財産権との関係で問題があること、また保険契約者との契約を守れない保険会社は解約の増加等により契約者を維持できないことが挙げられていました。

当然の理由で削除されたこの規定が今回の改正案で復活するという過去との整合性を無視したやり方について明確な説明を求めます。

欧米諸国においては、破綻時以外に契約条件の変更を可能とする制度は設けられておりません。更生手続等の破綻処理以外に保険契約の条件変更を可能とするならば、契約者の保険業に対する信頼を失わせるだけでなく、ザ・セイホとまで言われた我が国の生保業界に対する国際的信用をおとしめるものと言わざるを得ません。そのリスクを冒してまで制度を導入しなければならぬのは、生保業界が破綻寸前の危機的状況にあると認

めていらっしゃるからなのか、大臣の見解を求めます。

国民の目線で見ると、保険会社の財務は非常に分かりにくいというのが実感です。インターネットやディスクロージャー誌で大量の情報が開示されているように見えますが、実はそうではない。肝心な部分は隠されたままなのです。

例えば、予定利率算出の根拠となっている費差益、利差益、死差益のいわゆる三利源が公表されていません。また、公表逆ざや額が示されていますが、これは、三利源を単純に差し引いたものとは異なるもので、私たちが知りたい真の逆ざや額とは似て非なるものと指摘もあります。

経営状態を客観的に判断できる資料を開示しないままで契約者に痛みを負えという議論は、アンフェアでひきょうではありませんか。国民の知りたい情報開示についての見解を伺います。

常々、竹中大臣は、国会審議の中でガバナンスの強化の必要性を繰り返しています。その主張に一貫性を持たせるのであれば、相互会社での意思決定機関である総代会制度の改革に手を付けるべきではありませんか。

最大手の会社を例にとると、千二百四十五万名の社員に対し、総代はたったの百三十名しかいません。しかも、総代には銀行や有名会社の経営者、学者などが名前を連ねています。総代の約半数が会社役員という状態です。総代の職業、年齢、地域の属性が実際の契約者全体の構成から乖離していることは明らかで、民主的な制度かどうかという疑問があります。

そもそも、総代を推薦する総代候補者選考委員会の委員自体を生保が選んでいます。言い方を

えれば、総代は実質的には会社側の人選で、会社側に都合のよい結論しか出さないという疑念を持たざるを得ません。これでは、契約者の大多数を占める一般消費者の意思が反映できるとはとても思えません。

保険業法には少数社員権に関する規定が置かれておりますが、千名以上の要件が必要とされるなど、実効性が乏しいものです。少数社員権行使の要件を緩和するなどの措置が必要だと思います。

契約者に痛みを求めるならば、必要な情報の開示と事前の十分な説明、契約者集会の仕組みの導入など意思決定への参画の担保が必要です。これらディスクロージャー、ガバナンスの強化についても具体的な答弁を求めます。

最後に、私は、契約条件の変更を多数決原理で決めることはなじまないと考えていますが、大臣のお考えはどうでしょうか。私権の調整を行うのであれば、裁判所が関与し、手続の公平性、透明性等が十分に確保されている更生手続によるべきだとは思いませんか。

また、保険契約者との契約を守れない生保は、解約の増加等によって契約者を維持できない可能性が高く、それを危惧してか各生保会社は予定利率変更の申請はしないと言っており、今回の改正は全く意味をなさず、不要ではないですか。もし意味があるとすれば、国民の知らない週末に申請する生保があつて、土日で総理が解約できないように手続を踏むといった戒厳令のようなことをして生保を救うということなのでしょうか。

しかし、それは、約束は守るといふ社会生活の基本すらけ飛ばすことに国がお墨付きを与えようとするものであり、国民の将来の約束を守るとい

う理念からはほど遠く、政治への不信は深まるばかりであり、ひいては人心を荒廃させ、景気をますます悪化させる懸念があるということを申し上げまして、私の質問を終わります。(拍手)

(国務大臣竹中平蔵君登壇、拍手)

○国務大臣(竹中平蔵君) 円議員から十問、質問をいただきました。

先般の参議院での私の答弁と、今回の改正案提出との整合性についてでございます。

予定利率の問題につきましては、多くの論点が存在するということから、関係方面と議論を深めながら慎重に検討してきたつもりでございます。その結果として本法が取りまとめられ、この国会で御審議をお願いしているところでございます。過去の答弁とは整合的であるというふうに考えております。

りそな銀行に対する資本増強の理由、生保と銀行との関係等についてお尋ねがございました。

五月十七日の金融危機対応会議を踏まえた資本増強の必要性の認定は、我が国の経済及びりそな銀行が業務を行っている地域の信用秩序の維持のために極めて重要な支障が生ずることを未然に防ぐために行われたものであります。こうした枠組みの下で、六月十日の資本増強の決定も金融危機を回避するために緊急に行ったものでござい

ます。この資本増強の必要性の認定の前提となった同行の平成十五年三ヶ月決算につきましては、これは既に通年専担検査の枠組みの下でしっかりと検査をしているということ、さらに厳格な外部監査による精査を経て作成されたものであるということとを踏まえないといけないと思います。

これを更に罰則で担保された銀行法第二十四条によって直ちに報告徴求を行った上で、その内容を確認したところであります。その時点で得られる最も確実性の高い情報であるというふうに認識をしております。また、株主責任の明確化につきましては、同行の経営健全化計画におきまして、配当を抑制すること、特に平成十六年三ヶ月においては普通株を無配とすることが示されているところでございます。

なお、銀行と生保会社では基本的な業務内容に差異がございます。リスク特性もおのずと異なっております。したがって、必ずしも一方の破綻が他方の業界に直ちに伝播するという関係にあるとは言えないというふうに考えております。

銀行・生保間のいわゆる資本の持ち合いについてお尋ねがございました。

銀行と生命保険会社では基本的な業務内容に差異がある、リスクが違ってくるということは今申し上げたとおりでございますが、ただし、銀行、生命保険会社がその与信や運用についての確にリスク管理をしていく必要があること、これは当然のことであるというふうに思っております。当局としては、今後ともこうした観点から適切な監督に努めてまいりたいというふうに思っております。

法案提出の目的、真の目的は何かというお尋ねがございました。

先ほど申し上げましたように、今回の法案は逆ざやの存在等により厳しい経営環境にある保険会社に対して、保険会社と保険契約者間の自治的な手続によって予定利率の引下げを可能とする、言わば新たな選択肢を追加するものでありま

す。銀行や保険会社の救済が目的ではなく、あくまで保険業の継続を通じて保険契約者の保護を目的としたものでございます。この点、是非とも御理解をいただきたいと思います。

保険契約者の利益と制度導入の意図についてお尋ねがございました。

今回の法案は、今申し上げましたように、正に自治的な手続により契約条件を変更するという新たな選択肢を追加するものでありまして、引下げの対象となる保険契約者の十分な理解を前提とする仕組みになっております。

また、予定利率の引下げは、保険契約者等の保護の観点から、やむを得ない場合に限り行われるものでありまして、基本的に保険契約者の利益に資するものというふうに考えております。

いずれにしても、金融庁としても、この制度の意義、内容等について、国民と保険契約者の理解が十分得られるようにしっかりと努力をしていきたいと考えております。

旧保険業法における契約条件変更の規定についてお尋ねがございました。

旧保険業法では、大蔵大臣による行政命令や相互会社の定款の定めに基づく契約条件の変更を可能とする規定が設けられておりました。それは御指摘のとおりでございます。

しかし、第一に、行政命令による変更の規定については、効力を直接既存の契約者に及ぼすこととなり、これは不適当ではないか、第二に、相互会社の定款の定めに基づく変更の規定については、相互会社が株式会社と同質化している実態と懸け離れているのではないかと、そういった議論もありまして削除されたものと承知をしております。

それに対して、今回の法案は、保険契約者の保護の観点から、相互会社、株式会社との区別なく、保険会社や保険契約者の主体的な判断、自治的な手続によって契約条件の変更を行うものであります。したがって、旧保険業法の規定とは異なるものであるというふうに考えております。

生命保険業の現状認識と契約条件変更制度の導入についてのお尋ねがございました。

生命保険会社は、契約高の減少、逆ざや、株価の低下によって引き続き厳しい環境にあるということとは事実でございます。そうした中で、保険会社において健全性の確保に向けて各般の経営努力を積み重ねており、危機的状況にあるというふうには考えておりません。

ただし、この逆ざやの存在は経営を圧迫する非常に大きな構造的な問題であることから、保険契約者の保護を図るために、保険会社と保険契約者間の自治的な手続によって契約条件を変更する仕組みを整備して、そうすることによって経営の選択肢の多様化を図るということとしたわけでございます。

ディスクロージャーの強化についてのお尋ねがございました。

生命保険会社の財務の状況に関するディスクロージャーの充実、これは極めて重要であります。その強化を図ってきたつもりでございます。最近では、平成十四年三月に府令の改正を行いまして、ソルベンシーマージン比率の内訳でありますとか責任準備金の内訳についても開示を行うなどの強化を図ったところでございます。

金融庁としては、幅広く分かりやすいディスクロージャーが行われますよう、引き続き保険会社

に対して主体的かつ積極的な取組を求めてまいりたいと考えております。

なお、いわゆる三利源の問題でありますけれども、これについては各社の競争戦略にもかかわる内部管理指標でございまして、公表を義務付けるということに対しては慎重な対応が必要であるというふうに考えております。

相互会社のガバナンスの強化についてお尋ねがございました。

総代会制度については、各保険相互会社において、総代候補者の選考委員会の設置によって総代選考方法の改善を行うとともに、総代の構成、議事内容等、総代会に係るディスクロージャーの充実等に努めているというふうに承知をしております。

当局としては、このような取組を通じて、保険契約者の意思が十分反映されるとともに、ガバナンスの強化が正に図られているということを期待しているわけでございます。

なお、契約条件変更の際の保険契約者の意思決定手続につきましては、これは極めて多数に上る保険契約者集団において実問題として契約者集會が有効に機能しないおそれがありますことから、保険会社の機関意思決定は総代会又は株主総会の特別決議による、一方で、保険契約者の権利の保護手段としては異議申立て手続を活用するというふうにしていただいております。

最後に、保険条件変更の手続や法改正の必要性、多数決の意義といったようなことについてお尋ねがございました。

今回の法案は、保険契約者等の保護を図る観点から、破綻に至る前段階で、前の段階で、保険会社・保険契約者間の自治的な手続によってこの条

件を変更する仕組みを整備するものであって、経営の選択肢の多様化を図ること、これは重要であるというふうに思っております。

また、契約条件の変更に当たりましては、保険会社は保険契約者に対して、この条件の変更が必要なる理由等を明示する、対象者等の十分の一を超える反対があった場合には契約条件の変更は取りやめるなど、保険契約者の十分な理解を前提とした仕組みにしているつもりでございます。

なお、保険会社も、制度の整備自体、これは必要であるというふうに言っております。制度の整備自体は否定していないというふうに認識をしております。

以上、お答え申し上げます。(拍手)

○議長(倉田寛之君) 池田幹幸君。

〔池田幹幸君登壇、拍手〕

○池田幹幸君 私、日本共産党を代表して、保険業法の一部改正案について、竹中大臣に質問します。

第一の問題は、本法案が、保険契約者の保護という看板とは裏腹に、大幅な保険金カットにより保険契約者である国民の生活設計に大打撃を与えるものだということです。

生命保険会社の経営悪化を招いた主な原因の一つは、竹中大臣自身が認めておられるように、この二年間の株価の大幅下落を始めとする経済環境の悪化であります。この二年間は正に小泉内閣の発足から今日までの期間とびつたりと重なっております。小泉内閣が発足した二〇〇一年四月二十六日の日経平均株価は一万三千九百七十三円、それが今年三月三十一日には七千九百七十二円と約半分に下落しています。小泉内閣の経済政策の過ち

こそが今日の生命保険業の危機を招いた最大の原因であることは明らかです。

竹中大臣、生命保険業の立て直しを云々するのであれば、まず小泉内閣の経済政策を担当してきた自らの責任を明らかにし、経済政策の転換を図るべきではありませんか。

しかも、あなたは金融担当大臣でもあります。生命保険事業は金融庁による免許制であり、金融庁は生保商品の認可や財務状況の検査・監督など経営全般に極めて大きな責任を負っています。生保会社の経営悪化を知り尽くしているながら、適切な対応を取らず、生保の経営をここまで悪化させた金融庁の責任を一体どう認識しているのですか。明確な答弁を求めます。

保険会社の経営悪化は、国民や保険契約者には何の責任もありません。ところが、本法案では、金融庁の試算でも四〇％を超えるような保険金の削減という耐え難い負担を保険契約者に求めることを規定しています。その一方、保険会社の経営者や銀行などの株主、出資者の責任の取り方については、法案による規定はなく、保険会社任せとなっています。

保険契約者の保護の名の下に、保険契約者のみに負担を求め、一義的に責任がある株主や出資者、経営者に責任を取らせない仕組みは、基金などをすべて契約者保護に使うことができる更生特例法と比べても、モラルハザードの極みではありませんか。とりわけ、今回の法案は巨額の基金の取り崩しを免除して銀行を救済することにこそ本当のねらいがあるという指摘を竹中大臣は否定できますか。

本法案の第二の問題は、契約違反を公然と認め、社会の基本的なルールを破壊しようとしている

ことであります。

生命保険は、保険会社と国民が保険契約を結ぶことによって成立するものです。個人契約者の側が保険料の滞納をすれば、会社は一方的に契約を破棄した上で違約金を取るようなことさえしています。ところが、本法案は、保険会社に対しては約束した保険金を払いませんかという明らかな契約違反を許し、その負担を弱い立場に置かれている保険契約者に押し付けるといふものです。約束を破った保険会社の側は不問に付し、個人契約者の側だけが保険金カットという重い負担を強いられる、正に正直者がばかを見るというようなことを許しているのですか。竹中大臣は、保険会社と契約者の自治だとして、異議申立てなどしっかりした制度を設けていると述べています。しかし、予定利率の引下げなしでは破綻の蓋然性が高い、仮に異議申立てが通れば破綻することになると言われれば、保険契約者は泣く泣く予定利率の引下げに應じざるを得ない。事実上、異議申立てできないではありませんか。これで自主的だとか、自治だとか、どうして言えるのですか。脅しではありませんか。

さらに、本法案によって、予定利率の引下げを申し出た保険会社のすべての保険契約者が数か月にわたって事実上解約できなくなります。厳しい経済環境の中、突然資金が必要になる場合も十分考えられます。解約返戻金の支払が停止するようないことが何でもすべての保険契約者に強いられなくてはならないのですか。どうして個々の契約者は自らの意思に反して契約変更を押し付けられなければならないのか。いつでも解約でき、直ちに解約返戻金が払われるべきではありませんか。明確な答弁を求めます。

契約という基本的なルールさえ破る、これが保険業界や金融行政に対する不信を更に深めることは疑う余地がありません。実際、この不透明な予定利率引下げの問題が突然出された二月以来、解約の増加傾向が顕著になり、多くの生保会社が苦悩しています。

国民からは、法案が可決されれば予定利率の保証がなくなるわけで、そんな役立たずの生命保険にはだれも加入しなくなるのではないかと、利率を引き下げるメリットより信用を失うデメリットの方が大きいという声が上がっています。正に、本法案が成立するようなことになれば、解約に更に拍車がかかり、新規契約の伸び悩みとの相乗効果によって、保険会社の経営は立ち直るところか逆に悪化することになるのではありませんか。

第三の問題は、長期にわたってこの問題を論議してきた金融審議会の確認にすら背いて法案が提出されたことであります。

一昨年六月に出された金融審議会の生命保険をめぐる総合的な検討に関する中間報告は、予定利率引下げのような条件変更について、国民、保険契約者の理解の上、社会的な認知が十分に得られてこそその導入が可能になるとしていました。その後、金融審議会が求めているような社会的認知は得られたのですか。

世論調査でも、予定利率引下げに賛成はわずか五・八％にとどまっています。自民党の中にも、反対を唱えている議員もいます。さらに、金融審議会の部会長自身、六月四日、衆議院での質問に對し、社会的認知が得られていませんと明確に答えています。竹中大臣、これでもなお社会的認知が得られたと強弁するのであれば、この場にその証拠を示していただきたい。

金融審議会では財産権の保護のためには契約者集会の開催が不可欠とされていましたが、本法案はその努力をワーカブルではないの一言で片付けて放棄しています。その一方で、本法案は異議申立ての期間を最低わずか一月としており、異議申立ての成立には、変更対象契約者数と金額の両方で十分の一を超える異議の申立てを集めなくてはなりません。これがわずか一月でできるというのですか。それこそ実現不可能ではないですか。明確な答弁を求めます。

また、十日の衆院における参考人質疑の中で、金融審議会の委員を務めている参考人は、予定利率引下げは重大な問題なので金融審議会でも議論してほしいと求めたのに對し、金融庁は金融審議会に九割が反対していることなどを明らかにしています。この金融審議会を無視することは国民の意見を無視するに等しいことではありませんか。

最後に、審議の前提となる基本的な資料やデータの提供についてです。

衆議院の議論の中で度々資料提出の要求が行われました。しかし、責任ある審議を行う上で欠くことのできない資料の多くが提出されておりません。竹中大臣自身、どのような資料を各党が求めているか十分御承知のほうです。解約の増加など、契約者の変動を織り込んだシミュレーションを含め、各党が要求している資料やデータを至急提出すべきではありませんか。また、この問題を審議してきた金融審議会の議事録ですら、その重要な部分が提出されておりません。この金融審議

会の会議録も速やかに提出すべきではありませんか。

本法案は、小泉内閣の失政や保険会社経営の失敗のツケを何ら責任のない保険契約者である多くの国民に一方的に押し付け、国民の将来設計を破壊させるとともに、生命保険業界への不信の拡大などをもたらす極めて問題の多い法案であります。徹底した審議を進め、必ず廃案に追い込む決意を表明し、質問を終わります。(拍手)

(国務大臣竹中平蔵君登壇、拍手)

○国務大臣(竹中平蔵君) 池田議員から十四問、質問をいただきました。

まず、経済政策全体の責任を明らかにし、政策転換を図るべきではないかという御指摘でございます。

日本経済の低迷は複合的な構造要因によるものであり、不良債権、財政赤字など負の遺産を抱え、それがデフレの深刻化と株価の低迷に反映されてきました。そこで、小泉内閣は、日本経済の再生のためにはデフレ克服を目指しながら改革を進める以外に道はないとの認識の下で構造改革を推進し、経済情勢に応じては大胆かつ柔軟に対応するとして一貫した方針で経済運営に当たってまいりました。いまだ、まだ道半ばではあります。構造改革は着実に進展しており、経済失政といった御批判は当たらないと考えております。改革を通して日本経済の再生に努力したいと思っております。

保険会社の検査・監督に関する行政責任についてのお尋ねでございます。

まず、保険商品については、保険数理に基づく合理性や妥当性等の基準により認可しております。その時々運用利回りの状況等に照らして考

えれば、適切な判断が行われてきたものと考えております。

また、保険会社の財務状況については、厳正な検査やモニタリングの実施によりまして的確な把握に努めるとともに、厳格化したソルベンシーマージン基準を用いた早期是正措置も活用して、各保険会社に対して健全性の確保に向けた真剣な経営努力を求めているところであります。今後この観点からは全力で取り組んでいきたいというふうに思っております。

基金等の取扱いについて、更生特例法と比べモラルハザードに陥らないか、銀行救済ではないか、契約者への負担の押し付けではないかといった三点のお尋ねがありました。

今回の法案は、破綻に至る前段階で保険会社・保険契約者間の自治的な手続によって契約条件の変更を可能とする仕組みを整備するものであります。銀行の救済が目的であるということではなく、あくまで保険業の継続を通じた保険契約者等の保護を目的としたものでございます。

また、経営責任や銀行等が拠出した基金等の取扱いについては、これは、保険会社は保険契約者に対してこれらについての考え方を示さなければならぬこととしておりまして、保険契約者が納得するかどうかという自治的な手続の中で適切に対応が図られるべき問題であるというふうに思っております。

現実問題として、異議申立て手続が機能するの

かというお尋ねがありました。契約条件の変更に当たっては、契約者の十分な理解を得ることが求められているということには言うまでもありませんが、その際、契約者数が膨大であることや保険の団体性にかんがみて、契約者

の権利の保護の手続としては異議申立て手続を活用することとしております。

ただし、この異議申立てに對しましては、保険会社は、保険契約者が適切に判断できるように、この契約条件の変更が必要な理由等を示さなければならぬこととしており、行政当局においても、この契約条件の変更案の承認の際に、保険契約者への送付書類において十分な説明が行われるか等についても審査をすることとしています。

解約に係る業務の停止についてお尋ねがありました。

契約条件の変更に当たりましては、契約者の保護のために、手続を混乱なく粛々と進めて保険集団の維持を図る必要があります。保険会社に対して、一定の期間、解約に係る業務の停止を命ずることができるとしたわけであります。したがって、解約業務の停止の対象は予定利率の引下げ対象契約に限るものではありませんが、保険契約者の保護の観点から、これは適切に判断することになるというふうに思います。

保険契約者の意思に反して契約条件が変更されることがあるのではないかとお尋ねがございました。

契約条件の変更に当たっては、保険契約者の権利の保護手続としまして、異議申立て手続を行い、異議が十分の一以内の場合に限り条件の変更を行うことができますこととしております。これは、保険契約者が膨大であることや保険の団体性を踏まえた措置でありまして、一定の合理性があるというふうに考えております。

本法案の成立が保険会社に与える影響はどうかというお尋ねがございました。

今回の法案は、逆ざやの存在等により厳しい経営環境にある保険会社に対して、保険会社・保険契約者間の自治的な手続によって予定利率の引下げを可能とする新たな選択肢を追加するものであり、あくまで保険契約者の保護を目的としたものでございます。政府としては、こうした制度の意義、内容等について保険契約者等の十分な理解が得られるよう努めていきたいと思っております。また、保険会社の監督に当たっても、風評リスクが生じないように万全を期して運用するつもりでございます。

本法案について社会的認知は一体得られたのかというお尋ねがございました。

この予定利率の問題については、多くの論点がございますが、金融審議会を始め各関係方面と議論を深めた結果、今般、本法案を取りまとめることができましたために、国会で御審議いただく運びとなったところであります。今後、国会における御審議等も通じて、更に国民及び保険契約者等の御理解を得るべく努力をしてまいりたいというふうに思っております。

契約者集会の開催と異議申立ての期間についてお尋ねがありました。

保険契約者の自治的な意思決定手続としましては、契約者集会の開催が理念的には望ましいところであると思っております。しかし、極めて多数に上る保険契約者集団における意思決定手続としては、実際問題として有効に機能しないおそれがあります。このため、保険会社の機関意思決定として、総代会又は株主総会の特別決議により契約条件の変更案を決定することとしまして、保険契約者の

権利の保護手続としては異議申立て手続を活用するといふふうに行っているわけであります。

また、異議申立て期間については、現行法における異議申立て手続と同様、最低一か月間確保することとしており、具体的な期間は、これは保険会社において適切に決定されていくことになると考えております。

金融審議会の開催についてのお尋ねがございました。

予定利率の問題については、法案提出前の五月十二日に金融審議会を開催いたしました御議論をいただきました。その際、委員からは非常に幅広い観点から様々な御意見をいただいたところでありますけれども、行政として作業を進めることにしては了とされたものと承知しております。いずれにしても、今回の制度の意義、内容等について、国民や保険契約者等の理解が得られますように努めてまいりたいと思っております。

最後に、契約者数の変動を織り込んだシミュレーションでありますとか金融審議会の議事録等についてお尋ねがありました。資料についてでございます。

御指摘のシミュレーションについては、御指摘も、これは前提となる保険会社の経営モデルを構築する必要があります。変動要因も複雑多岐にわたりますことから、これを行うことは技術的に困難であります。

また、金融審議会の議事録については、議事内容の透明性確保の観点から原則として公表しているところであり、御指摘の議事録については、会議を非公開で行っておりまして、各委員も非公開を前提に議論されていること等によりまして、議事録については公表せず、会議終了後の部

会長による記者会見を行ったところでございます。

いずれにしても、この資料につきましましては、可能な範囲で極力対応させていただくつもりでありますので、よろしく御理解をお願い申し上げます。

以上、お答え申し上げます。(拍手)

○議長(倉田寛之君) 平野達男君。

(平野達男君登壇、拍手)

○平野達男君 私は、国会改革連絡会(自由党・無所属の会)を代表しまして、ただいま議題となりました本法案について質問をいたします。

まず、冒頭、現下の国債金利に關係した金融情勢に關し、竹中大臣にお伺いします。

国債の長期金利がこれまでの最低金利を更新し続け、国債価格が高騰を続けています。余剰資金がまだまだ安全価値たる国債に流れていることが原因ですが、このことと日銀の量的金融緩和との關係をどのようにとらえているのか。さらに、いわゆるポートフォリオ・リバランシング効果は有効に機能しているかどうか、併せてお聞きします。

また、将来、景気が良くなり、金利上昇の局面を迎えた場合の対策について、そろそろしっかりとした頭の体操をしておく必要があると思います。竹中大臣はどのように考えておられるのか、お聞かせ願います。

今年三月、預金保険機構から、平成八年十月から実施されてきた預金等全額保護制度下における金融機関の破綻処理が終了した旨の発表がありました。資金援助案件百六十九件、破綻金融機関は百六十八件でした。資金援助額約十八兆円、うち

交付国債、すなわち国民負担であります。十兆円、保険料負担金約八兆円、保険料負担もすなわちこれは預金者負担といふふうに見なければなりません。こういった概要となっております。

本来であれば、この処理が終了すれば市場には健全金融機関だけが残っているはずでありました。しかしながら、時を置かず、りそな銀行への公的資本注入の決定であります。これまでの累次にわたる公的資本注入、そして破綻金融機関への十八兆の資金投入にもかかわらず、なお約二兆円の公的資本を注入しなければならぬ金融機関があることは一体どういうことなのであるでしょうか。

さらに、本法案は、保険会社と銀行とが巨額の資本持ち合い關係にあり、保険会社の破綻による銀行を始めとした金融機関全体に与える影響を回避するため、保険契約者に負担を強いるという性格を有した問題法案であります。

その保険会社であります。保険会社については、平成十二年度以降三年間、破綻に備え約四千億円の政府補助金の充当を認めたセーフティーネットを設定しました。そして、今国会では、この措置を平成十五年以降更に三年間延長することが決定されたところであります。この間、保険業界は、財務の健全化に向け経営の抜本的な見直しなどに努力してきたはずであり、また今後も努力することになっているはずであります。にもかかわらず、今後経営困難に陥ると見込まれる保険会社が予定利率の引下げをしなければ保険会社が破綻をし、契約者がより損をするという暗黙の脅迫の下、事実上の契約不履行を契約者に認めさせる法案を提案する政府の姿勢を一体どう理解すればよろしいのでしょうか。

まして、本法案は、これから保険会社の経営状況が悪化することを前提とした法律であります。保険会社の経営改善に向けた自助努力など当てにならないと公言しているか、これまでの景気・デフレ対策は十分なものであり、かつ今後の対策に自信を持ってない政府自らが認めているようなものであります。

いずれの措置も、破綻を未然に防ぎ、破綻によって生じる預金者、契約者を含めた社会的な混乱を回避するというものともらしい名目が立てられています。同時に、いずれも国民負担や契約者にその負担が転嫁されるということ、また、なぜこうした措置を講じなければならないのか、その責任はどこにあるのかという点について十分説明されないまま議論だけが先行している点でも共通しております。

いずれ、こうした措置を講じなければならないということは、政府の景気判断に関する強弁とは裏腹に、我が国経済が破綻寸前にあることを明確に示すものであります。また、これまでの政府の経済金融政策に大きな間違いがあったという証左でもあると考えます。まず、竹中大臣の所見を伺うものであります。

次に、法案の中身に關し、大きく三点お聞きします。

予定利率の引下げは、「保険業の継続が困難となる蓋然性がある場合」と規定されています。その具体的考え方について政府は基本概念は示しましたが、事務ガイドラインは法律の施行までに検討するとなっております。当然のことながら、この判断はかなり専門性を有し、金融や保険理論、会社経営に關する高度な知識が必要ではございません。一方、保険契約者は、私を含め、こうした専

門知識を持たない普通の国民が大半です。法案では、予定利率の引下げを実施しようとするれば、変更対象契約者に必要な資料を送付して、意思決定を求めることになっています。しかし、そもそもが分かりにくい財務内容となっている生保について、個々に独立した契約者が送付された資料だけで蓋然性を判断できるとする根拠はどこにあるのでしょうか。

結局は、事情が分からないまま、予定利率の引下げをしなければ当該契約者の保険金額は一層大きく削減されるという保険会社の一方的な予告だけで判断を迫られることになると思われますが、このことに関してどのように思われているか、見解を伺います。

仮に契約者が判断できるとして、次の問題点があります。

変更対象契約者の意思決定を確認する方法として異議申立てという手段を取っていることであります。確かに、現行の保険業法では、資本の減少、株式会社から相互会社への組織変更などに際し、異議申立てによって契約者の判断を仰ぐことにしています。しかし、これらは個々人の契約の内容に変化がない場合であります。個々の契約の内容に変化がある場合として、保険会社が破綻した際、保険契約の包括移転についての契約者の意思確認があります。ここでも異議申立てという手段が取られています。

しかし、この場合は保険会社が債務超過などに陥り存続ができなくなった状態であり、契約者の選択の余地は極めて限られていると考えられます。また、破綻後の契約者の保険金は一定のルールに乗って算定されるという前提に立っていると思考されます。本法案の措置では、保険会社はま

だ存続しており、かつ、予定利率の引下げの是非、さらに引下げ幅の妥当性など、必ずしも客観的な指標に基づいて決められるわけではありません。

予定利率の引下げは保険会社と契約者との重大な契約変更であり、保険業法の現行の規定をそのまま準用するには慎重な配慮が必要はなすであります。特に、異議申立てがないことをもって本人の同意とみなすことは、会社の都合だけを優先させた考え方であり、問題があります。

法案のスキームに乗るとすれば、予定利率変更に対する契約者の判断は、本来一定割合以上の同意を条件とすべきであると思われるが、なぜ異議申立て手続によることとしたのか、その法的考え方を説明願うものであります。

さらに、この法律が制定されたからといって、果たしてそれが機能するかという根本的な問題も懸念されます。

確かに、契約者にとって、二者択一の場合には、破綻して保険金が大きく減少するよりは予定利率の引下げによって保険金の減り幅を少なくするという選択がより有利となります。しかし、同時に考えなければならぬ問題は、予定利率を引き下げた場合、当該保険会社の市場の評価がどうなるかという問題であります。

一つの考え方は、破綻の危険性もなくなり、会社の経営のバランスシートが良くなって将来的には配当の増加も期待される、そういう前提で解約も少なく新規契約も増えるという見通しです。しかし、予定利率の引下げによって一時的に破綻の危機はなくなるとは言えますが、経営の改善は会社の努力であり、予定利率の引下げとは直接的な関係はありません。

むしろ、予定利率の引下げは、会社の経営体質そのものに問題があると市場から判断され、経営改善計画を出しても信任されず、新規契約の減少、解約の増加によっていずれ破綻の危機を迎えると考えるのが普通ではないでしょうか。とすれば、本法律案そのものが意味を持たなくなる可能性が高いということでもあります。

竹中大臣は、予定利率を引き下げた保険会社についてどういう見通しを持っておられるのでしょうか。

本法案は、基本的な考え方、法の組立て、その実効性、三つの観点いずれにも問題が多いという三位全悪法案であります。また、本法案を出さざるを得ない状況をつくった原因はほかならぬ政府自身の経済運営の失敗にあり、そもそも現内閣には本法案を提出する資格すら持っていないと申し上げ、質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣竹中平蔵君登壇、拍手〕

○国務大臣(竹中平蔵君) 平野議員にお答え申し上げます。

まず、国債金利に関係した金利情勢についてのお尋ねでございます。

国債市場の動向にしましては、景気、物価、為替の動向、それとマクロの政策、国債需給などにより、これは様々な要因が働いてまいります。

御承知のように、日本銀行は平成十三年三月から量的緩和政策の枠組みを採用しています。この措置によって、金利の抑制、デフレ期待を低下させる効果に加えて、いわゆるポートフォリオ・リバランスによる効果が期待される。この措置は、これまで企業や家計の借入負担の抑制を通じて設備投資、住宅投資へのインパクト、金融機関の余裕資金の増加を通じて資産運用の促進、ひい

ては景気の下支えに一定の貢献をしてきたものというふうに考えております。

一方で、国債発行残高、これは五百二十兆円というところで、金利上昇によるリスクが潜在的に高まっているという指摘があります。現在、経済財政諮問会議においては、こうした視点も踏まえて、資金の面でも、官から民へ流れが戻って家計の豊富な金融資産が民間の成長分野に円滑に投資されるような改革をする資金の流れと金融・産業再生について審議を行っているところであります。これは近く取りまとめられる予定の基本方針二〇〇三、骨太第三弾にも反映させたいというふうに思っております。

政府の経済金融政策、その政策判断に対する御指摘がございました。

小泉内閣は、やるべき構造改革を行わなければ日本経済の再生はないとの認識の下、デフレ克服を目指しながら各般の改革を推進して、経済情勢に応じては大胆かつ柔軟に対応するという一貫した方針で運営に当たってきたと認識をしております。

りそな銀行への公的資本注入にしましても保険業法の改正にしましても、金融システム改革を進める中で金融システムの安定を確保して、預金者、保険契約者の保護を図るためにこれは行うものでございます。日本経済は厳しい状況が続いているものと認識をしておりますけれども、引き続き金融危機は起こさせないという方針の下で構造改革の強化を図るとともに、日本銀行と一体となつてデフレ克服に取り組み、日本経済を一刻も早く再生させるよう努力をしてまいります所存でございます。

保険契約者の判断の問題及び保険契約者への説

明についてのお尋ねがございました。

契約条件の変更にあたりましては、保険会社は保険契約者に対して契約条件の変更がやむを得ない理由等を示さなければならぬというふうにしておりませんが、保険契約者の十分な理解が得られるよう説明することが、これが強く求められているというふうに思っております。

行政当局としましては、契約条件の変更案の承認に際して、保険契約者に送付する書類において十分な説明が行われているかといった点についても審査をすることとしております。

異議申立ての手続、これに対する基本的な考え方はどういふことなのかというお尋ねがありました。

契約条件の変更にあたりましては、保険契約者の十分な理解を得ることが求められると考えておりますけれども、現実問題として、この契約者数が膨大であることや保険の団体性にかんがみて、総代会又は株主総会における特別決議により変更案が決定されることとするとともに、保険契約者の権利の保護手段としてこの異議申立て手続を活用することとしているわけでございます。

予定利率を引き下げた保険会社の見直しはどうなるのかということですが、保険会社は、契約条件の変更にあたっては、保険契約者の保護を図るために、合併でありますとか再編等を行うことを含めて、変更後の安定的な経営を確保できるように十分な努力を行うことが重要であるというふうに思っております。

当局としても、契約条件の変更にあたっては、保険業の継続を図るという観点からその内容等を審査するとともに、変更後におきましては、検査等を適切に実施し、経営状況を的確に把握するほか、健全性の確保に向けて真剣な経営努力を求め

ていく考えてございます。

利率を下げるということだけじゃなくて、その後の経営改革と一緒にやってこの保険会社の業績の向上を実現してまいりたいというふうな思っております。

以上、お答え申し上げます。(拍手)

○議長(倉田寛之君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(倉田寛之君) 日程第一 独立行政法人都市再生機構法案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。国土交通委員長 長藤井俊男君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔藤井俊男君登壇、拍手〕

○藤井俊男君 ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画を実施するため、特殊法人である都市基盤整備公団を解散し、地域振興整備公団の地方都市開発整備業務部門と統合して、独立行政法人都市再生機構を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであります。

委員会におきましては、参考人から意見を聴取するとともに、都市基盤整備公団及び地域振興整備公団が果たしてきた役割、密集市街地整備等の都市再生に対する機構の取り組み方、新規賃貸住

宅建設からの撤退及びこれに代わる民間賃貸住宅建設の見通し、賃貸住宅家賃の設定及び改定の在り方並びに低所得の高齢者等の居住安定方策、若年人居者の拡充、子会社、関連会社の業務の内容とその見直しその他について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

○議長(倉田寛之君) 日程第二 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。環境委員長 海野徹君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔海野徹君登壇、拍手〕

○海野徹君 ただいま議題となりました法律案につきまして、環境委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画を実施するため、国際希少野生動植物種の個体等の登録等又は適正に入手された原材料に係る製品である旨の認定の事務を国に代わって実施する者に関して、指定法人制度を見直し、登録制度を設けようとするものであります。

委員会におきましては、登録制度への移行に伴う公正中立性の担保策、現行法の抜本的改正の必要性、国内希少野生動植物種の指定の拡大と地域個体群への適用等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党の岩佐委員から本法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されてお

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。なお、本法律案に対して附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(倉田寛之君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(倉田寛之君) 間もなく投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(倉田寛之君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百二十
賛成 百八十三
反対 三十七
よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

ます。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(倉田寛之君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(倉田寛之君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(倉田寛之君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百二十三

賛成

二百一

反対

二十二

よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(倉田寛之君) お諮りいたします。

この際、国会等の移転に関する特別委員長から、国会等の移転に関する調査の中間報告を聴取することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(倉田寛之君) 過半数と認めます。国会等の移転に関する特別委員長松谷蒼一郎君。

〔調査報告書は本号(その二)に掲載〕

〔松谷蒼一郎君登壇、拍手〕

○松谷蒼一郎君 国会等の移転に関する特別委員

会におきまして、去る十一日、議決し、同日、議長に提出をいたしました「国会等の移転に関する調査報告(中間報告)」について御報告を申し上げます。

我が国は、第二次世界大戦後、瓦れきの山を前にして深刻な挫折感に打ちのめされながらも、復興と国際社会に復帰への道を歩み、世界にもまれな高度経済成長により今日の繁栄を築き上げてまいりました。しかし、政治、経済、文化等の中枢機能が東京に集中する一方、地域経済の停滞や過疎地域を拡大させるなど、多種多様な問題が発生してまいりました。

こうした国土全般にわたって生じたゆがみを是正するためには、東京一極集中を排除し、二十一世紀にふさわしい政治・行政機能を確立する必要があるとの認識から、平成二年十一月、本会議におきまして国会等の移転に関する決議が行われました。

本委員会は、この決議の趣旨を踏まえ、平成三年八月に設置されて以来、十二年間に八十三回開会し、招致した学識経験者等の参考人は延べ三十人、委員派遣、視察を十回行うなど、国会等の移転に関する調査を鋭意進めてきたところであります。

特に、平成十一年十二月、政府の国会等移転審議会の答申が内閣総理大臣より国会に報告された後は、国民の合意形成の状況、社会経済情勢の諸事情、東京都との比較考量を行ったほか、委員間の意見交換を行うなど、精力的に調査を行いました。また、阪神・淡路大震災、米国における同時多発テロの教訓から、災害対応力の構築と首都機能移転問題についても調査を行いました。

この際、十二年間における調査の結果を報告書に取りまとめ、一昨日、議長に提出した次第であります。

本調査報告書は「特別委員会の経過」、「特別委員会の調査の概要」及び「まとめ」から構成されており、「まとめ」の主な内容は次のとおりであります。

本委員会においては、直ちに国会等の移転先を決し、移転を実施すべきであるとの多くの意見もあったが、一方で、現在の状況を勘案すると慎重に行うべきとの意見もあり、直ちに移転すべきかどうかについては議論が収れんするには至らなかった。また、一部の会派からは、移転すべきではないとの意見もあった。

しかし、現在のようにすべての機能が東京に集中している状態において、東京が大地震あるいは大規模な危機にさらされた場合、我が国の中枢機能は停止し、その結果、我が国のみならず、国際的規模で深刻な危機を招来することになりかねない。そのため、国政の中枢機能をすべて東京に一極集中させておくことは適当ではなく、特に災害及び危機管理に係る中枢機能は速やかに移転すべきとの意見が多くを占めた。

よって、本委員会としては、今日の経済財政情勢、国民の合意形成の状況等を勘案し、防災対応機能、危機管理機能の中枢を優先して移転させるとともに、その他の機能についても、移転先を決定し、移転を実施すべきと考える。

なお、国会等の移転は、国民全体の将来にかかわる重要な課題であり、本委員会の中間報告を踏まえつつ、引き続き、両院の密接な連携の下に議論を進めることが必要と考える。

以上が調査報告の概要であります。詳細につきましては、調査報告書及び会議録で御承知を願います。

最後に、委員各位の真摯かつ精力的な議論の積み重ねにより、本中間報告を取りまとめ、報告することができましたことに心から感謝を申し上げます。

また、貴重な提言や御意見をいただきました参事の方々と並びに御協力をいただきました政府及び関係地方公共団体の皆様に対し、委員会を代表して厚く御礼を申し上げます、御報告いたします。(拍手)

○議長(倉田寛之君) この際、国際問題に関する調査会長から、国際問題に関する調査の中間報告を聴取したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(倉田寛之君) 御異議ないと認めます。国際問題に関する調査会長関谷勝嗣君。

〔調査報告書は本号(その二)に掲載〕

〔関谷勝嗣君登壇、拍手〕

○関谷勝嗣君 国際問題に関する調査会における中間報告につきまして御報告を申し上げます。

参議院に調査会制度が創設されて第六期目となる本調査会は、国際問題に関し長期的かつ総合的な調査を行うため、一昨年八月七日に設置され、三年間のテーマを「新しい共存の時代における日本の役割」と決定をいたしました。

第二年目は、第一年目に引き続き、「東アジア経済の現状と展望」及び「イスラム世界と日本の対応」について鋭意調査を進めてまいりました。

なお、昨年八月から九月にかけて、中東諸国等におけるイスラムの政治、経済、社会及び文化に関する実情調査のため、本院から、調査会長である私、理事及び委員の六名から成る議員団が中東諸国等に派遣されましたので、十一月に派遣議員からその報告を聴取し、委員間の意見交換を行いました。

このたび、第二年目の調査を中間報告として取りまとめ、六月十一日、これを議長に提出をいたしました。

以下、調査の概要を御報告いたします。

まず、「東アジア経済の現状と展望」につきましては、東アジアの経済統合、中国のWTO加盟等市場経済化と国内外への影響、東アジアにおける通貨・金融危機の教訓と再発の防止、情報化の進展と東アジアのITについて、八名の有識者から意見を聴取し、質疑を行ったほか、政府からの報告と質疑、また、委員間の意見交換を行うなど、多角的観点から重点的かつ精力的な調査を行ってまいりました。

以下、その主な論議について申し上げます。

第一は、東アジアの経済統合についてであります。

統合には、FTA、関税同盟、共同市場、経済同盟、完全な経済統合の五類型があり、東アジア地域の統合にはまずFTAを目標とすべきであるとの意見、日本はFTAで後れを取ったが、国民のコンセンサスを得るためには政府の努力が必要であるとの意見、FTA交渉では関係省間で方針

に乖離があり、FTA戦略の司令塔がないとの意見、交渉の責任を外務省が担い関係省間を調整する必要があるが、FTA締結には農産物問題等があり、政治的リーダーシップが不可欠であるとの意見などが述べられました。

第二は、中国のWTO加盟等市場経済化と国内外への影響についてであります。

かつて日本の急激な経済成長が欧米諸国等に日本経済脅威論を起したように、中国が急激な高度成長を実現した場合に脅威となるのではないかと意見、日中間には経済発展レベルで四十年ほどの格差があり、日中関係を競合関係としてではなく補完関係と見るべきであるとの意見、中国を脅威ととらえるのではなく、日本としては特定の分野に安住せず常に新たな分野を求めて努力することが必要であるとの意見などが述べられました。

第三は、東アジアにおける通貨・金融危機の教訓と再発防止についてであります。

アジア通貨危機の経験から、実体経済に基づく資本取引と投機資金の移動とを判別することが重要であるとの意見、中央銀行スワップ網の構築においては、巨額の外貨準備を持つ日本のイニシアチブが問われるとの意見、欧州経済圏、北米経済圏と並ぶアジア経済圏を構想する場合、共通通貨などの問題が重要であるとの意見、軍事、外交、情報などの対外政策の裏付けがあつて初めて円の基軸通貨化は現実的な政策となるとの意見、貿易決済の円建て化やODAによる円資金の供与が円の国際化に役立つとの意見などが述べられました。

日本の情報戦略には強烈なインセンティブがなく、現在の世界潮流から取り残される危険性があるとの意見、IT関連産業が日本の産業の旗振り役となることを期待するとの意見、インターネットは、水、食料、医療と同様に途上国における基本的なニーズであるとの意見、日本のODAは基本的に要請主義に基づいており、ITの優先順位が低い中で、要請主義を抜本的に見直すべきであるとの意見、アジアにおけるITインフラ整備促進が予防外交の面でも経済戦略の面でも重要であるとの意見、アジアにおけるIT面での貢献は日本の重要な役割であり、大きな国益につながるなどの意見などが述べられました。

次に、イスラム世界と日本の対応につきまして、派遣議員からの報告及び委員間の意見交換を行いました。

以下、その主な論議について申し上げます。

イスラム世界に対する認識につきましては、イスラム世界では政教分離を目指していても、国民の大多数は宗教一致の感覚が強く、このバランスをいかに保つかというところにイスラム国家の指導者の苦悩があるのではないかと意見などが述べられました。

テロとジハードにつきましては、イスラムとテロと結び付けて考えることがどれほど危険であり、それが誤解であるかということが十分理解できたとの意見などが述べられました。

中東支援につきましては、人道的支援、特に女性、子供に対する支援こそが文化の違いを乗り越え、融和の道を開くことができるとの意見などが述べられました。

第二年目におきましては、多様な東アジア経済

の中にあつて、日本はどのような役割を果たすべきか、そして、今後、避けて通れないイスラム世界との対話と交流をいかに実現するかについて、多角的観点から充実した議論が展開されました。

今、我々のなすべきことは、猛烈な勢いで進んでおりますグローバル化・インテリジェンションの中で起こる様々な摩擦をいかに有益なものに変えていくかであり、これが人類の英知であり、そのかぎを握るのは日本であると言えます。

本調査会の三年間のテーマである「新しい共存の時代における日本の役割」とは正にこれを指すのではないのでしょうか。最終年に向けてこの点を一層掘り下げ、調査を進めていく所存であります。

以上、御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(倉田寛之君) 本日はこれにて散会いたします。

午前十一時四十一分散会

出席者は左のとおり。

議長	倉田 寛之君
副議長	本岡 昭次君

議員	大江 康弘君	渡辺 孝男君
	森 ゆうこ君	平野 達男君
	沢 たまき君	高橋紀世子君
	岩本 莊太君	高野 博師君
	加藤 修一君	森下 博之君
	中島 啓雄君	島袋 宗康君
	広野ただし君	荒木 清寛君
	福本 潤一君	松 あきら君

木村 仁君	平野 貞夫君	鴻池 祥肇君	月原 茂皓君	中村 敦夫君	辻 泰弘君	小川 勝也君	本田 良一君
田村 秀昭君	弘友 和夫君	田中 直紀君	清水嘉与子君	大塚 耕平君	松井 孝治君	高嶋 良充君	藤井 俊男君
魚住裕一郎君	山口那津男君	関谷 勝嗣君	大島 慶久君	鈴木 寛君	段本 幸男君	畑野 君枝君	大門実紀史君
山本 保君	鶴保 庸介君	若林 正俊君	久世 公堯君	高橋 千秋君	谷 博之君	池田 幹幸君	和田ひろ子君
松岡満壽男君	山本 正和君	青木 幹雄君	森山 裕君	藤原 正司君	神本美恵子君	円より子君	山本 孝史君
日笠 勝之君	風間 昶君	森田 次夫君	岩城 光英君	田浦 直君	山本 一太君	小林 元君	小池 晃君
木庭健太郎君	泉 信也君	岡田 広君	藤井 基之君	佐藤 雄平君	小川 敏夫君	富樫 練三君	岩佐 恵美君
山崎 正昭君	西岡 武夫君	福島啓史郎君	野上浩太郎君	海野 徹君	郡司 彰君	吉川 春子君	直嶋 正行君
渡辺 秀央君	統 訓弘君	西銘順志郎君	椎名 素夫君	櫻井 充君	福山 哲郎君	角田 義一君	長谷川 清君
浜四津敏子君	鶴岡 洋君	西川きよし君	山内 俊夫君	三浦 一水君	佐藤 道夫君	千葉 景子君	岡崎トミ子君
草川 昭三君	浜田卓二郎君	世耕 弘成君	小齊平敏文君	今泉 昭君	伊藤 基隆君	佐藤 泰介君	吉岡 吉典君
扇 千景君	田村耕太郎君	小林 温君	近藤 剛君	朝日 俊弘君	平田 健二君	緒方 靖夫君	筆坂 秀世君
阿南 一成君	岸 宏一君	後藤 博子君	脇 雅史君	齋藤 勤君	谷林 正昭君	国土交通大臣	扇 千景君
日出 英輔君	椎名 一保君	山下 善彦君	中川 義雄君	小野 清子君	柳田 稔君	環境大臣	鈴木 俊一君
柏村 武昭君	吉田 博美君	武見 敬三君	山崎 力君	藁科 満治君	堀 利和君	国務大臣	竹中 平蔵君
森元 恒雄君	松山 政司君	国井 正幸君	常田 享詳君	川橋 幸子君	峰崎 直樹君	(金融担当大臣)	
舛添 要一君	有村 治子君	田村 公平君	鈴木 政二君	江本 孟紀君	篠瀬 進君	(経済財政政策担当大臣)	
愛知 治郎君	大仁田 厚君	亀井 郁夫君	林 芳正君	斎藤 十朗君	勝木 健司君	副大臣	
加治屋義人君	小泉 顕雄君	谷川 秀善君	橋本 聖子君	広中和歌子君	山下八洲夫君	内閣府副大臣	伊藤 達也君
斉藤 滋宣君	加納 時男君	中原 爽君	保坂 三蔵君	江田 五月君	北澤 俊美君	内閣府副大臣	根本 匠君
有馬 朗人君	市川 一朗君	松村 龍二君	野間 赳君	興石 東君	宮本 岳志君		
大野つや子君	仲道 俊哉君	清水 達雄君	佐藤 泰三君	井上 哲士君	又市 征治君		
山下 英利君	荒井 正吾君	狩野 安君	服部三男雄君	岩本 司君	紙 智子君		
岩永 浩美君	岩井 國臣君	魚住 汎英君	河本 英典君	小泉 親司君	田 英夫君		
景山俊太郎君	金田 勝年君	竹山 裕君	真鍋 賢二君	福島 瑞穂君	山根 隆治君		
中島 真人君	南野知恵子君	中曾根弘文君	陣内 孝雄君	池口 修次君	若林 秀樹君		
北岡 秀二君	阿部 正俊君	山東 昭子君	松田 岩夫君	八田ひろ子君	大沢 辰美君		
溝手 顕正君	上野 公成君	杳掛 哲男君	野沢 太三君	大田 昌秀君	内藤 正光君		
加藤 紀文君	矢野 哲朗君	桜井 新君	上杉 光弘君	浅尾慶一郎君	羽田雄一郎君		
太田 豊秋君	吉村剛太郎君	黒岩 宇洋君	榛葉賀津也君	井上 美代君	西山登紀子君		
尾辻 秀久君	松谷蒼一郎君	ツルシマルテイ君	信田 邦雄君	林 紀子君	大脇 雅子君		
宮崎 秀樹君	片山虎之助君	中島 章夫君	大淵 絹子君				

農林水産委員
 辞任 池田 幹幸君 補欠 市田 忠義君
 経済産業委員
 辞任 森元 恒雄君 補欠 片山虎之助君
 国家基本政策委員
 辞任 直嶋 正行君 補欠 和田ひろ子君
 又市 征治君 補欠 又市 貞雄君
 決算委員
 辞任 淵上 貞雄君 補欠 又市 征治君
 同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
 国会等の移転に関する特別委員
 辞任 推名 一保君 補欠 大島 慶久君
 同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を国土交通委員会に付託した。
 成田国際空港株式会社法案(閣法第八六号)
 同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。
 使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約の締結について承認を求めるの件
 過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすこととあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約第一条の改正の受諾について承認を求めるの件
 同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法案

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案
 電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律案
 同日委員長及び調査会長から次の報告書が提出された。
 国会等の移転に関する調査報告書(中間報告)
 国際問題に関する調査報告書(中間報告)
 同日次の質問主意書を内閣に転送した。
 「心神喪失等医療観察法案」に関する質問主意書(平野貞夫君提出)(第三三三号)
 同日内閣から次の報告書を受領した。
 第百五十五回国会参議院において採択された請願の処理経過
 同日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。
 使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約の締結について承認を求めるの件
 過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすこととあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約第一条の改正の受諾について承認を求めるの件
 同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。
 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法案
 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律
 電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律
 昨十二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員
 辞任 宮本 岳志君 補欠 市田 忠義君
 財政金融委員
 辞任 田村耕太郎君 補欠 齊藤 滋宣君
 農林水産委員
 辞任 峰崎 直樹君 補欠 信田 邦雄君
 経済産業委員
 辞任 市田 忠義君 補欠 宮本 岳志君
 国土交通委員
 辞任 小林 温君 補欠 野上浩太郎君
 国家基本政策委員
 辞任 齊藤 滋宣君 補欠 田村耕太郎君
 又市 浩太郎君 補欠 小林 温君
 同日委員会において選任した理事は次のとおりである。
 内閣委員会
 理事 森下 博之君(森下博之君の補欠)
 同日衆議院から次の議案が提出された。
 市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案(衆第二〇号)
 少子化社会対策基本法案(第百五十一回国会衆第五三三号)
 同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

保険業法の一部を改正する法律案(閣法第一一九号)
 次世代育成支援対策推進法案(閣法第一〇九号)
 児童福祉法の一部を改正する法律案(閣法第一一〇号)
 同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。
 市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案(総務委員長提出)(衆第三〇号)
 原子力安全規制委員会設置法案(平野博文君外六名提出)(衆第二九号)
 同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。
 消防組織法及び消防法の一部を改正する法律案
 著作権法の一部を改正する法律案
 下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案
 下請中小企業振興法の一部を改正する法律案
 小規模企業共済法の一部を改正する法律案
 公益法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律案
 農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律案
 農業災害補償法の一部を改正する法律案
 同日委員長から次の報告書が提出された。
 独立行政法人都市再生機構法案(閣法第四五号)
 審査報告書
 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第八八号)審査報告書
 同日議員から次の質問主意書が提出された。

イラク戦争時に日本政府がヨルダンに寄贈したテントに関する再質問主意書(福島瑞穂君提出)(第三四号)
徳山ダムに関する質問主意書(中村敦夫君提出)(第三五号)
同日内閣から、左記の者を食品安全委員会委員に任命したので、食品安全基本法第二十九条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

小泉 直子
寺尾 允男
寺田 雅昭
見上 彪
坂本 元子
中村 靖彦
本間 清一

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

消防組織法及び消防法の一部を改正する法律
著作権法の一部を改正する法律
下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律

下請中小企業振興法の一部を改正する法律
小規模企業共済法の一部を改正する法律
公益法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律
農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律
農業災害補償法の一部を改正する法律

審査報告書

独立行政法人都市再生機構法案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。

平成十五年六月十二日

国土交通委員長 藤井 俊男
参議院議長 倉田 寛之殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画を実施するため、特殊法人である都市基盤整備公団を解散し、地域振興整備公団の地方都市開発整備業務部門と統合して、独立行政法人都市再生機構を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

平成十六年度以降、独立行政法人都市再生機構へ出資金、補給金等が支出される見込みである。

附帯決議

都市再生機構は、自主的、自律的な運営を行う独立行政法人として、所期の成果を挙げるためには、業務運営の効率化と財務内容の改善を図るとともに、中期目標に基づき中期計画の適正かつ確実な実施を図るべきである。

以上のような観点に立って、政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講

じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、都市再生機構は、都市基盤整備公団と地域振興整備公団の地方都市開発整備業務部門が統合され設立されることから、効率的な業務運営が行われるよう組織の簡素化等を図ること。また、機構設立後においても、事務・事業や組織の見直しを行うこと。

二、機構は、経費の削減、譲渡用資産及び未利用地の早期処分並びに支払利息の低減等による財務体質の強化を図るとともに、財務内容等の情報公開を積極的に進めること。

三、機構は、市街地の整備改善に関する業務の実施に当たっては、関係権利者の意思が反映されるよう努め、地方公共団体、民間事業者等との協力及び適切な役割分担を図るとともに、コーディネート業務等のノウハウが積極的に活用されるよう努めること。

四、機構は、民間事業者では実施することが困難でリスクの高い事業を行うに当たっては、創意工夫等により、事業リスクの軽減に努めるとともに、リスク管理の徹底を図ること。

五、機構の保有する建替余地の処分にあたっては、公的資産として活用し、公園・福祉施設・公営住宅等公的な利用を図るよう努めること。

六、機構は、民間事業者の賃貸住宅の建設の見通しを十分勘案しつつ、その供給支援に努めるとともに、良質な賃貸住宅供給が確保されるよう、その補完的役割を適切に果たすよう努めること。

七、機構は、都市基盤整備公団から承継する賃貸住宅について、居住者との信頼関係を尊重し、居住者の居住の安定を図り、住宅や利便施設等

の適切な維持管理を行うとともに、家賃が低所得の高齢者等の居住者に対して過大な負担とならないよう配慮すること。

八、機構は、老朽化した賃貸住宅の建替えに当たっては、低所得の高齢者等への建替家賃減額制度に配慮するなど居住者の居住の安定を図るとともに、良好なまちづくりとコミュニティの維持に努めること。

九、機構の理事長及びその他の役員の選任においては、適切な人材が広く内外から起用されるよう十分配慮すること。

十、機構への移行に当たっては、これまで維持されてきた職員との雇用の安定を含む良好な労働関係に配慮すること。

十一、機構の子会社、関連会社等については、整理・合理化を図るとともに、財務内容等に関する情報公開を推進すること。また、機構関連業務の業務契約について、関係法人との随意契約の適用を厳格に行い、競争入札を原則とし、中小企業への発注機会の拡大のための分離分割方式の活用を含め一般の民間事業者の業務機会の拡大に努めること。

右決議する。

独立行政法人都市再生機構法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。
平成十五年五月十五日

衆議院議長 綿貫 民輔
参議院議長 倉田 寛之殿

独立行政法人都市再生機構法案
独立行政法人都市再生機構法

目次

第一章 総則(第一条—第五条)
第二章 役員及び職員(第六条—第十条)
第三章 業務

第一節 業務の範囲(第十一条)
第二節 業務の実施方法(第十二条—第十七条)

第三節 特定公共施設工事(第十八条—第二十四条)
第四節 賃貸住宅の管理等(第二十五条—第三十二条)

第五章 財務及び会計(第三十三条—第三十六条)
第六章 罰則(第四十一条—第四十二条)

附則
第一章 総則

(目的)
第一条 この法律は、独立行政法人都市再生機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

第二条 この法律及び独立行政法人通則法(平成十一年法律第三十号。以下「通則法」という。)の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人都市再生機構とする。

(機構の目的)
第三条 独立行政法人都市再生機構(以下「機構」という。)は、機能的な都市活動及び豊かな都市生活を営む基盤の整備が社会経済情勢の変化に対応して十分に行われていない大都市及び地域社会の中心となる都市において、市街地の整備改善及び賃貸住宅の供給の支援に関する業務を行うことにより、社会経済情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び居住環境の向上を通じてこれらの都市の再生を図るとともに、都市基盤整備公団(以下「都市公団」という。)から承継した賃貸住宅等の管理等に関する業務を行うことにより、良好な居住環境を備えた賃貸住宅の安定的な確保を図り、もって都市の健全な発展と国民生活の安定向上に寄与することを目的とする。

(事務所)
第四条 機構は、主たる事務所を神奈川県に置く。

(資本金)
第五条 機構の資本金は、附則第三条第六項及び第四条第七項の規定により政府及び地方公共団体から出資があつたものとされた金額の合計額とする。

2 機構は、必要があるときは、国土交通大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

3 政府及び地方公共団体は、前項の規定により機構がその資本金を増加するときは、機構に出資することができる。

4 政府及び地方公共団体は、機構に出資するときは、土地又は建物その他の土地の定着物(以下「土地等」という。)を出資の目的とすることができ、

5 前項の規定により出資の目的とする土地等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

6 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

第二章 役員及び職員
第六条 機構に、役員として、その長である理事長及び監事三人を置く。

2 機構に、役員として、副理事長一人及び理事八人以内を置くことができる。

(副理事長及び理事の職務及び権限等)
第七条 副理事長は、理事長の定めるところにより

り、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長(副理事長が置かれていたときは、理事長及び副理事長)を補佐して機構の業務を掌理する。

3 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、副理事長とする。ただし、副理事長が置かれていない場合であつて理事が置かれていたときは理事、副理事長及び理事が置かれていないときは監事とする。

4 前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行つてはならない。

(役員の任期)
第八条 理事長及び副理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

(役員の欠格条項の特例)
第九条 通則法第二十二條に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。

一 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

二 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

2 機構の役員の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第 号)第九条第一項」とする。

(役員及び職員の地位)
第十条 機構の役員及び職員は、刑法(明治四十

年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務
第一節 業務の範囲

第十一条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 既に市街地を形成している区域において、市街地の整備改善を図るための建築物の敷地の整備(当該敷地の周囲に十分な公共の用に供する施設がない場合において公共の用に供する施設を併せて整備するもの又は当該敷地内の土地の利用が細分されている場合において当該細分された土地を一団の土地として有効かつ適切に利用できるよう整備するものに限る。又は宅地の造成並びに整備した敷地又は造成した宅地の管理及び譲渡を行うこと。

二 既に市街地を形成している区域において、良好な居住性能及び居住環境を有する利便性の高い中高層の賃貸住宅その他の国の施策上特にその供給を支援すべき賃貸住宅の敷地の整備、管理及び譲渡を行うこと。

三 既に市街地を形成している区域において、市街地再開発事業(都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)による市街地再開発事業をいう。以下同じ。)、土地区画整理事業(土地区画整理法(昭和二十九年法律第九十九号)による土地区画整理事業をいう。以下同じ。)、住宅街区整備事業(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)による住宅街区整備事業をいう。以下同じ。))及び流通業務団地造成事業(流通業務市街地の整備に関する法律(昭和四十一年法律第二十号)による流通業務団地造成事業をいう。)を行うこと。

四 既に市街地を形成している区域において、市街地再開発事業、土地区画整理事業又は住

宅街区整備事業に参加組合員(市街地再開発事業にあっては、都市再開発法第五十条の三第一項第五号又は第五十二條第二項第五号(第五十八條第三項において準用する場合を含む。))に規定する特定事業参加者を含む。として参加すること(第六号の業務を併せて行うものに限る。)

五 特定建築者(都市再開発法第九十九条の二第二項に規定する特定建築者をいう。以下この号において同じ。))に特定施設建築物(同条第三項に規定する特定施設建築物をいう。以下この号において同じ。))の建設を行わせる市街地再開発事業に、他に特定建築者とならうとする者(同法第九十九条の三第二項の規定により特定建築者となることが出来るものに限る。))がない場合において、当該市街地再開発事業の特定建築者として特定施設建築物の建設を行い、並びにその管理、増築又は改築(以下「増改築」という。))及び譲渡を行うこと。

六 既に市街地を形成している区域における市街地の整備改善に必要な調査、調整及び技術の提供を行うこと。

七 既に市街地を形成している区域において、第一号から第三号までの業務の実施と併せて整備されるべき公共の用に供する施設の整備、管理及び譲渡を行うこと。

八 既に市街地を形成している区域において、地方公共団体からの委託に基づき、民間事業者による次に掲げる事業の施行と併せて整備されるべき公共の用に供する施設の整備、管理及び譲渡を行うこと。

イ 市街地再開発事業

ロ 土地区画整理事業

ハ 住宅街区整備事業

二 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第百一条の八の認定計画に基づく同法第二条第五号に規

定する都心共同住宅供給事業

ホ 都市再開発法第百二十九条の六の認定再開発事業計画に基づく同法第百二十九条の二第一項に規定する再開発事業

ヘ 都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)第二十五条の認定計画に基づく同法第二十条第一項に規定する都市再生事業

ト その他政令で定める事業

九 第十六条第一項に規定する整備敷地等(以下この号において単に「整備敷地等」という。))について、同項及び同条第二項本文の規定に基づき公募の方法により譲渡し、又は賃貸しようとしたにもかかわらず、同条第一項各号に掲げる条件を備えた応募者がいなかった場合において、次に掲げる住宅又は施設(賃貸住宅の敷地として整備した整備敷地等にあつては、イからハまでに掲げるものに限る。))の建設を行い、並びにそれらの管理、増改築及び譲渡を行うこと。

イ 第二号に規定する賃貸住宅

ロ イの賃貸住宅の建設と一体として事務所、店舗等の用に供する施設の建設を行うことが適当である場合におけるそれらの用に供する施設

ハ 整備敷地等の利用者の利便に供する施設

ニ 整備敷地等の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の高度化を図るため住宅又は事務所、店舗等の用に供する施設を建設する必要がある場合における当該住宅又は施設土地等の取得を要する業務(委託に基づき行うものを除く。))の実施に必要な土地等を提供した者又は当該業務が実施される土地の区域内に居住し、若しくは当該区域内で事業を営んでいた者(以下この号及び第十六条第一項において「土地提供者等」という。))の申出に応じて、当該土地提供者等に譲渡し、又は賃貸するための住宅又は事務所、店舗等の用に

供する施設(市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の高度化を図るため当該住宅又は施設と一体として住宅又は事務所、店舗等の用に供する施設を建設する必要がある場合における当該住宅又は施設を含む。))の建設を行い、並びにそれらの管理、増改築及び譲渡を行うこと。

十一 地方公共団体からの委託に基づき、根幹的なものとして政令で定める規模以上の都市公園(都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第二条第一項に規定する都市公園をいう。以下同じ。))の建設、設計及び工事の監督管理を行うこと。

十二 附則第四条第一項の規定により機構が都市公園から承継した賃貸住宅、公共の用に供する施設及び事務所、店舗等の用に供する施設並びに附則第十二条第一項第二号の規定により機構が建設し、及び整備した賃貸住宅、公共の用に供する施設及び事務所、店舗等の用に供する施設の管理、増改築及び譲渡を行うこと。

十三 第九号の業務に係る同号イの賃貸住宅及び前号の賃貸住宅について賃貸住宅の建替え(現に存する賃貸住宅を売却するとともに、これらの存していた土地の全部又は一部に新たに賃貸住宅を建設すること(新たに建設する賃貸住宅と一体の賃貸住宅を当該区域内の土地に隣接する土地に新たに建設することを含む。))をいう。以下同じ。))を行い、並びにこれにより新たに建設した賃貸住宅の管理、増改築及び譲渡を行うこと。

十四 前二号の業務に係る賃貸住宅の居住者の利便に供する施設の整備、管理及び譲渡を行うこと。

十五 第十三号の業務による賃貸住宅の建替えに併せて、次の業務を行うこと。

イ 当該賃貸住宅の建替えと併せて整備されるべき公共の用に供する施設の整備、管理

及び譲渡を行うこと。

ロ 当該賃貸住宅の建替えと併せてこれと一体として事務所、店舗等の用に供する施設の建設を行うことが適当である場合において、それらの用に供する施設の建設を行い、並びにその管理、増改築及び譲渡を行うこと。

ハ 当該賃貸住宅の建替えにより除却すべき賃貸住宅の居住者の申出に応じて、当該居住者に譲渡するための住宅の建設を行い、並びにその管理及び譲渡を行うこと。

十六 災害の発生により緊急に賃貸住宅を建設する必要がある場合において、第十三条第一項に規定する国土交通大臣の求め又は第十四条第三項に規定する地方公共団体の要請に基づき、当該賃貸住宅の建設を行い、並びにその管理、増改築及び譲渡を行うこと。

十七 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

機構は、前項の業務のほか、次に掲げる業務を行う。

一 筑波研究学園都市建設法(昭和四十五年法律第七十三号)第九条に規定する筑波研究学園都市建設事業を行うこと。

二 関西文化学術研究都市建設促進法(昭和六十二年法律第七十二号)第七条の同意建設計画に従って同法第二条第一項に規定する関西文化学術研究都市の建設を行うこと。

三 被災市街地復興特別措置法(平成七年法律第十四号)第二十一条第一項に規定する業務を行うこと。

四 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)第三十一条に規定する業務を行うこと。

機構は、前二項の業務のほか、前二項の業務の遂行に支障のない範囲内で、委託に基づき、次の業務を行うことができる。

一 建築物の敷地の整備又は宅地の造成及び整備した敷地又は造成した宅地の管理を行うこと。

二 政令で定める住宅の建設(増改築を含む。)及び管理を行うこと。

三 建築物の敷地の整備若しくは宅地の造成又は住宅の建設と併せて整備されるべき公共の用に供する施設の整備を行うこと。

四 次に掲げる施設の建設(増改築を含む。)又は整備及び管理を行うこと。

イ 第一項第一号から第三号までの業務(同項第三号の業務にあつては、市街地再開発事業又は土地区画整理事業の施行に係るものに限る。)の実施と併せて事務所、店舗等の用に供する施設の建設を行うことが必要である場合におけるそれらの用に供する施設

ロ 機構が整備した敷地若しくは造成した宅地(第一号の規定によるものを含む。)の利用者又は機構が建設し若しくは管理する住宅(第二号の規定によるものを含む。)の居住者の利便に供する施設

ハ 機構が行う住宅の建設(第二号の規定によるものを含む。)と一体として事務所、店舗等の用に供する施設の建設を行うことが適当である場合におけるそれらの用に供する施設

五 市街地の整備改善、賃貸住宅の供給、管理及び増改築並びに都市公園の整備のために必要な調査、調整及び技術の提供を行うこと。

第二節 業務の実施方法

(民間事業者との協力等)

第十二条 機構は、前条に規定する業務の実施に当たっては、それぞれの都市の実情に応じて、できる限り民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用し、民間事業者との協力及び役割分担が適切に図られるよう努めなければならない。

2 機構は、前条第一項第二号の業務の実施に当

たつては、当該業務の実施により整備した敷地における民間事業者の賃貸住宅の建設の見通しを十分勘案して行わなければならない。

(国土交通大臣の要求)

第十三条 国土交通大臣は、国の利害に重大な関係があり、かつ、災害の発生その他特別の事情により緊急の実施を要すると認めるときは、機構に対し、第十一条第一項第一号から第三号まで、第十三号又は第十六号の業務(これらに附帯する業務を含む。)に関し、当該業務に関する計画を示して、その実施を求めることができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による求めをしうとするときは、あらかじめ、当該業務に関する計画について関係地方公共団体の意見を聴き、その意見を尊重しなければならない。

3 機構は、国土交通大臣から第一項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。

(関係地方公共団体からの要請等)

第十四条 機構は、第十一条第三号の業務で都市再開発法第二条の二第五項第一号又は土地区画整理法第三条の二第一項の規定により実施するもの(これらに附帯する業務を含む。)前条第一項の規定による国土交通大臣の求めに基づき実施するものを除く。以下この条において「特定再開発等業務」という。については、関係地方公共団体からの当該業務に関する計画を示した要請に基づき行うものとする。ただし、都市再生特別措置法第二条第三項に規定する都市再生緊急整備地域(以下この条において「都市再生緊急整備地域」という。)において同法第十五条第一項に規定する地域整備方針(以下この条において「地域整備方針」という。)に即して行う特定再開発等業務にあつては、この限りでない。

2 地方公共団体は、必要があると認めるときは、機構に対し、都市再生緊急整備地域においては、機構に対し、必要があるとき

て地域整備方針に即して行うべき特定再開発等業務に関し、当該業務に関する計画を示して、その実施を要請することができる。

3 地方公共団体は、災害の発生により緊急に賃貸住宅を建設する必要があるときは、機構に対し、第十一条第一項第十六号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。)に関し、当該業務に関する計画を示して、その実施を要請することができる。

4 前三項の要請に関し必要な事項は、政令で定める。

5 機構は、都市再生緊急整備地域において地域整備方針に即して特定再開発等業務を実施しようとするときは、第二項の規定による地方公共団体の要請があり、かつ、当該要請に基づき行うものを除き、あらかじめ、当該業務に関する計画について関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。この場合において、関係地方公共団体の意見があるときは、これを尊重しなければならない。

6 機構は、賃貸住宅の建設(賃貸住宅の建替えを含む。)又は第十一条第二項第一号若しくは第二号の業務で新たに住宅市街地その他の市街地を整備するための宅地の造成に係るものを実施しようとするときは、第三項の規定による地方公共団体の要請があり、かつ、当該要請に基づき行うものを除き、あらかじめ、これらの業務に関する計画について関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。

7 機構は、賃貸住宅の管理に関する業務の運営については、公営住宅(公営住宅法昭和二十六年法律第九十三号)第二条第二号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。)の事業主体(同条第十六号に規定する事業主体をいう。以下同じ。)である関係地方公共団体と密接に連絡するものとする。

(都市計画の決定等の提案)

第十五条 第十一条第六号の業務に係る市

街地の整備改善に関し、都市計画の決定又は変更をする必要がある場合における都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条の二第二項の規定の適用については、同項中「又はこれらに準ずるものとして地方公共団体の条例で定める団体」とあるのは、「若しくはこれらに準ずるものとして地方公共団体の条例で定める団体又は独立行政法人都市再生機構」とする。

2 次の各号に掲げる業務の実施に関し、当該各号に定める都市計画の決定又は変更をする必要がある場合における都市計画法第二十一条の二第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項中「又はこれらに準ずるものとして地方公共団体の条例で定める団体」とあるのは、「若しくはこれらに準ずるものとして地方公共団体の条例で定める団体又は独立行政法人都市再生機構」と、「前項に規定する土地の区域」とあるのは、「前項に規定する土地の区域(独立行政法人都市再生機構にあつては、都市計画区域又は準都市計画区域のうち独立行政法人都市再生機構法第十五条第二項各号に掲げる業務の実施に必要な土地の区域)」と、「同項後段」とあるのは、「前項後段」と、同条第三項中「次に掲げる」とあるのは、「次の各号(独立行政法人都市再生機構法第十五条第二項の規定により読み替えて適用される前項の規定による独立行政法人都市再生機構の提案にあつては、第一号)に掲げるところ」とする。

一 第十三条第一項の規定による国土交通大臣の求め又は前条第一項から第三項までの規定による地方公共団体の要請に基づき行う第十三条第一項第一号から第三号まで、第十三号又は第十六号の業務 当該業務の実施に必要な市街地再開発事業に関する都市計画その他の政令で定める都市計画

二 第十八条第一項に規定する特定公共施設工事に係る業務(同項に規定する特定公共施設の管理者の同意を得たものに限る。) 同項

に規定する特定公共施設に係る都市施設に関する都市計画

(整備敷地等の譲渡又は賃貸の方法)

第十六条 機構は、建築物の敷地の整備又は宅地の造成に係る業務(土地区画整理事業の施行に伴うものを含む、委託に基づくものを除く)の実施により整備した敷地又は造成した宅地(以下この条及び次条において「整備敷地等」という。)については、当該整備敷地等の譲渡の対価又は地代に関する事項、当該整備敷地等において建設すべき建築物(賃貸住宅の敷地として整備した整備敷地等)については、当該整備敷地等に建設すべき賃貸住宅。以下この条において同じ。)に関する事項その他国土交通省令で定める事項に関する計画(以下この条において「譲渡等計画」という。)を定め、次に掲げる条件を備えた者に譲渡し、又は賃貸しなければならない。ただし、機構がその事務若しくは事業(第十一

条第一項第九号に規定する住宅又は施設の建設に係るものを除く。)の用に供するため必要がある場合又は土地提供者等、自己の居住の用に供する宅地を必要とする者その他国土交通省令で定める者に譲渡し、若しくは賃貸する場合は、この限りでない。

一 譲渡等計画に定められた建設すべき建築物に関する事項に適合する建築物を建設しようとする者であること。

二 前号に規定する建築物の建設に必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分な者であること。

三 整備敷地等の譲渡の対価又は地代の支払能力がある者であること。

2 機構は、前項本文の規定により整備敷地等を譲渡し、又は賃貸しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、公募し、その応募者のうちから公正な方法で選考しなければならない。ただし、いったん公募したにもかかわらず、同項各号に掲げる条件を備えた応募者が

いなかった場合においては、次条第一項の規定による投資を受けて同項第三号に掲げる業務を行う事業を営む者に、当該整備敷地等を譲渡し、又は賃貸することができる。

3 機構は、第一項本文の規定により整備敷地等を譲渡し、又は賃貸するときは、当該整備敷地等の土地の区域について、都市計画法第二十一条の二(前条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による都市計画の決定又は変更の提案その他譲渡等計画に定められた建設すべき建築物に関する事項に適合した建築物の建設の促進を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(投資)

第十七条 機構は、業務運営の効率化、提供するサービスの質の向上等を図るため特に必要がある場合においては、国土交通大臣の認可を受けて、次に掲げる業務を行う事業に投資(融資を含む。)をすることができる。

一 第十一条第一項第三号から第五号まで、第九号若しくは二又は第十号の業務(同項第三号又は第四号の業務にあつては、市街地再開発事業又は土地区画整理事業に係るものに限る。)の実施により機構が建設した事務所、店舗等の用に供する施設の管理に関する業務

二 機構が管理する建築物の敷地若しくは宅地又は賃貸住宅に係る環境の維持又は改善に関する業務

三 整備敷地等の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の高度化を図るための建築物で政令で定めるものの建設又は管理に関する業務

2 前項第三号に掲げる業務を行う事業に対する投資は、当該整備敷地等について、前条第一項及び第二項本文の規定に基づき公募の方法により譲渡し、又は賃貸しようとしたにもかかわらず、同条第一項各号に掲げる条件を備えた応募者がいなかった場合に限り、することができる

ものとする。

第三節 特定公共施設工事

(特定公共施設工事の施行)

第十八条 機構は、第十一条第一項第七号の業務又は公共の用に供する施設の整備に係る同条第二項第一号若しくは第二号の業務を行う場合において、その業務が建築物の敷地の整備又は宅地の造成(市街地再開発事業又は土地区画整理事業の施行に伴うものを含む、その種類に応じ国土交通省令で定める規模以上のものに限り。)と併せて整備されるべき次の各号に掲げる公共の用に供する施設(以下「特定公共施設」という。)に係る当該各号に定める工事(以下「特定公共施設工事」という。)であるときは、当該特定公共施設工事の管理者(管理者となるべき者を含む。以下この節において同じ。)の同意を得て、その管理者に代わって当該特定公共施設工事を施行することができる。

一 道路法(昭和二十七年法律第八十号)の道路(高速自動車国道及び一般国道を除く。)の道

同法による当該道路の新設又は改築に関する工事

二 都市公園法の都市公園(同法第二条第一項第一号に該当するものに限る。) 同法による当該都市公園の新設又は改築に関する工事

三 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)の公共下水道又は都市下水路 同法による当該公共下水道又は都市下水路の設置又は改築に関する工事

四 河川法(昭和三十一年法律第六十七号)の一般河川(指定区間内のものを除く。)以外の河川(同法第百条第一項に規定する準用河川(第二十一条において単に「準用河川」という。)を含む。) 同法による河川工事

2 機構は、前項の規定により特定公共施設工事を施行する場合には、政令で定めるところにより、特定公共施設工事の管理者に代わってその権限の一部を行うものとする。

3 特定公共施設(河川を除く。)の管理者が第一項の同意をしようとするときは、あらかじめ、当該管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

4 機構は、第一項の規定により特定公共施設工事をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

5 機構は、第一項の規定による特定公共施設工事の全部又は一部を完了したときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

(機構の意見の聴取)

第十九条 特定公共施設の管理者は、前条第一項の同意をした特定公共施設について次の行為を行おうとする場合には、あらかじめ、機構の意見を聴かなければならない。

一 道路法第十条の路線の廃止又は変更

二 道路法第十八条第一項の道路の区域の変更

三 都市公園法第二十条の都市公園の区域の変更又は廃止

四 下水道法第四条第一項の公共下水道の事業計画の変更

五 下水道法第二十七条第一項の公示事項の変更

六 河川法第五十六条第六項(同法第百条において準用する場合を含む。)の指定の変更又は廃止(特定公共施設工事の廃止等)

第二十條 機構は、特定公共施設の管理者の同意を得た場合でなければ、特定公共施設工事を廃止してはならない。

2 第十八条第五項の規定は、機構が特定公共施設工事を廃止した場合について準用する。

3 機構が特定公共施設工事を廃止したときは、当該特定公共施設工事に要した費用の負担については、機構と特定公共施設の管理者が協議して定めるものとする。

4 前項の協議が成立しないときは、機構又は当該特定公共施設の管理者の申請に基づき、国土交通大臣が裁定する。

5 前項の規定により国土交通大臣が裁定をした場合においては、第三項の規定の適用については、機構と当該特定公共施設の管理者との協議が成立したものとなす。

(特定公共施設及びその用に供する土地の権利の帰属)

第二十一条 第十八条第五項の規定による特定公共施設工事の完了の公告のあった特定公共施設及びその用に供する土地について機構が取得した権利は、その公告の日の翌日において当該特定公共施設の管理者(当該特定公共施設が河川(準用河川を除く。)である場合には、国)に帰属するものとする。

(費用の負担又は補助)

第二十二条 機構が第十八条の規定により特定公共施設工事を行なう場合には、その施行に要する費用の負担及びその費用に関する国の補助については、特定公共施設の管理者が自ら当該特定公共施設工事を行なうものとする。

2 前項の規定により国が当該特定公共施設の管理者(管理者が地方公共団体の長である場合には、その長の統轄する地方公共団体。第四項において同じ。)に対し交付すべき負担金又は補助金は、機構に交付するものとする。

3 前項の場合には、機構は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)の規定の適用については、同法第二条第三項に規定する補助事業者等とみなす。

4 第一項の特定公共施設の管理者は、同項の費用の額から第二項の負担金又は補助金の額を控除した額を機構に支払わなければならない。

5 第一項の費用の範囲、前項の規定による支払の方法その他同項の費用に関し必要な事項は、政令で定める。

(審査請求)

第二十三条 機構が第十八条第二項の規定により特定公共施設の管理者に代わってした処分不服がある者は、国土交通大臣に対して行政不服審査法(昭和二十七年法律第百十号)による審査請求をすることが出来る。ただし、他の法令により不服申立てができないこととされているものについては、この限りでない。

(道路法等の適用)

第二十四条 第十八条第二項の規定により特定公共施設の管理者に代わってその権限を行なう機構は、道路法第八章、都市公園法第四章、下水道法第五章及び河川法第七章の規定の適用については、当該特定公共施設の管理者とみなす。

第四節 賃貸住宅の管理等

(家賃の決定)

第二十五条 機構は、賃貸住宅(公営住宅の事業主体その他の住宅を賃貸する事業を行う者に譲渡し、又は賃貸するものを除く。以下この条において同じ。)に新たに同居する者の家賃の額については、近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しないよう定めなければならない。

2 機構は、賃貸住宅の家賃の額を変更しようとする場合においては、近傍同種の住宅の家賃の額、変更前の家賃の額、経済事情の変動等を総合的に勘案して定めなければならない。この場合において、変更後の家賃の額は、近傍同種の住宅の家賃の額を上回らないように定めなければならない。

3 前二項の近傍同種の住宅の家賃の算定方法は、国土交通省令で定める。

4 機構は、第一項又は第二項の規定にかかわらず、居住者が高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者でこれらの規定による家賃を支払うことが困難であると認められるものである場合又は賃貸住宅に災害その他の特別の事由が生じた場合においては、家賃を減免することができる。

(賃貸住宅の建替等の実施等)

第二十六条 機構は、次に掲げる要件に該当する場合においては、賃貸住宅の建替をすることが出来る。

一 除却する賃貸住宅の大部分が政令で定める耐用年限の二分の一を経過していること又はその大部分につき賃貸住宅としての機能が災害その他の理由により相当程度低下していること。

二 第十一条第一項第二号に規定する賃貸住宅を新たに建設する必要があること又は賃貸住宅の需要及び供給の現況及び将来の見通しを勘案して当該地域に良好な居住性能及び居住環境を有する賃貸住宅を十分確保する必要があること。

2 機構は、賃貸住宅の建替に関する計画について第十四条第六項の規定による意見聴取に基づき関係地方公共団体から申出があった場合においては、公営住宅又は社会福祉施設(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第六十二条第一項に規定する社会福祉施設をいう。)その他の居住者の共同の福祉のために必要な施設の整備を促進するため、賃貸住宅の建替に併せて、当該賃貸住宅の建替に支障のない範囲内で、土地の譲渡その他の必要な措置を講じなければならない。

(仮住居の提供)

第二十七条 機構は、賃貸住宅の建替により除却すべき賃貸住宅の居住者で当該賃貸住宅の建替に伴いその明渡しをするもの(以下「従前居住者」という。)に対して、必要な仮住居を提供しなければならない。

(新たに建設される賃貸住宅への入居)

第二十八条 機構は、従前居住者であつて、三十日を下らない範囲内で当該従前居住者ごとに機構の定める期間内に当該賃貸住宅の建替により新たに建設される賃貸住宅への入居を希望する旨を申し出たものを、当該賃貸住宅に入居させなければならない。

2 機構は、前項の期間を定めたときは、当該従前居住者に対して、これを通知しなければならない。

3 機構は、第一項の規定による申出をした者に対して、相当の猶予期間を置いてその者が新たに建設された賃貸住宅に入居すべき期間を定め、その期間内に当該賃貸住宅に入居すべき旨を通知しなければならない。

4 機構は、正当な理由がないのに前項の通知に係る入居すべき期間内に当該賃貸住宅に入居しなかった者については、第一項の規定にかかわらず、当該賃貸住宅に入居させないことができる。

(公営住宅への入居)

第二十九条 機構は、賃貸住宅の建替に併せて公営住宅が整備される場合において、従前居住者で公営住宅法第二十三条各号(同条に規定する老人等)にあつては、同条第二号及び第三号に掲げる条件を具備する者が当該公営住宅への入居を希望したときは、その入居を容易にするように特別の配慮をしなければならない。

2 前項の場合において、当該公営住宅の事業主体は、機構が行う措置に協力するよう努めなければならない。

(説明会の開催等)

第三十条 機構は、賃貸住宅の建替に関し、説明会を開催する等の措置を講ずることにより、当該賃貸住宅の建替により除却すべき賃貸住宅の居住者の協力が得られるように努めなければならない。

(移転料の支払)

第三十一条 機構は、従前居住者が賃貸住宅の建替に伴い住居を移転した場合においては、当該従前居住者に対して、通常必要な移転料を支払わなければならない。

(建替に係る家賃の特例)

第三十二条 機構は、従前居住者を、賃貸住宅の建替えにより新たに建設した賃貸住宅又は機構が管理する他の賃貸住宅に入居させる場合において、新たに入居する賃貸住宅の家賃が従前の賃貸住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第二十五条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該入居者の家賃を減額することができる。

第四章 財務及び会計

(利益及び損失の処理の特例等)

第三十三条 機構における通則法第四十四条第一項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「第三項の規定により同項の使途に充てる場合」とあるのは、「政令で定めるところにより計算した額を国庫及び機構に出資した地方公共団体に納付する場合又は第三項の規定により同項の使途に充てる場合」とする。

2 機構は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間(以下この項において「中期目標の期間」という。)の最後の事業年度に係る前項の規定により読み替えられた通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち国土交通大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの)の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十一条に規定する業務の財源に充てることができる。

3 国土交通大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 機構は、第二項に規定する積立金の額に相当

する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫及び機構に出資した地方公共団体に納付しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に必要事項は、政令で定める。

(長期借入金及び都市再生債券)

第三十四条 機構は、第十一条第一項(第十一号を除く。)並びに第二項第一号及び第二号に規定する業務に必要な費用に充てるため、国土交通大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は都市再生債券(以下この章において「債券」という。)を発行することができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 第一項の規定による債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

4 前項の先取特権の順位は、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

5 機構は、国土交通大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

6 商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百九条、第三百十条及び第三百十一条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

7 前各項に定めるもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。

(債務保証)

第三十五条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の長期借

入金又は債券に係る債務(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号)第二条の規定に基づき政府が保証契約をすることができ、債務を除く。)について保証することができる。

(償還計画)

第三十六条 機構は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立てて、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

第五章 雑則

(協議)

第三十七条 国土交通大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 第五条第二項、第十七条第一項、第三十四条第一項若しくは第五項又は前条第一項の認可をしようとするとき。

二 第三十三条第二項の承認をしようとするとき。

2 国土交通大臣は、第二十条第四項の規定による裁定をしようとするときは、あらかじめ、総務大臣と協議しなければならない。

(主務大臣等)

第三十八条 機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ国土交通大臣、国土交通省及び国土交通省令とする。

(他の法令の準用)

第三十九条 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、機構を国の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

(国家公務員共済組合法の適用に関する特例)

第四十条 機構の役員及び職員は、国家公務員共

済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)の規定の適用については、同法第二条第一項第一号に規定する職員には該当しないものとする。この場合において必要な事項は、政令で定める。

(国家公務員宿舎法の適用除外)

第四十一条 国家公務員宿舎法(昭和二十四年法律第十七号)の規定は、機構の役員及び職員には適用しない。

第六章 罰則

第四十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により国土交通大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二 第十一条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十六年七月一日から施行する。ただし、第三十八条並びに附則第三条、第四条及び第二十四条の規定は、公布の日から施行する。

(機構の設立)
第二条 機構は、通則法第十七条の規定にかかわらず、この法律の施行の時に成立する。

2 機構は、通則法第十六条の規定にかかわらず、機構の成立後遅滞なく、政令で定めるところにより、その設立の登記をしなければならない。

(地域公団の権利及び義務の承継等)
第三条 機構の成立の時に現に地域振興整備公団(以下「地域公団」という。)が有する権利及び義務であつて次に掲げる業務(以下「旧地方都市開発整備等業務」という。)に係るものは、次項の規定により国が承継する資産を除き、権利及び義務の承継に関し必要な事項を定めた承

總計画書において定めるところに従ひ、その時において機構が承継する。

一 附則第十八条の規定による改正前の地域振興整備公団法(昭和三十七年法律第九十五号。以下「旧地域公団法」という。)第二十四条の二に規定する地方都市開発整備等業務(旧地域公団法第十九条第一項第一号ハに掲げる業務のうち同項第三号の規定による工場用地の造成と併せて行われるものを除く。)の二次に掲げる業務(前号に掲げるものを除く。)

イ 附則第六十条の規定による改正前の地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律(平成四年法律第七十六号)第四十二條の規定により読み替えて適用される旧地域公団法第二十四条の二に規定する地方都市開発整備等業務

ロ 附則第六十四条の規定による改正前の中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(平成十年法律第九十二号)第九条の規定により読み替えて適用される旧地域公団法第二十四条の二に規定する地方都市開発整備等業務

2 機構の成立の際現に地域公団が有する旧地方都市開発整備等業務に係る権利のうち、機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、機構の成立の時に国が承継する。

3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に關し必要な事項は、政令で定める。

4 機構の成立の時に現に地域公団が発行している債券に係る債務のうち第一項の規定により機構が承継するものの範囲は、国土交通大臣が経済産業大臣と協議して定める。

5 第一項の承継計画書は、地域公団が、政令で

定める基準に従つて作成し、国土交通大臣の認可を受けたものでなければならない。

6 第一項の規定により機構が地域公団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、旧地方都市開発整備等出資金額(政府から地域公団に對し出資されている出資金に相当する金額のうち、旧地方都市開発整備等業務に充てられるべきものとして出資されたものとみなすものとして国土交通大臣が財務大臣と協議して定める金額をいう。以下この項において同じ。)は、政府から機構に對し附則第十三条第二項に規定するその他の業務(以下この項及び次条において「都市再生業務」という。)に充てられるべきものとして出資されたものとし、機構が承継する旧地方都市開発整備等業務に係る資産の価額から当該旧地方都市開発整備等業務に係る負債の金額及び旧地方都市開発整備等出資金額の合計額を差し引いた額は、都市再生業務に係る勘定に属する積立金又は繰越欠損金として整理するものとする。

7 前項の資産の価額は、機構の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

8 前項の評価委員その他評価に關し必要な事項は、政令で定める。

9 地域公団は、第一項の規定により機構が地域公団の権利及び義務を承継した時に、旧地方都市開発整備等業務に必要な資金に充てられたため政府から地域公団に對して出資された額として国土交通大臣が定める金額によりその資本金を減少するものとする。

10 国土交通大臣は、第五項の認可をしようとするとき、又は前項の額を定めようとするときは、経済産業大臣に協議しなければならない。

11 地域公団の平成十六年四月一日に始まる事業年度の旧地方都市開発整備等業務に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書の作

成等については、機構が従前の例により行うものとする。

(都市公団の解散並びに権利及び義務の承継等) 第四条 都市公団は、機構の成立の時に對して解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時において機構が承継する。

2 機構の成立の際現に都市公団が有する権利のうち、機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、機構の成立の時に對して国が承継する。

3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に關し必要な事項は、政令で定める。

4 都市公団の平成十六年四月一日に始まる事業年度は、都市公団の解散の日の前日に終わるものとする。

5 都市公団の平成十六年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書の作成等については、機構が従前の例により行うものとする。この場合において、当該決算完了の期限は、解散の日の翌日から起算して四月を経過した日とする。

6 前項の場合においては、附則第十八条の規定による廃止前の都市基盤整備公団法(平成十一年法律第七十六号。以下「旧都市公団法」という。)第九条第一項の規定は、適用しない。

7 第一項の規定により機構が都市公団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、政府及び地方公共団体から都市公団に出資されている出資金に相当する金額のうち次の表の上欄に掲げる業務に充てられるべきものとして出資されたもの(政府からの出資に係るものにあつては、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める金額に限る。)は、それぞれ、政府及び当該地方公共団体から機構に對し同表の下欄に掲げる業務に充てられるべきものとして出資されたものとし、機構が承継する同表の上欄に掲げる業務に係る資産の価額から当該業務に係る負債の金額及び同表の下欄に掲げる業務に充てられるべきものとして出資されたものとした金額の合計額を差し引いた額は、それぞれ、同欄に掲げる業務に係る勘定に属する積立金又は繰越欠損金として整理するものとする。

都市公団の業務

旧都市公団法附則第十一条第二項に規定するその他の業務

旧都市公団法附則第十二条第一項に規定する鉄道業務

機構の業務

都市再生業務

附則第十三条第一項に規定する鉄道業務

8 前条第七項及び第八項の規定は、前項に規定する資産の価額について準用する。

9 都市公団が解散した場合は、旧都市公団法第六十三條第二項の規定にかかわらず、残余財産の分配は、行わない。

10 第一項の規定により都市公団が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(借入金及び都市基盤整備債券等の利息等に係る交付金)

第五条 政府は、平成十六年度から平成二十一年度までの間において、機構に對して、都市公団が平成十四年度末までに借り入れた借入金旧都市公団法附則第六條第一項の規定により都市公団が住宅・都市整備公団から承継した借入金を含む。以下この項において同じ。及び発行し

た都市基盤整備債券等(旧都市公団法第五十五条第一項の都市基盤整備債券、同条第二項の都市基盤整備公団宅地債券及び旧都市公団法附則第十三条第一項の特別住宅債券並びに旧都市公団法附則第六條第一項の規定により都市公団が住宅・都市整備公団から承継した旧都市公団法附則第十七条による廃止前の住宅・都市整備公団法(昭和五十八年法律第四十八号。以下「旧住宅・都市整備公団法」という。第五十五条第一項の住宅・都市整備債券及び同条第二項の特別住宅債券をいう。以下この項において同じ。))の利息並びに発行した都市基盤整備債券等に係る債券発行費及び債券発行差金償却(以下この項において「利息等」という。)で平成十三年及び平成十四年度に支払ったもの又は償却したもの(平成十三年及び平成十四年度に管理を開始した賃貸住宅の建設のために借り入れた借入金及び発行した都市基盤整備債券等の利息等で平成十二年以前に支払ったもの又は償却したものを含む。)に相当する金額のうち、政府が負担することが適当であるものとして政令で定める金額を交付するものとする。

2 前項の政令を定める場合においては、国の財政状況を勘案しつつ、将来にわたる機構の業務運営の安定が損なわれることのないよう配慮しなければならない。

(権利及び義務の承継に伴う経過措置)

第六條 附則第三條第一項の規定により機構が地域公団の義務を承継したときは、当該承継の時において発行されているすべての旧地域公団法第二十六條第一項の地域振興整備債券に係る債務については、機構及び地域公団が連帯して弁済の責めに任ずる。ただし、国が保有している当該地域振興整備債券に係る債務について、国が弁済の請求をする場合においては、この限り

でない。

2 地域振興整備債券の債権者は、機構又は地域公団の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

3 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

第七條 附則第三條第一項又は第四條第一項の規定により機構が承継する次の各号に掲げる長期借入金又は債券に係る債務について政府がした当該各号に定める保証契約は、その承継後においても、当該長期借入金又は債券に係る債務について従前の条件により存続するものとする。

一 旧地域公団法第二十六條第一項の長期借入金及び地域振興整備債券 旧地域公団法第二十六條第二項の規定による保証契約

二 旧都市公団法第五十五條第一項の長期借入金及び都市基盤整備債券 旧都市公団法第五十六條の規定による保証契約

三 旧都市公団法附則第七條第一項の長期借入金及び住宅・都市整備債券 同項の規定により従前の条件により存続するものとされた保証契約

第八條 機構は、自ら建設した住宅又は造成した宅地(附則第四條第一項の規定により都市公団から承継したものを含む。)を譲渡する場合における譲受人の選定については、次の各号に掲げる債券を引き受けた者(その相続人を含む。)であつて、当該住宅又は宅地の譲受けの申込みの際現にその一定割合以上を所有しているものに対し、当該各号に定める規定による特別の定め

一 旧住宅・都市整備公団法第五十五條第二項又は旧都市公団法附則第十三條第一項の一定の特別住宅債券 旧住宅・都市整備公団法第三十條第二項

二 旧都市公団法第五十五條第二項の規定により都市基盤整備公団が発行した一定の都市基盤整備公団宅地債券 旧都市公団法第三十四條第二項

第九條 附則第七條第二号及び第三号並びに前条各号に掲げる債券は、第三十四條第三号及び第四項の規定の適用については、同条第一項の規定による都市再生債券とみなす。

(非課税)

第十條 附則第三條第一項及び第四條第一項の規定により機構が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車取得税に對しては、不動産取得税又は自動車取得税を課することができない。

(役員に関する特例)

第十一條 次条第一項に規定する業務及び附則第十三條第一項に規定する鉄道業務が完了するまでの間に限り、第六條第二項に定めるもののほか、機構に、役員として、理事三人以内を置くことができる。

(業務の特例)

第十二條 機構は、当分の間、第十一條に規定する業務のほか、次の業務同条に規定する業務に該当するものを除く。)を行うことができる。

一 旧地域公団法第十九條の四第一項の規定により事業実施基本計画について国土交通大臣の認可を受けた業務(旧地域公団法第十九條第一項第一号の業務に該当するものに限る。)を行うこと。

二 旧都市公団法第二十八條第一項に規定する業務のうち、この法律の施行前に開始されたもの(当該業務の実施のためにその用地を取得したものを含み、同項第六号の業務及びこれと併せて行う業務にあつては、国土交通大臣が指定するものに限る。)及びこれと併せて

整備されるべき公共の用に供する施設の整備に係るものを行うこと。

三 前二號の業務に附帯する業務を行うこと。

四 旧都市公団法附則第十條第一項に規定する業務を行うこと。

2 前項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、第十二條第一項中「前条」とあるのは「前条及び附則第十二條第一項」と、第十六條第一項中「宅地」とあるのは「宅地(地域公団又は都市公団が整備した敷地又は造成した宅地を含む。）」と、第十七條第一項第一号中「又は第十号」とあるのは「若しくは第十号」と、「に限る。）」とあるのは「に限る。）」又は附則第十二條第一項第二号の規定により行う旧都市公団法第二十八條第一項第二号から第四号まで若しくは第九號の業務同項第二号又は第三號の業務にあつては、土地区画整理事業又は市街地再開発事業に係るものに限る。）」と、「機構」とあるのは「機構又は都市公団」と、第十八條第一項中「又は公共の用に供する施設の整備」とあるのは「若しくは公共の用に供する施設の整備」と、「第二号の業務」とあるのは「第二号の業務又は附則第十二條第一項第二号の規定により行う旧都市公団法第二十八條第一項第七號の業務」と、第三十三條第二項及び第四十二條第二号中「第十一條」とあるのは「第十一條及び附則第十二條第一項」と、第三十四條第一項中「第二号」とあるのは「第二号並びに附則第十二條第一項」と、附則第二十一條第一項中「政令で定めるものの整備」とあるのは「政令で定めるものの整備、旧地域公団法第十九條第一項第一号ハの公共の用に供する施設で政令で定めるものの整備(委託により行うものを除く。))及び旧都市公団法第二十八條第一項第七號の公共の用に供する施設(旧都市公団法第二十八條第一項第一号又

は第二号の業務の実施と併せて整備されるものに限る。で政令で定めるものの整備とする。

3 機構は、旧都市公団法第二十八条第一項第一号の規定による宅地の造成又は同項第二号の規定による土地区画整理事業の施行のためにこの法律の施行前に取得した用地について、第一項第二号の業務第十一條に規定する業務に該当するもの、造成した宅地の管理及び譲渡に関するもの並びに土地区画整理事業の施行に係るものを除く。を行おうとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、その業務に関する計画を作成し、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

4 機構は、前項の計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。

5 国土交通大臣は、第三項の認可の申請があったときは、同項の計画に係る業務を行うことが同項の用地を早期に譲渡するために必要であると認める場合でなければ、これを認可してはならない。

6 前三項の規定は、第三項の計画の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)について準用する。

第十三条 機構は、当分の間、第十一條及び前条第一項に規定する業務のほか、旧都市公団法附則第十一條第一項に規定する鉄道業務(以下この条及び次条において「鉄道業務」という。)を行うことができる。

2 前項の規定により機構が鉄道業務を行う場合には、機構の経理については、鉄道業務とその他の業務(以下この条において「都市再生業務」という。)に係るものとを区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

3 第一項の規定により機構が鉄道業務を行う場

合においては、国土交通大臣は、当該鉄道業務について鉄道事業法昭和六十一年法律第九十二号第三条第一項、第十六條第一項、第二十五條第一項又は第二十六條第一項の処分をしようとするときは、あらかじめ、財務大臣と協議しなければならない。

4 第一項の規定により機構が鉄道業務を行う場合には、第三十三條第一項中「機構における」とあるのは「機構の都市再生業務に係る勘定における」と、同条第二項中「前項の規定により読み替えられた通則法第四十四條第一項又は第二項」とあるのは「通則法第四十四條第一項又は第二項(前項の規定により読み替えられた場合を含む。）」と、「第十一條」とあるのは「第十一條及び附則第十三條第一項」と、第三十四條第一項中「第二号」とあるのは「第二号並びに附則第十三條第一項」と、第四十二條第二号中「第十一條」とあるのは「第十一條及び附則第十三條第一項」とする。

5 機構は、鉄道業務を終えた場合において、その際鉄道業務に係る勘定に属する資産の価額が当該勘定に属する負債の金額を上回るときは、その差額に相当する金額の全部又は一部を、政令で定めるところにより、国庫及び地方公共団体(その出資金を鉄道業務に充てるべきものとして出資したものに限る。以下この条において同じ。)に納付しなければならない。

6 機構は、前項の規定により国庫及び地方公共団体に納付をしたとき、又は同項に規定する資産の価額が同項に規定する負債の金額を下回る場合において鉄道業務を終えたときは、遅滞なく、鉄道業務に係る勘定を廃止するものとし、その廃止の際現に当該勘定に所属する権利及び義務を都市再生業務に係る勘定に帰属させるものとする。

7 前項の規定による鉄道業務に係る勘定の廃止の時において、附則第四条第七項の規定により政府及び地方公共団体から機構に対し鉄道業務に充てるべきものとして出資されたものとされた額については、機構に対する政府及び地方公共団体からの出資はなかったものとし、機構は、その額により資本金を減少するものとする。

第十四条 機構は、第十一條及び附則第十二條第一項に規定する業務並びに鉄道業務のほか、当分の間、これらの業務の遂行に支障のない範囲内で、条約その他の国際約束に基づき技術研修その他これに類する目的で日本国内に滞在する者の居住の用に供する賃貸住宅及び当該賃貸住宅の居住者の利便に供する施設の建設(増改築を含む。)、管理及び譲渡を行うことができる。

2 前項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、第四十二條第二号中「第十一條」とあるのは、「第十一條及び附則第十四條第一項」とする。

(都市再生機構宅地債券の発行)

第十五条 機構は、当分の間、国土交通大臣の認可を受けて、自ら造成した宅地(附則第四条第一項の規定により都市公団から承継したものを含み、自己の居住の用に供する宅地を必要とする者に譲渡するものその他国土交通省令で定めるものに限る。)を譲り受けることを希望する者が引き受けるべきものとして、都市再生機構宅地債券を発行することができる。この場合における第三十六條の規定の適用については、同条第一項中「及び債券」とあるのは、「債券及び都市再生機構宅地債券」とする。

2 附則第八条(第一号に係る部分を除く。)及び第九條の規定は、前項の規定により機構が発行する都市再生機構宅地債券について準用する。

この場合において、同条中「及び第四項」とあるのは、「から第七項まで」と読み替えるものとする。

(地域振興整備公団法の一部改正)
第十六条 地域振興整備公団法の一部を次のように改正する。

目次中「第二十一條の二」を「第二十一條」に改める。

第一條中「人口及び」及び「地域社会の中心となる都市の開発整備及び特定の地域の総合的かつ計画的な開発整備に必要な業務並びに」を削る。

第三條第二項及び第四條第二項中「国土交通大臣及び」を削る。

第九條第五項中「主務大臣」を「経済産業大臣」に改める。

第十條第一項及び第二項中「国土交通大臣及び」を削る。

第十二條第一項中「国土交通大臣及び」を削り、「一」を「いずれかに」に改め、同条第二項中「一」を「いずれかに」に改める。

第十三條及び第十四條ただし書中「国土交通大臣及び」を削る。

第十九條第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を削り、同項第五号中「前各号」を「前二号」に改め、同条を同項第三号とし、同条第二項第一号中「宅地」を「工場用地」に改め、同項第二号中「前項第一号に規定する都市の開発整備、特定の地域の総合的かつ計画的な開発整備及び」を削り、同項第三号中「並びに前項第一号に規定する都市の開発整備、特定の地域の総合的かつ計画的な開発整備」を削り、同条第三項中「主務大臣」を「経済産業大臣」に改め、同条第四項を削る。

第十九条の二を削る。

第十九条の三第一項中「第十九条第一項第一号、第三号及び第四号」を「前条第一項第二号」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前項に定めるもののほか、第一項を」前項に改め、同項を同条第二項とし、同条を第十九条の二とする。

第十九条の四を削る。

第十九条の五中「主務大臣を」経済産業大臣に、「宅地を」工場用地に改め、同条を第十九条の三とする。

第二十条第一項中「主務大臣を」経済産業大臣に、「第十九条第一項第二号」を「第十九条第一項第一号」に改め、同条第二項中「主務大臣を」経済産業大臣に、「主務省令を」経済産業省令に、「第十九条第一項第二号」を「第十九条第一項第一号」に改め、同条第三項中「主務大臣を」経済産業大臣に改める。

第二十一条第一項中「主務大臣を」経済産業大臣に改め、同条第二項中「主務省令を」経済産業省令に改める。

第二十三条中「国土交通大臣及び」を削る。

第二十四条第一項及び第二項中「国土交通大臣及び」を削り、同条第三項中「国土交通大臣及び」を削り、「国土交通省令・経済産業省令」を「経済産業省令」に改める。

第二十四条の二を削る。

第二十五条第一項中「工業再配置業務に係る勘定においては、残余の額のうち政令で定める基準により計算した額」を「のうち政令で定める基準により計算した額」に改め、同条第三項中「工業再配置業務に係る勘定において」を削る。

第二十六条第一項、第二項ただし書及び第六項、第二十六条の三、第二十七条第一号並びに

第二十八条中「国土交通大臣及び」を削る。

第二十九条(見出しを含む。)中「国土交通省令・経済産業省令」を「経済産業省令」に改める。

第三十条及び第三十一条第一項中「主務大臣」を「経済産業大臣」に改める。

第三十二条の二及び第三十二条の三を削る。

第三十三条中「国土交通大臣及び経済産業大臣、国土交通大臣又は主務大臣」を「経済産業大臣」に改め、同条第一号中「第十九条の五」を「第十九条の三」に改め、同条第二号を削り、同条第三号中「の主務省令」を削り、「国土交通省令・経済産業省令」を「経済産業省令」に改め、同条を同条第二号とし、同条第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第三十三条の二を削る。

第三十六条中「一」を「いずれかに」に改め、同条第三号中「第十九条の五」を「第十九条の三」に改める。

附則第九条を次のように改める。

附則 削除

附則第十一条中、「第三十三条の二第一項第三号中「工業再配置業務」とあるのは「工業再配置業務及び附則第十条第一項から第三項までの業務」とを削る。

(地域振興整備公団法の一部改正に伴う経過措置)

第十七条 この法律の施行前に旧地域公団法(第十条を除く。)の規定によりした処分、手続その他の行為は、通則法又はこの法律の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

(都市基盤整備公団法の廃止)

第十八条 都市基盤整備公団法は、廃止する。

(都市基盤整備公団法の廃止に伴う経過措置)

第十九条 この法律の施行前に旧都市公団法第十九条を除く。)の規定によりした処分、手続その他の行為(旧都市公団法附則第十八条又は第三十五条第一項の規定により旧都市公団法又は旧都市公団法附則第二十九条の規定による改正後の土地区画整理法の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなされたものを含む。)は、通則法、この法律又は附則第三十条の規定による改正後の土地区画整理法の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

第二十条 旧住宅・都市整備公団法附則第六条第一項の規定により解散した日本住宅公団又は旧住宅・都市整備公団法附則第七條第一項の規定により解散した宅地開発公団の役員又は職員であつた者に対する旧都市公団法附則第二十条の規定は、この法律の施行の日以後も、なおその効力を有する。この場合において、旧都市公団法附則第二十条第六項中「都市基盤整備公団」とあるのは、「独立行政法人都市再生機構」とする。

(国の無利子貸付け)

第二十一条 国は、当分の間、機構に対し、第十条第一項第七号の公共の用に供する施設で政令で定めるものの整備に関する事業のうち、日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号。以下「社会資本整備特別措置法」という。)第二条第一項第一号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸し付けることができる。

2 前項の規定による貸付金の償還期間は、二十年(五年以内の据置期間を含む。)以内とする。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定による

る貸付金の償還方法は、政令で定める。

(道路法等による国の無利子貸付けの特例等)

第二十二條 機構が第十八条の規定により特定公共施設工事で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するもの(以下「社会資本整備関連特定工事」という。)を施行する場合においては、当該社会資本整備関連特定工事に要する費用についての次に掲げる法律の規定の適用については、第一号に掲げる法律の規定中「道路管理者である地方公共団体」とあるのは、「独立行政法人都市再生機構」と、第二号から第六号までに掲げる法律の規定中「地方公共団体」とあるのは、「独立行政法人都市再生機構」とする。

一 道路法附則第五項

二 道路法附則第九項及び第十項

三 共同溝の整備等に関する特別措置法(昭和三十一年法律第八十一号)附則第二項、第五項及び第六項

四 都市公園法附則第十項、第十三項及び第十四項

五 下水道法附則第五條第一項、第四項及び第五項

六 河川法附則第五項、第六項及び第九項から第十一項まで

2 前項の場合においては、当該社会資本整備関連特定工事に係る特定公共施設の管理者は、同項の費用の額から道路法附則第五項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二項、都市公園法附則第十項、下水道法附則第五條第一項又は河川法附則第五項若しくは第六項の規定による無利子貸付金の額を控除した額を機構に支払わなければならない。

3 第一項の費用の範囲、前項の規定による支払の方法その他同項の費用に関し必要な事項は、政令で定める。

4 当該社会資本整備関連特定工事に係る特定公共施設の管理者が第二項の規定による支払をする場合には、第二十二條第四項及び第五項の規定は、適用しない。

(罰則に関する経過措置)

第二十三條 この法律の施行前にした行為並びに附則第三條第十一項及び第四條第五項の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第二十四條 附則第二條から第十五條まで、第十七條及び第十九條から前條までに規定するもののほか、機構の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(地方自治法の一部改正)

第二十五條 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七號)の一部を次のように改正する。

別表第一土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九號)の項第一号並びに第二号イ及びロ中「公団等」を「機構等」に改め、同表首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律(昭和三十三年法律第九十八號)の項中「及び第二十六條第二項の規定により市町村が処理することとされている事務(都市基盤整備公団又は地域振興整備公団が造成した造成工場敷地に係るものに限る。)」を削り、同表新住宅市街地開発法(昭和三十八年法律第百二十四號)の項第二号及び第三号中「、都市基盤整備公団、地域振興整備公団」を削り、同表近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律(昭和三十九年法律第百四十五號)の項中「及び第三十五條第二項の規定により市町村が処理することとされている事務(都市基盤整備

公団又は地域振興整備公団が造成した造成工場敷地に係るものに限る。)」を削り、同表流通業務市街地の整備に関する法律(昭和四十一年法律第百十號)の項第一号及び第二号中「都市基盤整備公団若しくは地域振興整備公団」を「機構」に改め、同表都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八號)の項第一号及び第二号中「公団等」を「機構等」に改め、同表新都市基盤整備法(昭和四十七年法律第八十六號)の項第一号を削り、同表新都市基盤整備法(昭和四十七年法律第八十六號)の項第二号中「、都市基盤整備公団又は地域振興整備公団」を削り、同表新都市基盤整備法(昭和四十七年法律第八十六號)の項第三号を同表新都市基盤整備法(昭和四十七年法律第八十六號)の項第二号とし、同表新都市基盤整備法(昭和四十七年法律第八十六號)の項第四号を削り、同表新都市基盤整備法(昭和四十七年法律第八十六號)の項第五号中「、都市基盤整備公団又は地域振興整備公団」を削り、同表新都市基盤整備法(昭和四十七年法律第八十六號)の項第三号とし、同表大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七號)の項第一号及び第二号中「公団」を「機構」に改める。

(地方自治法の一部改正に伴う経過措置)

第二十六條 この法律の施行前に都市公団が造成した首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律(昭和三十三年法律第九十八號)第二條第八項の造成工場敷地について同法第二十六條第二項の規定により市町村が処理することとされている事務及びこの法律の施行前に都市公団が造成した近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律

(昭和三十九年法律第百四十五號)第二條第六項の造成工場敷地について同法第三十五條第二項の規定により市町村が処理することとされている事務については、それぞれ、前條の規定による改正前の地方自治法別表第一首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律(昭和三十三年法律第九十八號)の項及び同表近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律(昭和三十九年法律第百四十五號)の項の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

2

機構が附則第十二條第一項の規定により施行する新住宅市街地開発法(昭和三十八年法律第百三十四號)第二條第一項の新住宅市街地開発事業については、前條の規定による改正前の地方自治法別表第一新住宅市街地開発法(昭和三十八年法律第百三十四號)の項の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、同表新住宅市街地開発法(昭和三十八年法律第百三十四號)の項中「この法律」とあるのは「独立行政法人都市再生機構法附則第四十條の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第三十九條の規定による改正前の新住宅市街地開発法」と、同表新住宅市街地開発法(昭和三十八年法律第百三十四號)の項第二号及び第三号中「都市基盤整備公団、地域振興整備公団」とあるのは「独立行政法人都市再生機構」とする。

(公職選挙法の一部改正)

第二十七條 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第百三十六條の二第二項第二号中「、首都高速道路公団」を「又は首都高速道路公団」に改め、「又は都市基盤整備公団の運営委員会の委員、役員若しくは職員」を削る。

(公営住宅法の一部改正)

第二十八條 公営住宅法の一部を次のように改正する。

第三十條第二項中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改める。

(土地収用法の一部改正)

第二十九條 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九號)の一部を次のように改正する。

第三十條第三十號中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改める。

(土地区画整理法の一部改正)

第三十條 土地区画整理法の一部を次のように改正する。

目次中「第三條の五」を「第三條の四」に、「都市基盤整備公団等」を「独立行政法人都市再生機構等」に改める。

第三條第一項ただし書中「都市基盤整備公団、地域振興整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改める。

第三條の二の見出し及び同條第一項中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改め、同條第二項中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改め、「都市基盤整備公団の行う」を削り、「供給が必要な賃貸住宅の建設」を「その供給を支援すべき賃貸住宅の敷地の整備」に改める。

第三條の三を削り、第三條の四を第三條の三とし、第三條の五を第三條の四とする。

第六條第六項中「高度利用地区の区域」の下に「、都市再生特別地区の区域」を加える。

第二十五條の二中「都市基盤整備公団、地域振興整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改める。

「第五節 都市基盤整備公団等」を「第五節 独立行政法人都市再生機構等」に改める。

第七十一条の二第一項中「都市基盤整備公団、地域振興整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に、「公団等」と総称するを「機構等」というに、「から第三条の四まで」を「又は第三条の三」に改め、同条第二項中「公団等」を「機構等」に、「から第三条の四まで」を「又は第三条の三」に、「都市基盤整備公団又は地域振興整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改める。 第七十一条の三第一項、第三項、第七項、第八項、第十項、第十三項及び第十四項中「公団等」を「機構等」に改める。 第七十一条の四第一項中「公団等」を「機構等」に、「から第三条の四まで」を「又は第三条の三」に改め、同条第三項中「都市基盤整備公団総裁、地域振興整備公団総裁」を「独立行政法人都市再生機構理事長」に、「公団等」を「機構等」に改める。 第七十一条の五中「公団等」を「機構等」に、「から第三条の四まで」を「又は第三条の三」に、「都市基盤整備公団総裁、地域振興整備公団総裁」を「独立行政法人都市再生機構理事長」に改める。 第七十二条第一項中「都市基盤整備公団総裁、地域振興整備公団総裁」を「独立行政法人都市再生機構理事長」と総称するを「機構理事長等」というに、「又は第三条の二から第三条の四まで」を「第三条の二又は第三条の三」に改める。 第七十三条第一項中「公団等」を「機構等」に改め、同条第四項中「公団総裁等」を「機構理事長等」に改める。 第七十四条中「公団総裁等」を「機構理事長等」に改める。 第七十五条中「第二百二十三条」を「第二百二十三条第一項」に、「公団等」を「機構等」に、「から第	三条の四まで」を「又は第三条の三」に改める。 第七十六条第一項第四号中「公団等」を「機構等」に、「から第三条の四まで」を「又は第三条の三」に改める。 第七十八条第三項中「公団総裁等」を「機構理事長等」に改める。 第七十九条第一項中「又は第三条の二から第三条の四まで」を「第三条の二又は第三条の三」に改める。 第八十五条第五項中「第八十五条の三第四項の下に、「第八十五条の四第五項を加える。 第八十六条第一項中「公団等」を「機構等」に改める。 第八十八条第六項、第九十一条第一項、第九十二条第一項、第九十三条第一項及び第二項、第九十五条第七項並びに第九十六条第二項及び第三項中「又は第三条の二から第三条の四まで」を「第三条の二又は第三条の三」に改める。 第九十七条第一項中「公団等」を「機構等」に改める。 第九十八条第三項中「又は第三条の二から第三条の四まで」を「第三条の二又は第三条の三」に改める。 第九十九条第三項中「公団等」を「機構等」に改める。 第一百八条第一項、第九十九条第一項、第一百八条第三項から第五項まで及び第八項並びに第一百八条第一項中「又は第三条の二から第三条の四まで」を「第三条の二又は第三条の三」に改める。 第一百九条の二第一項中「公団等」を「機構等」に、「から第三条の四まで」を「又は第三条の三」に改め、同条第二項中「公団等」を「機構等」に改める。 第二百二十三条に次の一項を加える。	2 国土交通大臣は、独立行政法人都市再生機構(第三条の二の規定により土地区画整理事業を施行する場合に限る。第二百二十六条において同じ。)に対し、その施行する土地区画整理事業の施行の促進を図るため必要な勧告、助言又は援助をすることができる。 第二百二十六条の見出しを「(是正の要求)」に改め、同条中「又は市町村」を「市町村又は独立行政法人都市再生機構」に改める。 第二百二十七条の二第一項並びに第二百二十六条の四第一項第一号並びに第二号イ及びロ中「公団等」を「機構等」に改める。 第二百四十四条第五号中「のいずれかに該当するを」に規定するに改める。 附則第二項中「公団等」を「機構等」に、「から第三条の四まで」を「又は第三条の三」に改める。 附則第八項中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改める。 附則第九項中「公団等」を「機構等」に改める。 附則第十五項及び第十六項中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改める。 (地方財政再建促進特別措置法の一部改正) 第三十一条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十一年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。 第二十四条第二項中、「都市基盤整備公団」を削る。 (都市公園法の一部改正) 第三十二条 都市公園法の一部を次のように改正する。 第五条中第三項を削り、第四項を第三項とする。 第十八条の二中「第四項」を「第三項」に改める。	(都市公園法の一部改正に伴う経過措置) 第三十三条 機構が附則第十二条第一項の規定により設置し、又は管理する公園施設については、前条の規定による改正前の都市公園法第五条第三項の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、同項中「都市基盤整備公団が都市基盤整備公団法(平成十一年法律第七十六号)第二十八条第一項第十一号」とあるのは「独立行政法人都市再生機構が独立行政法人都市再生機構法附則第十二条第一項第二号」と、「都市基盤整備公団」とあるのは、「独立行政法人都市再生機構」とする。 (首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律の一部改正) 第三十四条 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律の一部を次のように改正する。 第七条及び第十八条第二項中、「都市基盤整備公団又は地域振興整備公団」を削る。 第十八条の二第二項及び第二項中「である地方公共団体、都市基盤整備公団又は地域振興整備公団」を削り、同条第四項中「である、又は施行者であつた地方公共団体、都市基盤整備公団又は地域振興整備公団(以下「地方公共団体等」と総称する。）」を「又は施行者であつた者」に改める。 第十九条第一項中「(施行者が都市基盤整備公団又は地域振興整備公団であるときは、国土交通大臣。以下この条において同じ。)」を削る。 第二十条第一項中「地方公共団体等」を「施行者であつた者」に改め、同条第二項中「地方公共団体等」を「施行者であつた者が」に、「行なう」を「行う」に改める。 第二十条の二第二項中「地方公共団体等」を「施行者」に改め、同条第三項中「地方公共団体
--	---	---	---

等を「施行者であつた者」に改め、同条第四項中「地方公共団体等」を「施行者又は施行者であつた者」に改める。

第二十条の三第一項、第二十一条、第二十三条及び第二十四条中「地方公共団体等」を「施行者であつた者」に改める。

第二十五条第一項中「地方公共団体等の長」都市基盤整備公団又は地域振興整備公団が造成した造成工場敷地に関しては、国土交通大臣を「施行者であつた者の長」に、「一」を「いずれかに」に改める。

第二十六条第一項及び第三項並びに第二十七条の二第一項中「地方公共団体等」を「施行者であつた者」に改める。

第二十八条中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項を第二項とし、同条第四項中「都市基盤整備公団又は地域振興整備公団」に対しては造成工場敷地の処分の差止めを命じ、又は承認若しくは不承認の処分を取り消し、地方公共団体に対しては「施行者であつた者に対し」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「地方公共団体」を「施行者であつた者」に改め、同項を同条第四項とする。

第二十九条第二項中「地方公共団体若しくはその長、都市基盤整備公団又は地域振興整備公団」を「施行者若しくはその長又は施行者であつた者若しくはその長」に改める。

第三十条中「地方公共団体等」を「施行者であつた者」に改める。

第三十二条中「都市基盤整備公団又は地域振興整備公団」を削る。

第三十五条の三第一項中「及び第二十六条第二項の規定により市町村が処理することとされている事務（都市基盤整備公団又は地域振興整備公団が造成した造成工場敷地に係るものに限る。）を削る。

（首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三十五条 機構が附則第十二条第一項の規定により行う首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律第二条第七項の造成敷地等及び同条第八項の造成工場敷地の処分及び管理については、前条の規定による改正前の首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（第三十五条の三第一項を除く。）の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、同法第十八条の二第四項及び第二十九条第二項中「都市基盤整備公団又は地域振興整備公団」とあるのは、又は独立行政法人都市再生機構」と、同法第二十八条第四項中「都市基盤整備公団又は地域振興整備公団」とあるのは、独立行政法人都市再生機構」とする。

2 この法律の施行前に都市公団が造成した首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律第二条第八項の造成工場敷地について同法第二十六条第二項の規定により市町村が処理することとされている事務については、前条の規定による改正前の首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律第三十五条の三第一項の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

（住宅地区改良法の一部改正）

第三十六条 住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第七項中「都市基盤整備公団法（平成十一年法律第七十六号）の規定による住宅」を削る。

第七條中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第三号中「都市基盤整備公団」を削る。

（旧産炭地域振興臨時措置法の一部改正）
第三十七条 旧産炭地域振興臨時措置法（昭和三十

十六年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「公団法第三十三条の二第一項第三号中「工業再配置業務」とあるのは「工業再配置業務及び産炭地域振興臨時措置法附則第四項前段の業務」とを削る。

（地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部改正）

第三十八条 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第九十六条第三項中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改める。

（新住宅市街地開発法の一部改正）
第三十九条 新住宅市街地開発法の一部を次のように改正する。

第六条中「都市基盤整備公団、地域振興整備公団」を削る。

第二十二條第一項中「都市基盤整備公団、地域振興整備公団又は」を削り、同条第三項中「都市基盤整備公団又は地域振興整備公団」を削る。

第二十七條第一項中「（施行者が都市基盤整備公団又は地域振興整備公団であるときは、国土交通大臣。以下この条において同じ。）を削る。

第三十一条中「都市基盤整備公団、地域振興整備公団」を削る。

第三十二条第一項ただし書中「一」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「都市基盤整備公団、地域振興整備公団」を削る。

第四十条中「都市基盤整備公団、地域振興整備公団」を削る。

第四十一条第一項中「都市基盤整備公団、地域振興整備公団又は」を削る。

第五十条第一項第二号及び第三号中「都市基盤整備公団、地域振興整備公団」を削る。

（新住宅市街地開発法の一部改正に伴う経過措置）

第四十条 機構が附則第十二条第一項の規定により施行する新住宅市街地開発法第二条第一項の新住宅市街地開発事業については、前条の規定による改正前の新住宅市街地開発法の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、同法第六条、第二十二條第一項、第三十一条、第三十二條第一項第一号、第四十条、第四十一条第一項並びに第五十条第一項第二号及び第三号中「都市基盤整備公団、地域振興整備公団」とあるのは「独立行政法人都市再生機構」と、同法第二十二條第三項中「都市基盤整備公団又は地域振興整備公団」とあるのは「又は独立行政法人都市再生機構」と、同法第二十七條第一項中「都市基盤整備公団又は地域振興整備公団」とあるのは「独立行政法人都市再生機構」とする。

（近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律の一部改正）

第四十一条 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律の一部を次のように改正する。

第九条及び第二十四条第二項中「都市基盤整備公団又は地域振興整備公団」を削る。

第二十五条第一項及び第二項中「ある地方公共団体、都市基盤整備公団又は地域振興整備公団を削り、同条第四項中「である、又は施行者であつた地方公共団体、都市基盤整備公団又は地域振興整備公団（以下「地方公共団体等」と総称する。）を」又は施行者であつた者」に改める。

第二十六条第一項中「（施行者が都市基盤整備

公団又は地域振興整備公団であるときは、国土交通大臣。以下この条において同じ。」を削る。

第二十七条第一項中「地方公共団体等」を「施行者であつた者」に改め、同条第二項中「地方公共団体が」を「施行者であつた者が」に、「行なう」を「行う」に改める。

第二十八条第二項中「地方公共団体等」を「施行者」に改め、同条第三項中「地方公共団体等」を「施行者であつた者」に改め、同条第四項中「地方公共団体等」を「施行者又は施行者であつた者」に改める。

第二十九条第一項、第三十条、第三十一条及び第三十三条中「地方公共団体等」を「施行者であつた者」に改める。

第三十四条第一項中「地方公共団体等の長都市基盤整備公団又は地域振興整備公団が造成した造成工場敷地に関しては、国土交通大臣」を「施行者であつた者の長」に、同項ただし書中「一」を「いずれかに」に改める。

第三十五条第一項及び第三項並びに第三十七条第一項中「地方公共団体等」を「施行者であつた者」に改める。

第三十八条中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項を第二項とし、同条第四項中「都市基盤整備公団又は地域振興整備公団に対しては造成工場敷地の処分の差止めを命じ、又は承認若しくは不承認の処分を取り消し、地方公共団体に對しては」を「施行者であつた者に対し」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「地方公共団体」を「施行者であつた者」に改め、同項を同条第四項とする。

第三十九条第二項中「地方公共団体若しくはその長、都市基盤整備公団又は地域振興整備公団」を「施行者若しくはその長又は施行者であつ

た者若しくはその長」に改める。

第四十条中「地方公共団体等」を「施行者であつた者」に改める。

第四十七条の三第一項中「及び第三十五条第二項の規定により市町村が処理することとされている事務(都市基盤整備公団又は地域振興整備公団が造成した造成工場敷地に係るものに限る。）」を削る。

(近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第四十二条 機構が附則第十二条第一項の規定により行う近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律第二条第五項の造成敷地等及び同条第六項の造成工場敷地の処分及び管理については、前条の規定による改正前の近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律第四十七条の三第一項を除く。の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、同法第二十五条第四項及び第三十九条第二項中「都市基盤整備公団又は地域振興整備公団」とあるのは「又は独立行政法人都市再生機構」と、同法第三十八条第四項中「都市基盤整備公団又は地域振興整備公団」とあるのは「独立行政法人都市再生機構」とする。

2 この法律の施行前に都市公団が造成した近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律第二条第六項の造成工場敷地について同法第三十五条第二項の規定により市町村が処理することとされている事務については、前条の規定による改正前の近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律第四十七条の三第一項の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

(都市開発資金の貸付けに関する法律の一部改正)

第四十三条 都市開発資金の貸付けに関する法律(昭和四十一年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第一条第五項中「都市基盤整備公団に対し、都市基盤整備公団法(平成十一年法律第七十六号)第二十八条第一項第一号から第四号まで及び第六号から第九号まで」を「独立行政法人都市再生機構に対し、独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第 号)第十一条第一項第一号から第五号まで、第七号、第九号及び第十号」に改め、「業務」の下に「委託に基づき行うものを除く。」を加え、同条中第六項を削り、第七項を第六項とし、第八項を第七項とする。

第二条第一項中「第七項」を「第六項」に改め、同条第二項中「第六項又は第八項」を「又は第七項」に改め、同条第三項中「第七項」を「第六項」に改め、同条第八項中「第六項又は第八項」を「又は第七項」に改め、「又は第六項」を削り、「同条第八項」を「同条第七項」に改め、同条第九項中「前条第八項」を「前条第七項」に改める。

附則第三項中「都市基盤整備公団、地域振興整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改める。

(都市開発資金の貸付けに関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第四十四条 国は、当分の間、機構が附則第十二条第一項の規定により行う旧地域公団法第十九条第一項第一号に掲げる業務並びに旧都市公団法第二十八条第一項第一号から第四号まで及び第六号から第九号までに掲げる業務に要する資金の一部を貸し付けることができる。この場合において、都市開発資金の貸付け

に関する法律第二条第二項中「又は第七項」とあるのは「若しくは第七項又は独立行政法人都市再生機構法(以下「機構法」という。附則第四十四条第一項と、同条第八項中「又は第七項」とあるのは「若しくは第七項又は機構法附則第四十四条第一項」と、同条第五項とあるのは「同条第五項又は機構法附則第四十四条第一項」とする。

2 国が前項の規定により機構に対する貸付けを行う場合における都市開発資金融通特別会計法(昭和四十一年法律第五十号)第一条に規定する特別会計の経理については、同条中「に対する貸付けに関する」とあるのは、「に対する貸付け並びに独立行政法人都市再生機構法附則第四十四条第一項の規定による独立行政法人都市再生機構に対する貸付けに関する」とする。

(都市開発資金融通特別会計法の一部改正)

第四十五条 都市開発資金融通特別会計法の一部を次のように改正する。

第一条中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改め、「地域振興整備公団」に対する貸付け、同条第七項の規定による「を削り、「同条第八項」を「同条第七項」に改める。

(住宅建設計画法の一部改正)

第四十六条 住宅建設計画法(昭和四十一年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第三条第四号中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改める。

(流通業務市街地の整備に関する法律の一部改正)

第四十七条 流通業務市街地の整備に関する法律の一部を次のように改正する。

第十条中「都市基盤整備公団又は地域振興整備公団」を「又は独立行政法人都市再生機構(以下「機構」という。）」に改める。

第二十六条第一項中「都市基盤整備公団又は地域振興整備公団」を「機構」に、同条第二項中「都市基盤整備公団又は地域振興整備公団」を「又は機構」に改める。

第三十条第一項中「都市基盤整備公団又は地域振興整備公団」を「機構」に改める。

第四十三条中「都市基盤整備公団及び地域振興整備公団」を「及び機構」に改める。

第四十四条第一項中「都市基盤整備公団又は地域振興整備公団」を「機構」に、「それぞれそれらの者」を「機構」に、「又はそれらの者」を「又は機構」に改める。

第四十八条の三第一項第一号及び第二号中「都市基盤整備公団若しくは地域振興整備公団」を「機構」に改める。

(都市再開発法の一部改正)

第四十八条 都市再開発法の一部を次のように改正する。

目次中「都市基盤整備公団等」を「独立行政法人都市再生機構等」に改める。

第二条の二第五項中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改め、同項第二号中「都市基盤整備公団が行う」を削り、同条中第六項を削り、第七項を第六項とし、第八項を第七項とする。

第七条の二第四項中「都市基盤整備公団、地域振興整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に、「これらの公団又は公社」を「これらの者」に改める。

「第三節 都市基盤整備公団等」を「第三節 独立行政法人都市再生機構等」に改める。

第五十八条第一項中「都市基盤整備公団、地域振興整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に、「第八項」を「第七項」に、「公団等」を「機構等」に改め、同条第二項、第三項及び第五項

中「公団等」を「機構等」に改める。

第五十八条の二中「公団等」を「機構等」に改める。

第五十九条第一項中「公団等」を「機構等」に改め、同条第二項中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に、「都市基盤整備公団総裁」と、地域振興整備公団に置かれるものについては「地域振興整備公団総裁」を「独立行政法人都市再生機構理事長」に改める。

第六十条第二項第五号及び第六十九條第一項中「公団等」を「機構等」に改める。

第七十二条第一項中「公団等」を「機構等」に、「第二條の二第八項」を「第二條の二第七項」に改める。

第九十九条の三第一項中、「都市基盤整備公団」を削り、同条第三項中「公団等」を「機構等」に改める。

第一百六条第三項及び第四項中「公団等」を「機構等」に改める。

第一百二十二条中「第百二十四条第二項」を「第百二十四条第三項」に改める。

第一百八条の二第二項第三号及び第百十八條の六第一項中「公団等」を「機構等」に改める。

第一百八条の三第三項第一号中「第百二十四条第二項」を「第百二十四条第三項」に改める。

第二百一十條第一項及び第二項中「公団等」を「機構等」に改める。

第二百一十四條中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 国土交通大臣は、独立行政法人都市再生機構(第二條の二第五項の規定により市街地再開発事業を施行する場合に限る。第百二十六

条第一項及び第三項において同じ。)に対し、市街地再開発事業の施行の促進を図るため必要な勧告、助言又は援助をすることができ

第百二十六条の見出しを「(是正の要求)」に改め、同条第一項中「都道府県」を「都道府県又は独立行政法人都市再生機構」に改め、同条第三項中「又は市町村」を「市町村又は独立行政法人都市再生機構」に改める。

第百二十八条第一項、第百三十三條第一項並びに第百三十九條の三第一項第一号及び第二号中「公団等」を「機構等」に改める。

第百四十三條の二中「一」を「いずれかに」に改め、同条第二号中「第百二十四条第二項」を「第百二十四条第三項」に改める。

第百四十四條中「一」を「いずれかに」に改め、同条第二号中「第百二十四条第二項」を「第百二十四条第三項」に改める。

第百四十四條の二第二号中「第百二十四条第二項」を「第百二十四条第三項」に改める。

第百四十四條の二第二号中「第百二十四条第二項」を「第百二十四条第三項」に改める。

附則第五條第二項中「公団等」を「機構等」に改め、同条第三項、第六項及び第七項中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改める。

(筑波研究学園都市建設法の一部改正)

第四十九條 筑波研究学園都市建設法の一部を次のように改正する。

第四條第二項及び第九條から第十一條までの規定中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改める。

(勤労者財産形成促進法の一部改正)

第五十條 勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項第三号中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に、「都市基盤整備公団法(平成十一年法律第七十八号)第五十五條第二項に規定する宅地債券」を「独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第

号)附則第十五條第一項に規定する都市再生機構宅地債券」に改める。

(勤労者財産形成促進法の一部改正に伴う経過措置)

第五十一條 この法律の施行前に締結された都市公団を相手方とする旧都市公団法第五十五條第二項に規定する都市基盤整備公団宅地債券の購入に関する契約は、前条の規定による改正後の勤労者財産形成促進法第六條第一項第三号に規定する機構を相手方とする附則第十五條第一項に規定する都市再生機構宅地債券の購入に関する契約とみなして、同法の規定を適用する。

(新都市基盤整備法の一部改正)

第五十二條 新都市基盤整備法(昭和四十七年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第二條第七項中「又は承認」を削る。

第六條中、「都市基盤整備公団又は地域振興整備公団」を削る。

第七條の見出し及び同条第一項中「又は承認」を削る。

第十三條第一項中、「都市基盤整備公団又は地域振興整備公団」を削る。

第二十二條第一項中、「都市基盤整備公団及び地域振興整備公団」を削り、同条第二項から第四項までを削る。

第二十五條第一項中「地方公共団体を」施行者」に改め、同条中第二項を削り、第三項を第二項とする。

第二十六條第一項中「又は前条第二項において準用する同法第七十一條の三第十一項」を削る。

第二十七條第一項中、「都市基盤整備公団又は地域振興整備公団」を削り、同条第三項中「第七十一條の六及び」(同法第七十一條の六の規定にあつては、都市基盤整備公団又は地域振興整備公団に置かれるものに限る。)を削る。

第二十八条第一項中、「都市基盤整備公団總裁又は地域振興整備公団總裁」及び「都市基盤整備公団又は地域振興整備公団」を削り、同条第三項中、「都市基盤整備公団又は地域振興整備公団」を削り、同条第四項を削る。

第三十条第一項及び第三十八条中、「都市基盤整備公団又は地域振興整備公団」を削る。

第四十五条中第一項を削り、第二項を第一項とし、同条第三項中「第二十五条第三項」を「第二十五条第二項」に改め、同項を同条第二項とする。

第四十七条及び第五十条中、「都市基盤整備公団、地域振興整備公団」を削る。

第五十一条第一項ただし書中「一」を「いずれかに」に改め、同項第一号中、「都市基盤整備公団、地域振興整備公団」を削る。

第六十条中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項を第二項とする。

第六十四条第一項第一号中「第二十一条第一項若しくは第二項」を「第二十一条に改め、若しくは第二十五条第二項において準用する同法第七十一条の第三十四項を削り、同項第二号中若しくは第二十五条第二項において準用する同法第七十一条の第三八項(同条第十五項において準用する場合を含む。）」を削り、同条第二項中、「都市基盤整備公団又は地域振興整備公団」を削る。

第六十五条の三第一項第一号を削り、同項第二号中、「都市基盤整備公団又は地域振興整備公団」を削り、同号を同項第一号とし、同項第三号を第二号とし、第四号を削り、同項第五号中、「都市基盤整備公団又は地域振興整備公団」を削り、同号を同項第三号とする。

(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の一部改正)
第五十三条 大都市地域における住宅及び住宅地

の供給の促進に関する特別措置法の一部を次のように改正する。

目次中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改める。

第二条第十二号中、「都市基盤整備公団」を削る。

第三条の四第二項、第四条第一項及び第八条第一項中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改める。

第十一条第三項中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に、「当該公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改める。

第二十一条第一項中「第三条の四」を「第三条の三」に改める。

第二十九条第三項、第三十条第三項及び第四十三条中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改める。

第四款 都市基盤整備公団及び地方住宅供給公社を「第四款 独立行政法人都市再生機構及び地方住宅供給公社」に改める。

第五十八条第一項中「都市基盤整備公団(以下「公団」という。）」を「独立行政法人都市再生機構(以下「機構」という。）」に改め、同条第二項中「公団」を「機構」に改める。

第五十九条第一項、第三項、第七項、第八項、第十項、第十三項及び第十四項、第六十条第一項、第六十二条、第六十七条第一項第四号、第七十二条第一項、第七十六条第二項並びに第八十一条第一項中「公団」を「機構」に改める。

第八十七条第一項中、「公団」を削る。
第九十二条第一項及び第二項中「公団」を「機構」に改める。

第九十五条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 国土交通大臣は、機構に対し、住宅街区整備事業の施行の促進を図るため必要な勧告、助言又は援助をすることができる。

第九十八条第一項及び第百条第一項中「公団」を「機構」に改める。

第百一条の十五の見出しを「(独立行政法人都市再生機構法の特例)」に改め、同条第一項中「公団が、都市基盤整備公団法(平成十一年法律第七十六号)を機構が、独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第 号)に、「公団法」という。第二十八条第一項第七号を「機構法」という。第十一号第一項第七号を「機構法」という。第三十七条第一項第七号を「機構法」という。第三十七号第一項各号に掲げる」を「機構法第三十八号第一項各号に定める」に、「公団法第三十七号第二項から第五項まで及び第三十八号から第四十二条まで」を「機構法第三十八号第二項から第五項まで及び第十九号から第二十四条まで」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定により機構の業務が行われる場合には、機構法第三十七号第二項中「第二十条第四項」とあるのは、「第二十条第四項(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第百一条の十五第一項後段において準用する場合を含む。）」とする。

第百九条の二第一項第一号及び第二号並びに附則第三条第一項中「公団」を「機構」に改める。
(農住組合法の一部改正)
第五十四条 農住組合法(昭和五十五年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第八号第五項中「第百二十三号」を「第百二十三号第一項」に改める。
(民間都市開発の推進に関する特別措置法の一部改正)
第五十五条 民間都市開発の推進に関する特別措

置法(昭和六十二年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「第一条第八項」を「第一条第七項」に改める。

第十四条の十三の見出し中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改め、同条第一項中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に、「公団」を「都市再生機構」に、「都市基盤整備公団法(平成十一年法律第七十六号)を「独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第 号)に、「公団法」という。第二十八条第一項第一号又は第二号及び第三十二号を「都市再生機構法」という。第三十一条第一項第一号から第三号まで及び第十六条(第二項ただし書を除く。）」に改め、同条第三項中「公団法第二十八号第一項第九号ロ」を「都市再生機構法第三十一条第一項第九号」に、「公団法第三十二条を「都市再生機構法第十六条(第二項ただし書を除く。）」に、「同条第一項第一号」を「同条第一項中」に建設すべき賃貸住宅」とあるのは「において施行すべき賃貸住宅の建設を行う民間都市開発事業」と、同項第一号に改め、同条第四項中「公団法第三十二号第一項」を「都市再生機構法第三十二号第一項に改め、同条第五項中「公団」は、公団法第三十二号第二項を「都市再生機構法は、都市再生機構法第十六条第二項本文」に改め、同条第六項及び第七項中「公団」を「都市再生機構」に改める。

(関西文化学術研究都市建設促進法の一部改正)
第五十六条 関西文化学術研究都市建設促進法の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改める。
(大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法の一部改正)
第五十七条 大都市地域における優良宅地開発の

第十二条を次のように改める。

(公団法の特例)

第十二条 前条の規定により公団の業務が行われる場合には、公団法第十九条第二項中「同項の業務」とあるのは「同項の業務及び特定産業集積の活性化に関する臨時措置法(以下「特定産業集積活性化法」という。)第十一条第一項の業務」と、同条第三項中「前項に規定する業務」とあるのは「前項に規定する業務又は特定産業集積活性化法第十一条第二項に規定する業務」と、公団法第十九条の二第一項中「前条第一項第二号の業務」とあるのは「前条第一項第二号の業務及び特定産業集積活性化法第三十一条第一項第一号の業務」と、公団法第三十六條第三号中「第十九条第一項及び第二項」とあるのは「第十九条第一項及び第二項並びに特定産業集積活性化法第三十一条」とする。

(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の一部改正)

第六十三条 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「都市基盤整備公団の業務の特例」を「独立行政法人都市再生機構の行う業務」に改める。

「第三節 都市基盤整備公団の業務の特例」を「第三節 独立行政法人都市再生機構の行う業務」に改める。

第三十一条の見出しを削り、同条第一項中「都市基盤整備公団は、都市基盤整備公団法(平成十一年法律第七十六号)を「独立行政法人都市再生機構は、独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第 号)に、「公団法」という。(第二十八条)を「機構法」という。(第二十一条

第一項に、「公団法第二十八条第三項各号を「機構法第三十一条第三項各号」に改め、同条第二項を削る。

第四十六条第四項中「第二百三十三号」を「第二百三十三号第一項」に改める。

第四十七条第四項中「第二百二十四条及び」を「第二百二十四条第一項及び第三項並びに」に改める。

(中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部改正)

第六十四条 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「又は第三条の二から第三条の四まで」を、「第三条の二又は第三条の三」に改める。

第八条第一項を削り、同条第二項中「公団は、前項の業務を」地域振興整備公団(以下「公団」という。)は、地域振興整備公団法(昭和三十七年法律第九十五号。以下「公団法」という。)(第十九条第一項及び第二項に規定する業務)に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「前二項の業務のほか、前二項を」前項の業務のほか、同項に改め、同項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同項第四号中「市街地の整備改善並びに」を削り、同号を同項第三号とし、同項第五号中「から第三号まで」を「又は第二号」に改め、「市街地の整備改善並びに」を削り、同号を同項第四号とし、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第二項第一号」を「第一項第一号」に改め、同項を同条第三項とする。

(公団法の特例)

第九条 前条の規定により公団の業務が行われる場合には、公団法第十九条第二項中「同項の業務」とあるのは「同項の業務及び中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(以下「中心市街地整備改善活性化法」という。)第八条第一項の業務」と、同条第三項中「前項に規定する業務」とあるのは「前項の業務又は中心市街地整備改善活性化法第八条第二項の業務」と、公団法第十九条の二第一項中「前条第一項第二号の業務」とあるのは「前条第一項第二号の業務並びに中心市街地整備改善活性化法第八条第一項第一号の業務」と、同条第二項中「第十九条第一項第一号の業務」とあるのは「第十九条第一項第一号の業務及び中心市街地整備改善活性化法第八条第一項第一号の業務」と、公団法第三十三条第一号中「又は第二十六条の三」とあるのは「若しくは第二十六条の三又は中心市街地整備改善活性化法第八条第三項」と、公団法第三十六条第一号中「この法律の規定」とあるのは「この法律の規定及び中心市街地整備改善活性化法第八条第三項の規定」と、同条第三号中「第十九条第一項及び第二項」とあるのは「第十九条第一項及び第二項並びに中心市街地整備改善活性化法第八条第一項及び第二項」とする。

(新事業創出促進法の一部改正)

第六十五条 新事業創出促進法(平成十年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項第二号中「同項第三号」を「同項第二号」に改め、「(市街地の形成に必要な住宅の用に供する宅地の造成に附随して造成される工場用地で公団法第二十四条の二第一号の主務省令で定めるものに関するものを除く。)」を削り、「第四十条第二項」を「第四十条第一項」に改める。

第二十七条を次のように改める。

(公団法の特例)

第二十七条 前条の規定により公団の業務が行われる場合には、公団法第十九条第二項中「同項の業務」とあるのは「同項の業務及び新事業創出促進法第二十六条第一項の業務」と、同条第三項中「前項に規定する業務」とあるのは「前項に規定する業務又は新事業創出促進法第二十六条第二項に規定する業務」と、公団法第十九条の二第一項中「前条第一項第二号の業務」とあるのは「前条第一項第二号の業務並びに新事業創出促進法第二十六条第一項第一号、第三号及び第四号の業務」と、公団法第二十条第一項中「第十九条第一項第一号の業務」とあるのは「第十九条第一項第一号の業務又は新事業創出促進法第二十六条第一項第四号の業務」と、同条第二項中「第十九条第一項第一号の業務」とあるのは「第十九条第一項第一号の業務及び新事業創出促進法第二十六条第一項第一号の業務」と、公団法第三十三条第一号中「又は第二十六条の三」とあるのは「若しくは第二十六条の三又は新事業創出促進法第二十六条第三項」と、公団法第三十六條第一号中「この法律の規定及び新事業創出促進法第二十六条第三項の規定」と、同条第三号中「第十九条第一項及び第二項」とあるのは

三五

審査報告書

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。

平成十五年六月十二日

環境委員長 海野 徹

参議院議長 倉田 寛之殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画を実施するため、国際希少野生動植物種の個体等の登録等又は適正に入手された原材料に係る製品である旨の認定の事務を国に代わって実施する者に関して、指定法人制度を見直し登録制度を設けようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

現行法が施行されてから十年が経過したが、野生動植物の生息地の消失や生息環境の悪化等によって、絶滅のおそれのある野生動植物の種は更に増加している。政府は、かかる現状を厳しく認識し、本法の施行に当たり、生物多様性の確保の

観点から、現行法の問題点を整理するとともに、特に次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、国際希少野生動植物種に係る登録・認定関係事務を行う機関を指定制から登録制に改めるに当たっては、政府責任の維持を明確にすべく、平成十四年三月に閣議決定された「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」の趣旨を踏まえ、機関登録申請をした法人等に対し、その業務運営の透明化及び効率化が図られるよう厳正な指導監督を行うこと。

二、中央環境審議会野生生物部会において、科学的な観点から国内希少野生動植物種の指定について一層の検討を行うこと。

また、国内希少野生動植物種の指定に加え、絶滅のおそれのある地域個体群を保護する方策について検討を行うこと。

三、国内希少野生動植物種については、失われたつある生息地や生息環境の悪化等を考慮して、更にその指定を進めていくこと。

四、国内希少野生動植物種の生息地等保護区については、関係府省及び関係地方公共団体等が協力して、更にその指定を進めていくこと。また、そのためにも、失われた生息地の回復に向けた自然再生の取組の充実強化を図ること。

五、過去の附帯決議を踏まえ、ワシントン条約の効果的な実施に資するため、条約附属書に掲載されている種については、科学的根拠と資源状

態に照らして国際希少野生動植物種に指定することを検討すること。

六、国際希少野生動植物種の密輸防止に向けて、関係省庁が連携して水際取締りの強化を図ること。また、不正輸入により、国庫に帰属した生きた個体については、原産国への返還を含め、必要な措置をとること。

七、生物多様性の確保に向けて、喫緊の課題となっている移入種対策の法制度化を急ぐとともに、本法を含め野生生物保護の法体系の見直しについて検討を行うこと。

右決議する。

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十五年六月三日

衆議院議長 綿貫 民輔

参議院議長 倉田 寛之殿

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第七十五号)の一部を次の

ように改正する。

目次中「第三十三条の十四」を「第三十三条の十五」に、「第六十四条」を「第六十六条」に改める。

第二十条第二項中「第二項」の下に「並びに第二十三条第一項及び第二項を加える。」

第二十三条の見出しを「(登録機関)」に改め、同条第一項中「第五項」を「第七項」に改め、「この節及び第六十三条第一号において」を削り、「を、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人でその登録関係事務を適正かつ確実に実施することができるとして環境大臣がその申請により指定するもの」に改め、

「ことができる」を「について、環境大臣の登録を受けた者(以下「登録機関」という。)があるときは、その登録機関に行わせるものとする」に改め、同条第五項中「指定を受けた法人(以下この節及び第六十三条において「指定登録機関」という。)」を「登録機関」に、「指定登録機関」とするを「登録機関」とする」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項を削り、同条第三項中「指定」を「機関登録」に改め、同項を同条第六項とし、同項の前に次の二項を加える。

4 環境大臣は、機関登録の申請をした者(以下この項において「機関登録申請者」という。)が次の各号のいずれにも適合しているときは、その機関登録をしなければならない。この場合において、機関登録に関して必要な手続は、環境省令で定める。

この項において「機関登録申請者」という。が次の各号のいずれにも適合しているときは、その機関登録をしなければならない。この場合において、機関登録に関して必要な手続は、環境省令で定める。

この項において「機関登録申請者」という。が次の各号のいずれにも適合しているときは、その機関登録をしなければならない。この場合において、機関登録に関して必要な手続は、環境省令で定める。

この項において「機関登録申請者」という。が次の各号のいずれにも適合しているときは、その機関登録をしなければならない。この場合において、機関登録に関して必要な手続は、環境省令で定める。

この項において「機関登録申請者」という。が次の各号のいずれにも適合しているときは、その機関登録をしなければならない。この場合において、機関登録に関して必要な手続は、環境省令で定める。

この項において「機関登録申請者」という。が次の各号のいずれにも適合しているときは、その機関登録をしなければならない。この場合において、機関登録に関して必要な手続は、環境省令で定める。

この項において「機関登録申請者」という。が次の各号のいずれにも適合しているときは、その機関登録をしなければならない。この場合において、機関登録に関して必要な手続は、環境省令で定める。

この項において「機関登録申請者」という。が次の各号のいずれにも適合しているときは、その機関登録をしなければならない。この場合において、機関登録に関して必要な手続は、環境省令で定める。

この項において「機関登録申請者」という。が次の各号のいずれにも適合しているときは、その機関登録をしなければならない。この場合において、機関登録に関して必要な手続は、環境省令で定める。

この項において「機関登録申請者」という。が次の各号のいずれにも適合しているときは、その機関登録をしなければならない。この場合において、機関登録に関して必要な手続は、環境省令で定める。

この項において「機関登録申請者」という。が次の各号のいずれにも適合しているときは、その機関登録をしなければならない。この場合において、機関登録に関して必要な手続は、環境省令で定める。

一 登録関係事務を実施するために必要な外国語の能力を有している者であつて、次のイ及びロに掲げるものが登録関係事務を実施し、その人数が当該イ及びロに掲げるものごとに、それぞれ二名以上であること。 イ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学若しくは高等専門学校において生物学その他動植物の分類に関して必要な課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者であつて、通算して三年以上動植物の分類に関する実務の経験を有するもの ロ 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において農学その他動植物の繁殖に関して必要な課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者であつて、通算して三年以上動植物の繁殖に関する実務の経験を有するもの 二 機関登録申請者が、次のいずれかに該当するものでないこと。 イ 機関登録申請者が株式会社又は有限会社である場合にあつては、業として動植物の譲渡し等をし、又は陳列をしている者(ロにおいて「動植物譲渡業者等」という。)がその親会社(商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百一十一條ノ二第一項の親会社をいう。以下同じ。)であること。 ロ 機関登録申請者の役員又は職員のうち	に、動植物譲渡業者等の役員又は職員である者(過去二年間にその動植物譲渡業者等の役員又は職員であつた者を含む。)があること。 5 機関登録は、登録機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。 一 機関登録の年月日及び番号 二 機関登録を受けた者の氏名及び住所法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 三 前二号に掲げるもののほか、環境省令で定める事項 第二十三條第二項各号列記以外の部分を次のように改める。 次の各号のいずれかに該当する者は、機関登録を受けることができない。 第二十三條第二項第二号中「第二十六條第三項又は第四項」を「第二十六條第四項又は第五項」に、「指定」を「機関登録」に改め、同項第三号を次のように改める。 三 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があること。 第二十三條第二項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。 2 前項の登録(以下この節において「機関登録」という。)は、登録関係事務を行おうとする者の申請により行う。	第二十四條の見出し中「指定登録機関」を「登録機関」に改め、同条第六項中「指定登録機関が第四項」を「登録機関が第八項」に、「第二十六條第三項若しくは第四項」を「第二十六條第四項若しくは第五項」に、「指定」を「機関登録」に改め、同項を同条第十項とし、同条第五項中「指定登録機関」を「登録機関」に改め、「したとき」の下に、「第二十六條第五項の規定により登録機関に対し登録関係事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき」を加え、同項を同条第九項とし、同条第四項中「指定登録機関」を「登録機関」に改め、同項を同条第八項とし、同項の前に次の三項を加える。 5 登録機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下「財務諸表等」という。)を作成し、五年間事業所に備えて置かなければならない。 6 登録を受けようとする者その他の利害関係人は、登録機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録機関の定めた費用を支払わなければならない。	一 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求 二 前号の書面の謄本又は抄本の請求 三 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を環境省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求 四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて環境省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求 7 登録機関は、環境省令で定めるところにより、帳簿を備え、登録関係事務に関し環境省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。 第二十四條第二項及び第三項を削り、同条第一項中「指定登録機関」を「登録機関」に改め、同項を同条第四項とし、同項の前に次の三項を加える。 登録機関は、登録関係事務を実施することを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、登録関係事務を実施しなければならない。 2 登録機関は、公正に、かつ、環境省令で定める方法により登録関係事務を実施しなければならない。 3 登録機関は、登録関係事務を実施する事業所の所在地を変更しようとするときは、変更しよ
---	---	--	---

官 報 (号 外)

うとする日の二週間前までに、環境大臣に届け出なければならない。 第二十五条中「指定登録機関」を「登録機関」に改める。 第二十六条を次のように改める。 (登録機関に対する適合命令等) 第二十六条 環境大臣は、登録機関が第二十三条第四項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その登録機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置を執るべきことを命ずることができる。 2 環境大臣は、登録機関が第二十四条第一項又は第二項の規定に違反していると認めるときは、その登録機関に対し、登録関係事務を実施すべきこと又は登録関係事務の方法の改善に關し必要な措置を執るべきことを命ずることができる。 3 環境大臣は、第二十四条第四項の規程が登録関係事務の公正な実施上不適当となったと認めるときは、その規程を変更すべきことを命ずることができる。 4 環境大臣は、登録機関が第二十三条第三項第一号又は第三号に該当するに至ったときは、機関登録を取り消さなければならない。 5 環境大臣は、登録機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その機関登録を取り消し、又は期間を定めて登録関係事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。	一 第二十四条第三項から第五項まで、第七項又は第八項の規定に違反したとき。 二 第二十四条第四項の規程によらないで登録関係事務を実施したとき。 三 正当な理由がないのに第二十四条第六項各号の規定による請求を拒んだとき。 四 第一項から第三項までの規定による命令に違反したとき。 五 不正の手段により機関登録を受けたとき。 第二十七条第一項及び第二十八条(見出しを含む。)中「指定登録機関」を「登録機関」に改め、同条の次に次の一条を加える。 (公示) 第二十八条の二 環境大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。 一 機関登録をしたとき。 二 第二十四条第三項の規定による届出があったとき。 三 第二十四条第八項の規定による許可をしたとき。 四 第二十四条第九項の規定により環境大臣が登録関係事務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行っていた登録関係事務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。 五 第二十六条第四項若しくは第五項の規定により機関登録を取り消し、又は同項の規定により登録関係事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。	第二十九条中「指定登録機関」を「登録機関」に改める。 第三十条第一項及び第三十三条の二中「第六十一条第二号」を「第六十二条第二号」に改める。 第三十三条の八の見出しを「(認定機関)」に改め、同条第一項中「この節及び第六十三条第一号において」を削り、「を、民法第三十四条の規定により設立された法人でその認定関係事務を適正かつ確実に実施することができるものとして環境大臣及び特定国際種関係大臣がその申請により指定するものに行わせることができる」を「について、環境大臣及び特定国際種関係大臣の登録を受けた者(以下「認定機関」という。)があるときは、その認定機関に行わせるものとする」に改め、同条第三項中「指定を受けた法人(以下この節及び第六十三条において「指定認定機関」という。)」を「認定機関」に、「特定国際種関係大臣」を「特定国際種関係大臣は」に、「指定認定機関」とするを「認定機関は」とするに改め、同項を同条第六項とし、同項の前に次の二項を加える。 4 環境大臣及び特定国際種関係大臣は、機関登録の申請をした者(以下この項において「機関登録申請者」という。)が次の各号のいずれにも適合しているときは、その機関登録をしなければならぬ。この場合において、機関登録に關して必要な手続は、環境大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令で定める。	一 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において獣医学その他特定器官等の識別に關して必要な課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者であつて、通算して三年以上特定器官等の識別に關する実務の経験を有するものが認定関係事務を実施し、その人数が二名以上であること。 二 機関登録申請者が、次のいずれかに該当するものでないこと。 イ 機関登録申請者が株式会社又は有限会社である場合にあつては、特定国際種事業(前条第一項の政令で定める製品に係るものに限る。ロにおいて同じ。)を行う者がその親会社であること。 ロ 機関登録申請者の役員又は職員のうち、特定国際種事業を行う者の役員又は職員である者(過去二年間にその特定国際種事業を行う者の役員又は職員であつた者を含む。)があること。 5 機関登録は、認定機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。 一 機関登録の年月日及び番号 二 機関登録を受けた者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地) 三 前二号に掲げるもののほか、環境大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令で定める事項
--	---	--	---

第三十三條の八第二項各号列記以外の部分を次のように改める。

次の各号のいずれかに該当する者は、機関登録を受けることができない。

第三十三條の八第二項第二号中「第三十三條の十一第三項又は第四項」を「第三十三條の十一第四項又は第五項」に、「指定」を「機関登録」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があること。

第三十三條の八第二項を同条第三項とし、同項の前に次の一項を加える。

2 前項の登録(以下この節において「機関登録」という。)は、認定関係事務を行おうとする者の申請により行う。

第三十三條の九の見出し中「指定認定機関」を「認定機関」に改め、同条第四項中「指定認定機関」を「認定機関」に改め、同項を同条第八項とし、同項の前に次の三項を加える。

5 認定機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財務諸表等を作成し、五年間事業所に備えて置かなければならない。

6 第三十三條の七第一項の認定を受けようとする者その他の利害関係人は、認定機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、認定機関の定めた費用を支払わなければならない。

ればならない。

一 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を環境大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて環境大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

7 認定機関は、環境大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令で定めるところにより、帳簿を備え、認定関係事務に関し環境大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

第三十三條の九第二項及び第三項を削り、同条第一項中「指定認定機関」を「認定機関」に改め、同項を同条第四項とし、同項の前に次の三項を加える。

認定機関は、認定関係事務を実施することを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、認定関係事務を実施しなければならない。

2 認定機関は、公正に、かつ、環境大臣及び特

定国際種関係大臣の発する命令で定める方法により認定関係事務を実施しなければならない。

3 認定機関は、認定関係事務を実施する事業所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、環境大臣及び特定国際種関係大臣に届け出なければならない。第三十三條の十中「指定認定機関」を「認定機関」に改める。

第三十三條の十一を次のように改める。
(認定機関に対する適合命令等)

第三十三條の十一 環境大臣及び特定国際種関係大臣は、認定機関が第三十三條の八第四項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

2 環境大臣及び特定国際種関係大臣は、認定機関が第三十三條の九第一項又は第二項の規定に違反していると認めるときは、その認定機関に対し、認定関係事務を実施すべきこと又は認定関係事務の方法の改善に関し必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

3 環境大臣及び特定国際種関係大臣は、第三十三條の九第四項の規程が認定関係事務の公正な実施上不適当となつたと認めるときは、その規程を変更すべきことを命ずることができる。

4 環境大臣及び特定国際種関係大臣は、認定機関が第三十三條の八第三項第一号又は第三号に

該当するに至つたときは、機関登録を取り消さなければならない。

5 環境大臣及び特定国際種関係大臣は、認定機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その機関登録を取り消し、又は期間を定めて認定関係事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第三十三條の九第三項から第五項まで、第七項又は第八項の規定に違反したとき。
二 第三十三條の九第四項の規程によらないで認定関係事務を実施したとき。

三 正当な理由がないのに第三十三條の九第六項各号の規定による請求を拒んだとき。

四 第一項から第三項までの規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により機関登録を受けたとき。
第三十三條の十二(見出しを含む。)中「指定認定機関」を「認定機関」に改める。

第三十三條の十四中「第二十三條第三項及び第四項」を「第二十三條第六項」に、「指定」を「機関登録」に、「第二十四條第五項及び第六項」を「第二十四條第九項及び第十項」に改め、「第二十六條第五項の規定は第三十三條の十一第三項又は第四項の規定による指定の取消しについて」を削り、「第二十四條第六項」を「第二十四條第十項」に改め、第一章第五節中同条を第三十三條の十五とする。

第三十三條の十三中「指定認定機関」を「認定機

関に改め、同条を第三十三条の十四とし、第三十三条の十二の次に次の一条を加える。

(公示)

第三十三条の十三 環境大臣及び特定国際関係大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 機関登録をしたとき。

二 第三十三条の九第三項の規定による届出があったとき。

三 第三十三条の九第八項の規定による許可をしたとき。

四 第三十三条の十五において準用する第二十四条第九項の規定により環境大臣及び特定国際関係大臣が認定関係事務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行っていた認定関係事務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

五 第三十三条の十一第四項若しくは第五項の規定により機関登録を取り消し、又は同項の規定により認定関係事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

第六十四条中「第六十一条又は第六十二条を「第六十二条又は第六十三条」に改め、同条を第六十五条とする。

第六十三条中「指定登録機関又は指定認定機関」を「登録機関又は認定機関」に、「二十万円」を「三十万円」に改め、同条第二号中「第三十三条の十

四」を「第三十三条の十五」に改め、同条第三号とし、同条第一号中「第二十四条第四項又は第三十三条の九第四項」を「第二十四条第八項又は第三十三条の九第八項」に改め、同条を同条第二号とし、同条の次に次の一号を加える。

一 第二十四条第七項又は第三十三条の九第七項の規定に違反して、第二十四条第七項若しくは第三十三条の九第七項に規定する事項の記載をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき。

第六十二條中「二十万円」を「三十万円」に改め、同条を第六十三条とする。

第六十一条を第六十二条とし、第六十条の次に次の一条を加える。

第六十一条 第二十六条第五項又は第三十三条の十一第五項の規定による登録関係事務又は認定関係事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした登録機関又は認定機関の役員又は職員は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

本則に次の一条を加える。

第六十六條 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした登録機関又は認定機関の役員又は職員は、二十万円以下の過料に処する。

一 第二十四条第五項又は第三十三条の九第五

項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

二 正当な理由がないのに第二十四条第六項各号又は第三十三条の九第六項各号の規定による請求を拒んだとき。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。ただし、次条及び附則第七条の規定は、公布の日から施行する。

(施行前の準備)

第二条 この法律による改正後の絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(以下「新法」という。)第二十三条第一項又は第三十三条の八第一項の登録を受けようとする者は、この法律の施行前においても、その申請を行うことができる。新法第二十四条第四項又は第三十三条の九第四項の規程の認可の申請についても、同様とする。

(経過措置)

第三条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(以下「旧法」という。)第二十三条第一項又は第三十三条の八第一項の指定を受けている者は、この法律の施行の日から六月間は、新法第二十三条第一項又は第三十三条の

八第一項の登録を受けたものとみなす。

第四条 この法律の施行前に旧法又は旧法に基づく命令の規定によってした処分、手続その他の行為であつて、新法又は新法に基づく命令の規定に相当の規定があるものは、新法又は新法に基づく命令の相当の規定によってしたものとみなす。

第五条 旧法第二十三条第一項に規定する登録関係事務に従事する同条第五項に規定する指定登録機関の役員若しくは職員であつた者又は旧法第三十三条の八第一項に規定する認定関係事務に従事する同条第三項に規定する指定認定機関の役員若しくは職員であつた者に係る当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この法律の施行後も、なお従前の例による。

(罰則の適用に関する経過措置)

第六条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七条 附則第一条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置は、政令で定める。

投票者氏名

国家公務員等の任命に関する件「食品安全委員会
委員(小泉直子君及び本間清一君)」

賛成者氏名

二二一名

阿南 一成君 阿部 正俊君
愛知 治郎君 青木 幹雄君
荒井 正吾君 有村 治子君
泉 信也君 市川 一朗君
岩井 國臣君 岩城 光英君
岩永 浩美君 上杉 光弘君
上野 公成君 魚住 汎英君
小野 清子君 尾辻 秀久君
大島 慶久君 大仁田 厚君
大野つや子君 太田 豊秋君
扇 千景君 岡田 広君
加治屋義人君 加藤 紀文君
加納 時男君 狩野 安君
柏村 武昭君 金田 勝年君
亀井 郁夫君 河本 英典君
木村 仁君 岸 宏一君
北岡 秀二君 久世 公堯君
杵掛 哲男君 国井 正幸君
小泉 顕雄君 小齊平敏文君
小林 温君 後藤 博子君
鴻池 祥肇君 近藤 剛君
佐藤 泰三君 齊藤 滋宣君
齋藤 十朗君 桜井 新君
山東 昭子君 清水嘉与子君

清水 達雄君 椎名 一保君
陣内 孝雄君 鈴木 政二君
世耕 弘成君 関谷 勝嗣君
田浦 直君 田村 公平君
田村耕太郎君 竹山 裕君
武見 敬三君 谷川 秀善君
段本 幸男君 月原 茂皓君
常田 享詳君 鶴保 庸介君
中川 義雄君 中島 啓雄君
中曾根弘文君 中原 爽君
仲道 俊哉君 西銘順志郎君
野上浩太郎君 野沢 太三君
野間 起君 南野知恵子君
橋本 聖子君 服部三男雄君
林 芳正君 日出 英輔君
福島啓史郎君 藤井 基之君
保坂 三蔵君 真鍋 賢二君
舛添 要一君 松谷蒼一郎君
松田 岩夫君 松村 龍二君
松山 政司君 三浦 一水君
溝手 顕正君 宮崎 秀樹君
森下 博之君 森田 次夫君
森元 恒雄君 森山 裕君
山内 俊夫君 山崎 力君
山崎 正昭君 山下 英利君
山下 善彦君 山本 一太君
吉田 博美君 吉村剛太郎君
若林 正俊君 脇 雅史君

浅尾慶一郎君 朝日 俊弘君
伊藤 基隆君 池口 修次君
今泉 昭君 岩本 司君
海野 徹君 江田 五月君
江本 孟紀君 小川 勝也君
小川 敏夫君 大塚 耕平君
岡崎トミ子君 勝木 健司君
神本美恵子君 川橋 幸子君
北澤 俊美君 郡司 彰君
小林 元君 奥石 東君
佐藤 泰介君 佐藤 道夫君
佐藤 雄平君 齋藤 勁君
榛葉賀津也君 鈴木 寛君
高嶋 良充君 高橋 千秋君
谷 博之君 谷林 正昭君
千葉 景子君 ギン プラチ君
辻 泰弘君 角田 義一君
内藤 正光君 直嶋 正行君
中島 章夫君 信田 邦雄君
羽田雄一郎君 長谷川 清君
平田 健二君 広中和歌子君
福山 哲郎君 藤井 俊男君
藤原 正司君 堀 利和君
本田 良一君 松井 孝治君
円 より子君 峰崎 直樹君
築瀬 進君 柳田 稔君
山下八洲夫君 山根 隆治君
山本 孝史君 和田ひろ子君

若林 秀樹君 薬科 満治君
荒木 清寛君 魚住裕一郎君
風間 昶君 草川 昭三君
木庭健太郎君 沢 たまき君
高野 博師君 続 訓弘君
鶴岡 洋君 浜田卓二郎君
浜四津敏子君 日笠 勝之君
弘友 和夫君 福本 潤一君
松 あきら君 山口那津男君
山本 保君 渡辺 孝男君
井上 哲士君 井上 美代君
池田 幹幸君 岩佐 恵美君
緒方 靖夫君 大沢 辰美君
紙 智子君 小池 晃君
小泉 親司君 大門実紀史君
富樫 練三君 西山登紀子君
畑野 君枝君 八田ひろ子君
林 紀子君 筆坂 秀世君
宮本 岳志君 吉岡 吉典君
吉川 春子君 岩本 莊太君
大江 康弘君 島袋 宗康君
田村 秀昭君 高橋紀世子君
西岡 武夫君 平野 貞夫君
平野 達男君 広野ただし君
松岡満壽男君 森 ゆうこ君
渡辺 秀央君 大脇 雅子君
大田 昌秀君 田 英夫君
福島 瑞穂君 又市 征治君

賛成者氏名		反対者氏名	
国家公務員等の任命に関する件「食品安全委員会委員(寺尾允男君及び寺田雅昭君)」		〇名	
賛成者氏名		賛成者氏名	
大淵 絹子君	黒岩 宇洋君	小齊平敏文君	小林 温君
中村 敦夫君	西川きよし君	後藤 博子君	鴻池 祥肇君
本岡 昭次君		近藤 剛君	佐藤 泰三君
		斎藤 滋宣君	斎藤 十朗君
		桜井 新君	山東 昭子君
		清水嘉与子君	清水 達雄君
		椎名 一保君	陣内 孝雄君
		鈴木 政二君	世耕 弘成君
		関谷 勝嗣君	田浦 直君
		田村 公平君	田村耕太郎君
		竹山 裕君	武見 敬三君
		谷川 秀善君	段本 幸男君
		月原 茂皓君	常田 享詳君
		鶴保 庸介君	中川 義雄君
		中島 啓雄君	中曾根弘文君
		中原 爽君	仲道 俊哉君
		西銘順志郎君	野上浩太郎君
		野沢 太三君	野間 起君
		南野知恵子君	橋本 聖子君
		服部三男雄君	林 芳正君
		日出 英輔君	福島啓史郎君
		藤井 基之君	保坂 三蔵君
		真鍋 賢二君	舩添 要一君
		松田 岩夫君	松村 龍二君
		松山 政司君	三浦 一水君
		溝手 顕正君	宮崎 秀樹君
		森下 博之君	森田 次夫君
		森元 恒雄君	森山 裕君
賛成者氏名		賛成者氏名	
阿南 一成君	阿部 正俊君	山内 俊夫君	山崎 力君
愛知 治郎君	青木 幹雄君	山崎 正昭君	山下 英利君
荒井 正吾君	有村 治子君	山下 善彦君	山本 一太君
泉 信也君	市川 一朗君	吉田 博美君	吉村剛太郎君
岩井 國臣君	岩城 光英君	若林 正俊君	脇 雅史君
岩永 浩美君	上杉 光弘君	荒木 清寛君	魚住裕一郎君
上野 公成君	魚住 汎英君	風間 昶君	草川 昭三君
小野 清子君	尾辻 秀久君	木庭健太郎君	沢 たまき君
大島 慶久君	大仁田 厚君	高野 博師君	続 訓弘君
大野つや子君	太田 豊秋君	鶴岡 洋君	浜田卓二郎君
扇 千景君	岡田 広君	浜四津敏子君	日笠 勝之君
加治屋義人君	加藤 紀文君	弘友 和夫君	福本 潤一君
加納 時男君	狩野 安君	松 あきら君	山口那津男君
柏村 武昭君	片山虎之助君	山本 保君	渡辺 孝男君
金田 勝年君	亀井 郁夫君	井上 哲士君	井上 美代君
河本 英典君	木村 仁君	池田 幹幸君	岩佐 恵美君
岸 宏一君	北岡 秀二君	池田 靖夫君	大沢 辰美君
久世 公堯君	杳掛 哲男君	紙 智子君	小池 晃君
国井 正幸君	小泉 顕雄君	小泉 親司君	大門実紀史君
		富樫 練三君	西山登紀子君
		畑野 君枝君	八田ひろ子君
		林 紀子君	筆坂 秀世君
		宮本 岳志君	吉岡 吉典君
		吉川 春子君	西川きよし君
		浅尾慶一郎君	朝日 俊弘君
		伊藤 基隆君	池口 修次君
			七九名
賛成者氏名		賛成者氏名	
阿南 一成君	阿部 正俊君	今泉 昭君	岩本 司君
愛知 治郎君	青木 幹雄君	海野 徹君	江田 五月君
荒井 正吾君	有村 治子君	江本 孟紀君	小川 勝也君
泉 信也君	市川 一朗君	小川 敏夫君	大塚 耕平君
岩井 國臣君	岩城 光英君	岡崎トミ子君	勝木 健司君
岩永 浩美君	上杉 光弘君	神本美恵子君	川橋 幸子君
上野 公成君	魚住 汎英君	北澤 俊美君	郡司 彰君
小野 清子君	尾辻 秀久君	小林 元君	興石 東君
大島 慶久君	大仁田 厚君	佐藤 泰介君	佐藤 道夫君
大野つや子君	太田 豊秋君	佐藤 雄平君	齋藤 勲君
扇 千景君	岡田 広君	榛葉賀津也君	鈴木 寛君
加治屋義人君	加藤 紀文君	高嶋 良充君	高橋 千秋君
加納 時男君	狩野 安君	谷 博之君	谷林 正昭君
柏村 武昭君	片山虎之助君	千葉 景子君	ツケンマルティ君
金田 勝年君	亀井 郁夫君	辻 泰弘君	角田 義一君
河本 英典君	木村 仁君	内藤 正光君	直嶋 正行君
岸 宏一君	北岡 秀二君	中島 章夫君	信田 邦雄君
久世 公堯君	杳掛 哲男君	羽田雄一郎君	長谷川 清君
国井 正幸君	小泉 顕雄君	平田 健二君	広中和歌子君
		福山 哲郎君	藤井 俊男君
		藤原 正司君	堀 利和君
		本田 良一君	松井 孝治君
		円 より子君	峰崎 直樹君
		篠瀬 進君	柳田 稔君
		山下八洲夫君	山根 隆治君
		山本 孝史君	和田ひろ子君
		若林 秀樹君	薬科 満治君
		岩本 莊太君	大江 康弘君

国家公務員等の任命に関する件「食品安全委員会
委員(見上彪君)」

賛成者氏名

一五八名

島袋 宗康君	田村 秀昭君	金田 勝年君	亀井 郁夫君	松谷蒼一郎君	松田 岩夫君	吉岡 吉典君	吉川 春子君
高橋紀世子君	西岡 武夫君	河本 英典君	木村 仁君	松村 龍二君	松山 政司君	大江 康弘君	島袋 宗康君
平野 貞夫君	平野 達男君	岸 宏一君	北岡 秀一君	三浦 一水君	溝手 顯正君	田村 秀昭君	西岡 武夫君
広野ただし君	松岡満壽男君	久世 公堯君	沓掛 哲男君	宮崎 秀樹君	森下 博之君	平野 貞夫君	平野 達男君
森 ゆうこ君	渡辺 秀央君	国井 正幸君	小泉 顯雄君	森田 次夫君	森元 恒雄君	広野ただし君	松岡満壽男君
大脇 雅子君	大田 昌秀君	小齊平敏文君	小林 温君	森山 裕君	山内 俊夫君	森 ゆうこ君	渡辺 秀央君
田 英夫君	福島 瑞穂君	後藤 博子君	鴻池 祥肇君	山崎 力君	山崎 正昭君	大脇 雅子君	大田 昌秀君
又市 征治君	大淵 絹子君	近藤 剛君	佐藤 泰三君	山下 英利君	山下 善彦君	田 英夫君	福島 瑞穂君
黒岩 宇洋君	中村 敦夫君	齊藤 滋宣君	斎藤 十朗君	山本 一太君	吉田 博美君	又市 征治君	西川きよし君
本岡 昭次君		桜井 新君	山東 昭子君	吉村剛太郎君	若林 正俊君		
		清水嘉与子君	清水 達雄君	脇 雅史君	荒木 清寛君		
		椎名 一保君	陣内 孝雄君	魚住裕一郎君	風間 昶君		
		鈴木 政二君	世耕 弘成君	草川 昭三君	木庭健太郎君		
		関谷 勝嗣君	田浦 直君	沢 たまき君	高野 博師君		
		田村 公平君	田村耕太郎君	続 訓弘君	鶴岡 洋君		
		竹山 裕君	武見 敬三君	浜田卓二郎君	浜四津敏子君		
		谷川 秀善君	段本 幸男君	日笠 勝之君	弘友 和夫君		
		月原 茂皓君	常田 享詳君	福本 潤一君	松 あきら君		
		鶴保 庸介君	中川 義雄君	山口那津男君	山本 保君		
		中島 啓雄君	中曾根弘文君	渡辺 孝男君	井上 哲士君		
		中原 爽君	仲道 俊哉君	井上 美代君	池田 幹幸君		
		西銘順志郎君	野上浩太郎君	岩佐 恵美君	緒方 靖夫君		
		野沢 太三君	野間 起君	大沢 辰美君	紙 智子君		
		南野知恵子君	橋本 聖子君	小池 晃君	小泉 親司君		
		服部三男雄君	林 芳正君	大門実紀史君	富樫 練三君		
		日出 英輔君	福島啓史郎君	西山登紀子君	畑野 君枝君		
		藤井 基之君	保坂 三蔵君	八田ひろ子君	林 紀子君		
		真鍋 賢二君	舩添 要一君	筆坂 秀世君	宮本 岳志君		

反対者氏名

六三名

浅尾慶一郎君	朝日 俊弘君
伊藤 基隆君	池口 修次君
今泉 昭君	岩本 司君
海野 徹君	江田 五月君
江本 孟紀君	小川 勝也君
小川 敏夫君	大塚 耕平君
岡崎トミ子君	勝木 健司君
神本美恵子君	川橋 幸子君
北澤 俊美君	郡司 彰君
小林 元君	興石 東君
佐藤 泰介君	佐藤 道夫君
齋藤 勁君	榛葉賀津也君
鈴木 寛君	高嶋 良充君
高橋 千秋君	谷 博之君
谷林 正昭君	千葉 景子君
ヱリチ ムネ子君	辻 泰弘君
角田 義一君	内藤 正光君

官 報 (号 外)

国家公務員等の任命に関する件「食品安全委員会
委員(坂本元子君及び中村靖彦君)」

賛成者氏名

一四九名

直嶋 正行君	中島 章夫君	大仁田 厚君	大野つや子君	野間 勉君	南野知恵子君	小池 晃君	小泉 親司君
信田 邦雄君	羽田雄一郎君	太田 豊秋君	扇 千景君	橋本 聖子君	服部三男雄君	大門実紀史君	富樫 練三君
長谷川 清君	平田 健二君	岡田 広君	加治屋義人君	林 芳正君	日出 英輔君	西山登紀子君	畑野 君枝君
広中和歌子君	福山 哲郎君	加藤 紀文君	加納 時男君	福島啓史郎君	藤井 基之君	八田ひろ子君	林 紀子君
藤井 俊男君	藤原 正司君	狩野 安君	片山虎之助君	保坂 三蔵君	真鍋 賢二君	筆坂 秀世君	宮本 岳志君
堀 利和君	本田 良一君	亀井 郁夫君	金田 勝年君	舩添 要一君	松谷蒼一郎君	吉岡 吉典君	吉川 春子君
松井 孝治君	円より子君	木村 仁君	河本 英典君	松田 岩夫君	松村 龍二君	岩本 莊太君	大脇 雅子君
峰崎 直樹君	築瀬 進君	北岡 秀二君	岸 宏一君	松山 政司君	三浦 一水君	大田 昌秀君	田 英夫君
柳田 稔君	山下八洲夫君	杳掛 哲男君	久世 公晃君	溝手 顕正君	宮崎 秀樹君	福島 瑞穂君	又市 征治君
山根 隆治君	山本 孝史君	小泉 顯雄君	国井 正幸君	森下 博之君	森田 次夫君	西川きよし君	
和田ひろ子君	若林 秀樹君	小林 温君	小齊平敏文君	森元 恒雄君	森山 裕君		
薬科 満治君	岩本 莊太君	鴻池 祥肇君	後藤 博子君	山内 俊夫君	山崎 力君		
高橋紀世子君	大淵 絹子君	佐藤 泰三君	近藤 剛君	山崎 正昭君	山下 英利君		
黒岩 宇洋君	中村 敦夫君	斎藤 十朗君	斉藤 滋宣君	山下 善彦君	山本 一太君		
本岡 昭次君		山東 昭子君	桜井 新君	吉田 博美君	吉村剛太郎君		
		清水 達雄君	清水嘉与子君	若林 正俊君	脇 雅史君		
		陣内 孝雄君	椎名 一保君	荒木 清寛君	魚住裕一郎君		
		世耕 弘成君	関谷 勝嗣君	風間 昶君	草川 昭三君		
		田浦 直君	田村 公平君	木庭健太郎君	沢 たまき君		
		田村耕太郎君	竹山 裕君	高野 博師君	統 訓弘君		
		武見 敬三君	谷川 秀善君	鶴岡 洋君	浜四津敏子君		
		段本 幸男君	月原 茂皓君	日笠 勝之君	弘友 和夫君		
		常田 享詳君	鶴保 庸介君	福本 潤一君	松 あきら君		
		中川 義雄君	中島 啓雄君	山口那津男君	山本 保君		
		中曽根弘文君	中原 爽君	渡辺 孝男君	井上 哲士君		
		仲道 俊哉君	西銘順志郎君	井上 美代君	池田 幹幸君		
		野上浩太郎君	野沢 太三君	岩佐 恵美君	緒方 靖夫君		
				大沢 辰美君	紙 智子君		

反対者氏名

七三名

浅尾慶一郎君	朝日 俊弘君
伊藤 基隆君	池口 修次君
今泉 昭君	岩本 司君
海野 徹君	江田 五月君
江本 孟紀君	小川 勝也君
小川 敏夫君	大塚 耕平君
岡崎トミ子君	勝木 健司君
神本美恵子君	川橋 幸子君
北澤 俊美君	郡司 彰君
小林 元君	興石 東君
佐藤 泰介君	佐藤 道夫君
佐藤 雄平君	齋藤 勁君
榛葉賀津也君	鈴木 寛君
高嶋 良充君	高橋 千秋君
谷 博之君	谷林 正昭君
千葉 景子君	ツルシ マルティ君

日程第一 独立行政法人都市再生機構法案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

一八三名

辻 泰弘君	角田 義一君	有村 治子君	泉 信也君	常田 享詳君	郡司 彰君	小林 元君
内藤 正光君	直嶋 正行君	市川 一朗君	岩井 國臣君	中川 義雄君	中島 啓雄君	佐藤 泰介君
中島 章夫君	信田 邦雄君	岩城 光英君	岩永 浩美君	中島 眞人君	中曾根弘文君	佐藤 雄平君
羽田雄一郎君	長谷川 清君	上杉 光弘君	上野 公成君	中原 爽君	仲道 俊哉君	齋藤 勤君
平田 健二君	広中和歌子君	尾住 汎英君	小野 清子君	野沢 三三君	野上浩太郎君	榛葉賀津也君
福山 哲郎君	藤井 俊男君	尾辻 秀久君	大島 慶久君	野沢 知恵子君	野間 越君	高嶋 良充君
藤原 正司君	堀 利和君	大仁田 厚君	大野つや子君	服部三男雄君	橋本 聖子君	谷 博之君
本田 良一君	松井 孝治君	太田 豊秋君	岡田 広君	藤井 基之君	林 芳正君	千葉 景子君
円 より子君	峰崎 直樹君	加治屋義人君	加藤 紀文君	舛添 要一君	真鍋 賢二君	辻 泰弘君
篠瀬 進君	柳田 稔君	加納 時男君	狩野 安君	松田 岩夫君	松谷蒼一郎君	内藤 正光君
山下八洲夫君	山根 隆治君	景山俊太郎君	柏村 武昭君	三浦 一水君	松山 政司君	中島 章夫君
山本 孝史君	和田ひろ子君	片山虎之助君	金田 勝年君	宮崎 秀樹君	溝手 顕正君	羽田雄一郎君
若林 秀樹君	薬科 満治君	亀井 郁夫君	河本 英典君	森田 次夫君	森下 博之君	平田 健二君
大江 康弘君	島袋 宗康君	木村 仁君	岸 宏一君	森山 裕君	森元 恒雄君	藤井 俊男君
田村 秀昭君	高橋紀世子君	北岡 秀二君	久世 公堯君	森山 俊夫君	矢野 哲朗君	堀 利和君
西岡 武夫君	平野 貞夫君	沓掛 哲男君	国井 正幸君	山崎 正昭君	山下 英利君	松井 孝治君
平野 達男君	広野ただし君	小泉 顯雄君	小齊平敏文君	山下 善彦君	山本 一太君	峰崎 直樹君
松岡満壽男君	森 ゆうこ君	小林 温君	後藤 博子君	吉田 博美君	吉村剛太郎君	柳田 稔君
渡辺 秀央君	大淵 絹子君	近藤 剛君	斎藤 泰三君	脇 雅史君	浅尾慶一郎君	山根 隆治君
黒岩 宇洋君	中村 敦夫君	斉藤 滋宣君	斎藤 十朗君	朝日 俊弘君	伊藤 基隆君	和田ひろ子君
本岡 昭次君		山東 昭子君	清水嘉与子君	池口 修次君	今泉 昭君	薬科 満治君

阿南 一成君	阿部 正俊君	田村 公平君	田村耕太郎君	田中 直紀君	関谷 勝嗣君	鈴木 政二君	椎名 一保君	清水 達雄君	陣内 孝雄君	世耕 弘成君	田浦 直君	田村 公平君	竹山 裕君	段本 幸男君																		
荒井 正吾君	有馬 朗人君	青木 幹雄君	谷川 秀善君	月原 茂皓君	川橋 幸子君	勝本 健司君	岡崎トミ子君	神本美恵子君	北澤 俊美君	大塚 耕平君	小川 敏夫君	江本 孟紀君	海野 徹君	岩本 司君	池口 修次君	朝日 俊弘君	脇 雅史君	吉田 博美君	山下 善彦君	山崎 正昭君	山下 英利君	山本 一太君	吉村剛太郎君	浅尾慶一郎君	伊藤 基隆君	今泉 昭君	海野 徹君	江本 孟紀君	小川 敏夫君	岡崎トミ子君	神本美恵子君	北澤 俊美君

岩本 司君	池口 修次君	朝日 俊弘君	脇 雅史君	吉田 博美君	山下 善彦君	山崎 正昭君	山下 英利君	山本 一太君	吉村剛太郎君	浅尾慶一郎君	伊藤 基隆君	今泉 昭君	海野 徹君	江本 孟紀君	小川 敏夫君	岡崎トミ子君	神本美恵子君	北澤 俊美君								
常田 享詳君	中川 義雄君	中島 眞人君	中原 爽君	野沢 三三君	服部三男雄君	藤井 基之君	舛添 要一君	松田 岩夫君	三浦 一水君	宮崎 秀樹君	森田 次夫君	森山 裕君	森山 俊夫君	山崎 正昭君	山下 英利君	山本 一太君	吉村剛太郎君	浅尾慶一郎君	伊藤 基隆君	今泉 昭君	海野 徹君	江本 孟紀君	小川 敏夫君	岡崎トミ子君	神本美恵子君	北澤 俊美君

岩本 司君	池口 修次君	朝日 俊弘君	脇 雅史君	吉田 博美君	山下 善彦君	山崎 正昭君	山下 英利君	山本 一太君	吉村剛太郎君	浅尾慶一郎君	伊藤 基隆君	今泉 昭君	海野 徹君	江本 孟紀君	小川 敏夫君	岡崎トミ子君	神本美恵子君	北澤 俊美君									
郡司 彰君	奥石 東君	佐藤 道夫君	齋藤 勤君	榛葉賀津也君	高嶋 良充君	谷 博之君	千葉 景子君	辻 泰弘君	内藤 正光君	中島 章夫君	羽田雄一郎君	平田 健二君	藤井 俊男君	堀 利和君	松井 孝治君	峰崎 直樹君	柳田 稔君	山根 隆治君	和田ひろ子君	薬科 満治君	魚住裕一郎君	草川 昭三君	沢 たまき君	続 訓弘君	浜田卓二郎君	日笠 勝之君	福本 潤一君

小林 元君	佐藤 泰介君	佐藤 雄平君	櫻井 充君	鈴木 寛君	高橋 千秋君	谷林 正昭君	角田 義一君	直嶋 正行君	信田 邦雄君	長谷川 清君	広中和歌子君	藤原 正司君	本田 良一君	円 より子君	篠瀬 進君	山下八洲夫君	山本 孝史君	若林 秀樹君	荒木 清寛君	風間 昶君	木庭健太郎君	高野 博師君	鶴岡 洋君	浜四津敏子君	弘友 和夫君	松 あきら君
-------	--------	--------	-------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	--------

山口那津男君	山本 保君	日程第二 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)	清水嘉与子君	清水 達雄君	浅尾慶一郎君	朝日 俊弘君
渡辺 孝男君	岩本 莊太君		椎名 一保君	陣内 孝雄君	伊藤 基隆君	池口 修次君
高橋紀世子君	松岡満壽男君		鈴木 政二君	世耕 弘成君	今泉 昭君	岩本 司君
大淵 絹子君	西川きよし君	賛成者氏名 二〇一名	関谷 勝嗣君	田浦 直君	海野 徹君	江田 五月君
本岡 昭次君			田中 直紀君	田村 公平君	江本 孟紀君	小川 勝也君
			田村耕太郎君	竹山 裕君	小川 敏夫君	大塚 耕平君
			武見 敬三君	谷川 秀善君	岡崎トミ子君	勝木 健司君
			段本 幸男君	月原 茂皓君	神本美恵子君	川橋 幸子君
			常田 享詳君	鶴保 庸介君	北澤 俊美君	郡司 彰君
			中川 義雄君	中島 啓雄君	小林 元君	奥石 東君
			中島 眞人君	中曾根弘文君	佐藤 泰介君	佐藤 道夫君
			中原 爽君	仲道 俊哉君	佐藤 雄平君	齋藤 勲君
			西銘順志郎君	野上浩太郎君	櫻井 充君	榛葉賀津也君
			野沢 太三君	野間 赴君	鈴木 寛君	高嶋 良充君
			南野知恵子君	橋本 聖子君	高橋 千秋君	谷 博之君
			服部三男雄君	林 芳正君	谷林 正昭君	千葉 景子君
			藤井 基之君	真鍋 賢二君	角田 義一君	辻 泰弘君
			舩添 要一君	松谷蒼一郎君	角田 義一君	内藤 正光君
			松田 岩夫君	松山 政司君	直嶋 正行君	中島 章夫君
			三浦 一水君	溝手 顕正君	信田 邦雄君	羽田雄一郎君
			宮崎 秀樹君	森下 博之君	長谷川 清君	平田 健二君
			森田 次夫君	森元 恒雄君	広中和歌子君	藤井 俊男君
			森山 裕君	矢野 哲朗君	藤原 正司君	堀 利和君
			山内 俊夫君	山崎 力君	本田 良一君	松井 孝治君
			山崎 正昭君	山下 英利君	円 より子君	峰崎 直樹君
			山下 善彦君	山本 一太君	篠瀬 進君	柳田 稔君
			吉田 博美君	吉村剛太郎君	山下八洲夫君	山根 隆治君
			若林 正俊君	脇 雅史君	山本 孝史君	和田ひろ子君

官 報 (号 外)

若林 秀樹君 荒木 清寛君 風間 昶君 木庭健太郎君 高野 博師君 鶴岡 洋君 浜四津敏子君 弘友 和夫君 松 あきら君 山本 保君 岩本 莊太君 島袋 宗康君 西岡 武夫君 平野 達男君 松岡満壽男君 渡辺 秀央君 大田 昌秀君 福島 瑞穂君 大淵 絹子君 椎名 素夫君 本岡 昭次君 藁科 満治君 魚住裕一郎君 草川 昭三君 沢 たまき君 統 訓弘君 浜田卓二郎君 日笠 勝之君 福本 潤一君 山口那津男君 渡辺 孝男君 大江 康弘君 田村 秀昭君 平野 貞夫君 広野ただし君 森 ゆうこ君 大脇 雅子君 田 英夫君 又市 征治君 黒岩 宇洋君 西川きよし君	富樫 練三君 畑野 君枝君 林 紀子君 宮本 岳志君 吉川 春子君 山本 正和君 西山登紀子君 八田ひろ子君 筆坂 秀世君 吉岡 吉典君 高橋紀世子君 中村 敦夫君
反対者氏名 井上 哲士君 池田 幹幸君 緒方 靖夫君 紙 智子君 小泉 親司君 井上 美代君 岩佐 恵美君 大沢 辰美君 小池 晃君 大門実紀史君 二二名	

平成十五年六月十三日 参議院会議録第三十三号(その一) 投票者氏名

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

号外

平成十五年六月十三日

○第百五十六回 参議院會議録第三十三号(その二)

〔本号(その二)参照〕

調査報告書

国会等の移転に関する調査

右の件については調査を終わらないが、ここに中間報告として別紙のとおりその経費の概略を報告する。

平成十五年六月十一日

国会等の移転に関する特別委員長 松谷倉一郎

参議院議長 倉田 寛之助

国会等の移転に関する調査報告(中間報告)

まえがき

国会等の移転に関する特別委員会は、本会議における「国会等の移転に関する決議」(平成2年11月7日)の趣旨を踏まえ、第121回国会の平成3年8月5日に設置された。

以来、本特別委員会は、「国会等の移転に関する調査」を調査件名とし、委員会設置の目的及び課せられた責務を果たすべく、調査を進めてきた。

12年間における調査においては、政府からの説明聴取及び参考人からの意見聴取並びに委員の質疑及び自由討議、さらには実情調査(委員派遣、視察)を行ってきた。特に平成11年12月20日に国会等移転審議会が答申を提出した後は、国会等の移転に関する法律第22条に規定する「国民の合意形成の状況」、「社会経済情勢

の諸事情」及び「東京都との比較考量」を中心に鋭意調査を進めてきたところである。

その結果、今日の経済財政情勢、国民の合意形成の状況等を勘案し、防災対応機能、危機管理機能の中枢を優先して移転させるとともに、その他の機能についても、移転先を決定し、移転を実施すべきものであるという点において、おおむね意見の一致をみた。

よって本特別委員会は、時間的経過にかんがみ、ここに中間報告を議長に提出するものである。

目次

第Ⅰ 特別委員会の経過	1
第Ⅱ 特別委員会の調査の概要	5
1. 政府からの説明聴取、参考人からの意見聴取及び実情調査	5
2. 委員の発言要旨	13
3. 参考人の意見要旨	16
(1) 移転先候補三地域の知事及び経済団体の意見並びに東京都知事の意見	16
(2) 有識者の意見	24
第Ⅲ まとめ	61

第1 特別委員会の経過

我が国は、第二次世界大戦後、瓦礫の山を前にして、深刻な挫折感に打ちのめされながらも、復興と国際社会への復帰への道を歩み、恵まれた国際社会環境の下、欧米へのキャッチアップを目標として、世界にもまれな高度経済成長により今日の繁栄を築きあげてきた。

しかし、我が国経済の国際的地位が急速に高まり、金融、情報等の分野において東京が世界の重要なセンターとしての役割が増大するにつれ、東京への中枢管理機能の集積が一段と加速され、肥大化が進み、世界に類を見ない大都市となった。このため、東京においては地価が異常に高騰し、良好な居住環境を維持することが困難となっているのみならず、災害時における都市機能の麻痺が懸念され、防災上の観点からも看過し得ない重大な問題が発生してきた。

他方、地方においては、急激な産業構造の転換過程の中で地域経済の停滞が深刻化し、人口の減少と過疎地域の拡大が生じるなど、国土全般に大きな歪と弊害が発生した。

これらの歪と弊害を是正し、均衡のとれた多極分散型の国土を形成していくことが、政治に課せられた緊急の課題となった。

国会等の移転をめぐる動きは、昭和30年代から存在したが、昭和60年代に入ると、東京都区部を始めとして異常な地価高騰が起こり、これを背景として、東京一極集中の弊害が改めて指摘され、また、大規模災害時における危険の増大等の問題も併せて多くの「首都機能移転論」が提起された。

こうした世論の高まりなどを背景にして、第119回国会の平成2年11月7日、本会議において「国会等の移転に関する決議」が行われた。

本決議は、我が国の現状について、「政治、経済、文化等の中枢機能が首都東京へ集中した結果、人口の過密、地価の異常な高騰、良好な生活環境の欠如」等のさまざまな問題が発生したとし、「一極集中を排除し、さらに、二十一世紀にふさわしい政治・行政機能を確立するため、国会及び政府機能の移転を行うべきである」とした。

国会等の移転に関する特別委員会は、本決議の趣旨を踏まえ、第121回国会の平成3年8月5日に設置された。

以来、本特別委員会は、「国会等の移転に関する調査」を調査件名とし、設置の目的及び課せられた責務を果たすべく、総計82回委員会を開会し、招致した参考人は延べ30人に及び、また、実情調査のための委員派遣を5回、視察を5回、延べ19府県において行うなど、調査を精力的に実施してきた。

本特別委員会の活動は、特別委員会の設置から国会等移転調査会報告提出まで、国会等移転調査会報告提出から国会等移転審議会答申提出まで、国会等移転審議会答申提出から現在までの3期に分けることができる。

まず、第121回国会から第136回国会までは、「国会等の移転に関する法律案」の審査と同法に基づいて総理府に設置された国会等移転調査会からの報告の聴取が中心課題となった。

第125回国会に衆議院より提出された「国会等の移転に関する法律案」は、本特別委員会での審査を経て、本会議において可決・成立した。

そして、国会等移転調査会が平成7年12月13日に内閣総理大臣に報告し、国会等の移転に関する法律第13条第3項の規定に基づき内閣から提出された国会等移転調査会報告について、第136回国会において同調査会会長宇野收君より意見を聴取し、質疑を行った。そのほか、

参考人質疑等を行った。

国会等移転調査会報告は、国会等の移転が地方分権、規制緩和など、国政全般の改革の契機であるとし、また、東京一極集中の是正を図るとともに、国土の災害対応力の強化を図るためにも大きな意義を有するものであるとした上で、移転先地の選定基準、選定方法等についての報告を行い、移転先候補地を選定するための専門的・中立的な選定機関を設置すべきであるとしたものであった。

これを受けて、第136回国会に衆議院から「国会等の移転に関する法律の一部を改正する法律案」が提出され、本特別委員会での審査を経て、本会議において可決・成立した。

本改正法により、内閣総理大臣の諮問に応じ、候補地の選定等の事項について調査審議するため、総理府に国会等移転審議会が設置され、同審議会は、国会等移転調査会の報告及びこれに関する国会の審議を踏まえ、調査審議することとなった。

次に、改正法の成立に基づき国会等移転審議会の設置から、同審議会の答申が出される第146回国会閉会後までの間、本特別委員会は、審議会の審議状況について、亀井久興国土庁長官等から5回にわたり説明を聴取する一方、参考人質疑を行い、また、国会等移転調査会報告を踏まえて、国会等移転に関する実情調査のため委員派遣及び視察を行った。

第146回国会閉会後の平成11年12月20日、国会等移転審議会は、栃木・福島、岐阜・愛知、三重・畿央の3地域を移転先候補地とする答申を内閣総理大臣に提出し、国会に報告された。

本特別委員会では、第147回国会に同審議会长森亘君から意見を聴取し、質疑を行い、国会等の移転に関する法律第22条に基づき、国民の合意形成の状況、社会経済情勢の諸事情に配慮し、東京都との比

較考量を通じて、国会等の移転について検討することとなった。

まず、東京都との比較考量のための調査としては、第153回国会及び第154回国会において、移転先三候補地の知事及び経済界の代表並びに東京都知事から意見を聴取し質疑を行ったほか、移転先三候補地について、委員派遣及び視察によって実情調査を行った。

次に、社会経済状況の変化についても、第156回国会において参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

また、特に、第155回国会においては災害対応力の構築についても参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

なお、第154回国会においては、各会派の委員からの意見表明及び委員相互間の意見交換を行ったところである。

第II 特別委員会の調査の概要

1. 政府からの説明聴取、参考人からの意見聴取及び実情調査

第121回国会においては、首都機能移転問題について、政府委員から説明を聴取して質疑を行った。

また、京大工学部教授天野光三君から、リニアモーターカーの整備により東京、甲府、名古屋及び大阪を一つの都市圏とした「四つ子首都」を創るとの拡都構想について意見を聴取し、首都機能を四都市に分散する理由、リニアモーターカーの整備内容、行政機関の四都市への具体的な分割方法等について質疑を行った。

第122回国会においては、独協大学経済学部教授恒松治君から中央集権機能の地方分散の必要性と首都機能移転について意見を聴取し、情報・経済の集中と政治との関係、連邦制移行の実現可能性、地方分権を道州制で行わなければならない理由等について質疑を行った。

第123回国会においては、帝京技術科学大学学長八十島義之助君(国土庁長官の私的諮問機関「首都機能移転問題に関する懇談会」座長)から、同懇談会が平成4年2月26日に行った「中間とりまとめ」について意見を聴取した。

「中間とりまとめ」においては、首都機能移転に際しての基本的考え方、新首都の開発方式の想定、移転先地に求められる条件、新しい首都像、東京の将来像及び今後の課題等が記載されており、首都機能移転と東京一極集中是正との関係、具体的移転場所についての検討の有無、首都機能移転に伴う東京問題対策等について質疑を行った。

また、筑波研究学園都市を視察した。

第134回国会においては、首都機能移転問題の経緯及び国会等移転調査会の役割とこれまでの審議状況等について、政府委員から説明を聴取し、質疑を行った。

第136回国会においては、国会等の移転に関する法律第13条第3項の規定に基づき内閣から提出された国会等移転調査会報告について、同調査会長宇野收君より意見を聴取した。

宇野参考人は、同報告を基に、首都機能移転の必要性、移転の対象機関、新首都のイメージ、首都機能移転の手順、移転先の選定基準、移転の時期、東京の新たな出発等について意見を陳述し、新首都の人口規模を60万人とした根拠、規制緩和、地方分権と首都機能移転との関係、移転費用のための財源確保の在り方、首都機能移転についての東京都民のコンセンサスづくりの方策等について質疑を行った。

第139回国会開会後、国会等移転に関する実情調査のため、福島県及び栃木県に委員派遣を行った。

第140回国会においては、国会等移転審議会の審議状況について政府委員から説明を聴取したほか、帝京平成大学学長八十島義之助君から首都機能移転の意義及び効果、移転の対象、新首都のイメージ、新首都づくりの手法等について意見を聴取し、首都機能移転と財政、新首都予定地での土地の取得及び地価対策、新首都の人口規模等について質疑を行った。また、作家堺屋太一君から首都機能移転の目的と効果、経済性、重要性について意見を聴取し、首都機能移転と遷都との関係、パワールの崩壊等の状況の変化と首都機能移転の関係、歴史上の教訓からみた首都機能の所在地の在り方等について質疑を行った。

また、岐阜県及び茨城県において視察を行った。閉会後は、国会等移転に関する実情調査のため、愛知県及び三重県に委員派遣を行った。

第141回国会においては、国会等移転審議会の審議状況について政府委員から説明を聴取したほか、高崎経済大学地域政策学部教授横島庄治君から各国における首都ないし首都機能の移転問題を中心に意見を聴取し、震災に対する対応、省庁再編、三権分立、規制緩和等と首都機能移転との関係、首都機能の移転先にふさわしい地域等について質疑を行った。

第142回国会においては、国会等移転審議会の審議状況等について、亀井久興国土庁長官から説明を聴取したほか、武蔵工業大学環境情報学部教授中村英夫君から震災対策の問題を中心に意見を聴取し、移転候補先絞り込みの際の防災上の安全比較、首都機能被災のシミュレーションの必要性、東京の防災対策の強化等について質疑を行った。

第143回国会においては、国会等移転審議会の審議状況等について政府委員から説明を聴取し、質疑を行った。閉会後は、国会等移転に関する実情調査のため、宮城県に委員派遣を行った。

第144回国会閉会後、国会等移転に関する実情調査のため、奈良県、京都府、三重県、滋賀県及び静岡県に委員派遣を行った。

第145回国会においては、国会等移転の在り方について東京大学教授大西隆君及び上智大学教授猪口邦子君から意見を聴取した。

大西参考人は、防災性の向上の点からも首都機能移転は必要であり、首都機能移転については全面移転論にとらわれず目的に対応して柔軟な移転形態を考えるべきとの意見を、猪口参考人は、大競争時代の現代においては、世界都市東京の競争力強化に全力を尽くすべきで、防災強化等は首都機能を移転しなくても行い得るとの意見をそれぞれ陳述した。これに対して、分都・重都による行政の肥大化への懸念、世界都市論の中で日本、東京、新首都をどうみるか等について質疑を行った。

また、国会等移転審議会の審議状況等について政府委員から説明を聴取し、同審議会委員の照明デザイナー石井幹子君から「首都機能移転・新時代の幕開けとなる新都市像」として新首都のイメージについての意見を聴取し、新しい都市における職と住の関わり、市民の精神的な連帯につながる都市空間デザインの必要性、首都機能移転についての国民の合意形成の方策等について質疑を行った。

第146回国会閉会後の平成11年12月20日、国会等移転審議会は、内閣総理大臣に答申を提出し、同答申は国会に報告された。

第147回国会においては、国会等移転審議会会長森亘君から意見を聴取した。

森参考人は、同答申においては、栃木・福島地域及び岐阜・愛知地域の2地域が総合評価の点数が高く、かつ数字に関する限り大きな差が認められないということから順位をつけずに候補地として選定し、三重・畿央地域については総合評価の点数は低いが、京都、大阪に近く、伝統の文化の厚みといったほかの地域には見られない特徴があり、将来いろいろな事情が改善されれば候補地の一つとなる可能性がある等としている旨を陳述した。これに対して、候補地を1地点に絞りきれなかった原因・背景、東京都との比較考量における判断基準、国民の合意形成への考え等について質疑を行った。

また、国会等移転に関する実情調査のため、岐阜県及び愛知県に視察を行った。

第150回国会においては、扇千景国土庁長官に対して質疑を行った。閉会後は、栃木県及び福島県に委員派遣を行った。

第151回国会においては、国会等移転の是非に関して、国会等移転審議会会長代理であった財団法人地方自治研究機構理事長石原信雄君、東京大学空間情報科学研究センター教授八田達夫君及び株式会社

三菱総合研究所取締役人間環境研究本部長平本一雄君から意見を聴取した。

石原参考人は、平成2年当時と比し、経済情勢は大きく変わり、財政状態も悪化しているが、国会等移転論議の論拠となった東京一極集中傾向は今日でもなお続いていること等から国会等移転の問題については、時間をかけて地道な検討を継続して、適正な結論を出していただきたい旨を、八田参考人は、移転論には東京がアジアの各都市と対抗していかなければならないという視点が全く欠けており、また、東京の一極集中は集中による集積の利益から来るもので首都を移転しても一極集中は阻止できない、地方分権や地震対策は別の方策によるべきである旨を、平本参考人は、首都の在り方として、二つの首都制を考え、新しく首都機能が移転する場所については、政治・行政首都として都市を育成し、東京は経済首都として世界都市化を目指すべきである旨をそれぞれ陳述した。これに対して、東京都との比較における新首都機能の在り方、首都機能移転の費用対効果、首都機能移転について国民投票することの是非等について質疑を行った。

第153回国会においては、国会等移転審議会答申で移転先候補地とされた3地域における国会等の移転に対する取組について、三重県知事北川正恭君、近畿商工会議所連合会副会長高橋宗治郎君、岐阜県知事梶原拓君、中部経済連合会副会長須田寛君、栃木県知事福田昭夫君及び福島県商工会議所連合会会長坪井孝夫君から意見を聴取した。

三重・畿央地域からの北川参考人及び高橋参考人は、首都機能移転は我が国の構想力を問うものであるが、三重・畿央地域は、全国からの均等なアクセスが可能であり、最先端の学術研究機構が数多く集積していること、国際空港等の有効活用により国際交流の新拠点となり得、海から山に至る魅力ある自然環境や景観と既存都市機能を活用し

た新たな都市モデルを構築できること、首都機能の移転先は日本独特の文化、伝統を踏まえた京都府、奈良県、滋賀県、三重県からなる三重・畿央地域が望ましいこと等を陳述した。これに対して、想定される新首都の規模、水資源及び用地確保の見通し、高速交通網整備の見通し等について質疑を行った。

岐阜・愛知地域からの梶原参考人及び須田参考人は、首都機能移転は平成維新の改革のシンボルであり、国家百年の大計として論ずべきであるが、岐阜・愛知地域は、国際化時代の首都に必須の24時間空港が存在する等アジアの玄関の役割を担うことができ、日本の中央に位置して自然環境が豊かであり、首都機能配置の際、自然を破壊せず既存の土地を活用でき、適度な都市集積が活用できて東京都と適切な距離があること等を陳述した。これに対して、首都機能移転に伴う環境問題、岐阜・愛知地域における大規模震災の可能性、国会等の移転を推進する上で国としてなすべきこと等について質疑を行った。

栃木・福島地域からの福田参考人及び坪井参考人は、国会等移転は21世紀にふさわしい社会を築いていくために極めて大きな意義を有し、政治・経済の中核機能を分離することで同時被災を防止するとともに、東京も本格的な地震対策が可能となるが、栃木・福島地域は、東京との連携が密接にとれる距離にあつてバランスのとれた多軸型の国土構造が実現でき、土地の収用や工事費については当初試算より少ない金額で可能である等を陳述した。これに対して、東京との連携についての具体的な方策、移転先地の地価及び移転費用の見通し、いわゆる「展都」論への見解等について質疑を行った。

第154回国会においては、国会等移転に関する経緯等について、常任委員会専門員及び政府参考人から説明を聴取した後、各会派の委員からの意見表明及び委員相互間の意見交換を行った。

また、東京都知事石原慎太郎君は、歴史の良い意味の堆積というのが今日の東京を造っており、政経不可分という文明工学の原理からいって、東京は非常に良い条件を備えている、首都というものの意味合いをもう一回考え直して、非常に拙劣な形での移転を撤回していただきたい等の意見を陳述した。これに対して、政経不可分の重要性、東京が首都であることの必要性、東京の安全対策としての首都機能移転等について質疑を行った。

なお、作家・エコノミストの堺屋太一君からも首都機能移転を歴史的、文明的にどう位置付けるのかといった観点からの意見を聴取し、国会等の移転の必要性を国民に理解させる必要性、移転候補地決定の手続、首都機能移転による東京圏の過密解消の可否等について質疑を行った。

さらに、国会等移転に関する実情調査のため、三重県及び滋賀県において視察を行った。

第155回国会においては、災害対応力の構築と首都機能移転問題に関する件について、大阪大学大学院工学研究科助教授吉村英祐君及び日本銀行システム情報局参事役原徹君から、東京における災害リスクの増大とその回避策としてのバックアップ機能の整備、経路の多重化、分割・分散化の徹底及び日本銀行における防災対策の実情についての意見を聴取した。これに対して、日本の行政・金融機関の危機管理の在り方、東京の都市再開発の現状認識、バックアップシステムと東京との間で取るべき距離等について両名及び日本銀行考査局考査課企画役富永新君に質疑を行った。

第156回国会においては、常任委員会専門員から社会経済状況の変化について説明を聴取した後、政策研究大学院大学教授福井秀夫君及び株式会社住友生命総合研究所取締役主席研究員市来治海君から意見

を聴取した。

福井参考人は、東京一極集中の是正には混雑そのものをコントロールする手段を講ずるとともに、国家機関の権限等を民間や自治体に基本的に移譲していく試みが本質的な対策であり、新首都構築は防災対応力強化という目的には必ずしも合理性はないが、日本の構造変革の手段として首都機能移転に積極的意義を見いだすことは十分に可能である等を陳述した。これに対して、一極集中是正への方策、想定される構造変革の内容、国政改革の象徴としての首都機能移転等について質疑を行った。

市来参考人は、現在の我が国の経済・金融において、真に問題となっているのは「資産デフレス」であり、これを止める対策としては、銀行と株式、銀行経営と株式保有の遮断、社会保障の抜本改革、為替レートの修正が必要である等を陳述した。これに対して、災害対応力の強化としての首都機能移転、首都機能移転と日本の再生、東京からの首都の分離が日本の発展に貢献すること等について質疑を行った。

2. 委員の発言要旨

(1) 国会等の移転の意義・効果等

- 国会等移転と首都機能移転の定義を確立することが必要である。
 - I T時代到来に伴う首都機能の意義を検討すべきである。
 - 国会等移転の際の理想的な条件とは何かを協議することが必要と考える。
 - 一極集中是正には首都圏を広げることが必要ではないか。
 - 首都機能移転先に東京と同様の問題が生じることへの懸念をどのように解決するのか。
 - 国会等移転で想定する新首都の規模では東京の一極集中解消にはつながらない。
 - 一極集中の弊害と環境問題から首都東京に限界が来たのではないかと考える。
 - 国の施設の移転や建て替えが行われる中で首都機能移転は仕大な無駄遣いになるのではないか。
 - 首都機能移転問題は単なる公共事業でなく構造改革の一環として位置づける必要がある。
- (2) 国会等の移転に関する認識
- 平成2年の国会決議の時期と今日とでの事情変化を確認する必要がある。
 - 現在、平成2年の国会決議に沿った形での結論を出す国民的コンセンサスはない。
 - 移転の必要性は決議当初と変わっていないのだから、国会は原

点に戻り真摯に議論する必要がある。

- 国会等移転の基本は平成2年の国会決議である。
 - 国会の決議の重さは国会議員自身が否定すべきでない。
 - 平成2年の国会決議当時在籍していない議員が多数を占める現状での国会決議の意義をどのように考えるのか。
 - 各党の意思決定を行い国会等移転についての方向性を出すことが早急に必要と考える。
 - 白紙撤回などの議論もあるが、真剣に議論してきた12年間の審議を重く受け止めるべきである。
 - 議論は尽くされており、国会は必要最小限に絞り込んででも1つの結論を出すべきではないか。
 - 景気の現状にかかわらず移転計画を前進させる必要がある。
 - 国会決議で指摘された人口過密等の諸問題と現在の経済状況の問題は別に考えるべきではないか。
 - 委員会の役割は候補地決定、東京都との比較考量、移転のタイムスケジュール作成にある。
 - 候補地決定に当たり、現在稼働中の空港の活用も念頭に置くべきで、今後も調査が必要である。
 - 国会等の移転には反対である。
- (3) 国会等の移転の対象・手続
- 国会等の移転に関する法律第22条(国民の合意形成の状況、社会経済情勢の諸事情、東京都との比較考量)をどのように解釈すべきか。
 - 国会等移転をすべき理念が現在もあるなら即刻候補地を決定し、東京都と比較考量すべきではないか。

○ 東京も含めた4か所の再評価を行い、1か所に選定すべきである。 ○ 国民の合意形成状況を確認する必要がある。 ○ 首都機能移転についての国民の合意形成を確認する方策を検討すべきではないか。 ○ 首都機能移転のフル規格の構想の中から、必要最小限部分をあぶり出す必要があると考える。 (4) 危機管理体制の在り方 ○ 岐阜・愛知地域における大規模地震の発生可能性を把握しておくことが必要。 ○ 都市再生策による東京の一極集中の是正と防災機能の強化が移転論議に与える影響を考える必要がある。 ○ 危機管理の観点からバックアップ体制の確立が必要である。 ○ 東京を経済金融都市に特化するならば、首都移転よりも震災・防災対策が必要である。 ○ 災害時における日本銀行と全国の金融機関の端末の接続具合を確実なものにすることが必要である。	3. 参考人の意見要旨 (1) 移転先候補三地域の知事及び経済団体の意見並びに東京都知事 の意見 ○三重県知事 北川 正恭君 (第153回国会 平成13年11月14日) 首都機能移転は、小泉改革が優先すべき絶好のテーマであり、日本再生の総仕上げとして取り組んでいただきたい。そのためには、首都機能移転を、単に国会等の物理的移転や新都市建設ということではなく、これからの民主主義のありよう、国際社会における日本の役割等、我が国の進むべき方向を問うものとして問題提起していく必要がある。一極集中をこのままにしておいてよいのか、集権自治か分権自治か、それらと首都機能移転はどうかかわるのか、かわらすべきなのか、首都機能移転は、まさに我が国の構想力を問うものである。 三重・畿央地域は、①日本の中央、かつ関西圏、中京圏の結節点に位置し、全国からの均等なアクセスが可能、②最先端の学術研究機構が数多く集積している、③京都、奈良、近江など世界に誇る歴史文化資源を有する、④国際空港等の有効活用により国際交流の新拠点となる、⑤海から山に至る魅力ある自然環境や景観と既存都市機能を活用した新たな都市モデルを構築できる。 最近、東京都は、国会や国会等移転審議会の結論が現状にそぐわなくなつたとして首都移転の再検証を行ったが、そこでは本来国が行うべき事項にまで踏み込んで検証しており、移転論議を深める上で大変有意義な取組と考えている。
---	---

○近畿商工会議所連合会副会長 高橋 宗治郎君 (第153回国会 平成13年11月14日)

首都機能移転問題は、国内問題であると同時に国際的観点も重視する必要がある。

21世紀の世界経済はかなり大きな変化が生じると考えている。一つは世界各国のグローバル化であり、もう一つはグローバル化である。第1のグローバル化とは、アメリカを中心とするグローバル化、EUのグローバル化、アジアのグローバル化である。日本がアジアのリーダーとなるにはアジアを重視する必要がある。第2のグローバル化とは、今日グローバル化イコールアメリカの標準化になっているが、21世紀のグローバル化は、各国各地域の伝統文化を尊重しつつ、その上に標準化を設けていく必要がある。

こうした世界経済は、政治と表裏一体の関係にあり、日本の顔として、首都機能の移転先は日本独特の文化、伝統を踏まえた京都府、奈良県、滋賀県、三重県からなる三重・畿央地域が望ましい。この三重・畿央地域は、経済的にも発展している地域であり、アジア諸国とは古来から親しみを感じていた地域でもある。

三重・畿央地域は、日本の中央に位置しており、また、既存の京阪神、東海の二つの大きな経済圏を有するという経済環境が整っている。さらには、既存の新幹線、高速道路、JR・私鉄網等の社会資本がそのまま活用できるのに加え、三重・畿央地域への東海道新幹線の開通、びわこ空港開港後は、東京、名古屋、大阪への交通アクセスがより向上する。

また、三重・畿央が古来から有している文化は、首都機能にとって大きな魅力であるほか、三重・畿央地域は、土地の価格が安いこと、

候補地に国有林が多いこと、天災が少ないことが挙げられる。

○岐阜県知事 梶原 拓君 (第153回国会 平成13年11月15日)

首都機能移転は、平成維新の変革のシンボルである。政治・経済の機能が東京に集中していることは、危機管理上問題である。巨大都市東京と首都東京が地理的に重複し、都市機能の上でも混在しているため、首都機能を維持する責任が不明確になっている。自治体としての機能純化と首都としての機能純化が必要な時期に来ている。

岐阜・愛知地域は、①国際化時代の首都に必須の24時間空港が存在する、②アジアの玄関の役割を担うことができる、③日本の中央に位置し、東西の産業経済力を活性化することができる、④自然環境が豊かである、⑤首都機能配置の際、自然を破壊せず既存の土地を活用できる。

首都機能移転問題は、目先の短いスパンで考えるのではなく、国家百年の大計として論ずべきである。

国会移転問題をうやむやに消滅させるということを一部漏れ聞いているが、これはもつてのほかである。我々は、国会の決議によってこれまで動き、金、人、物をこれに投入し、日本のためにかくあるべしということを提案してきた。それを今となつてうやむやにするということが万一あれば、岐阜県は、その損失補償を国会に対して要求したい。

○中部経済連合会副会長 須田 寛君 (第153回国会 平成13年11月15日)

首都機能移転をめぐる議論が混乱している原因は、長期的議論と短期的議論が混乱していること、将来の行政改革につながる議論が公共投資の配分論の次元で行われていることにある。国会の決議及び国会等移転法の前文にも明記されているように、国会等の移転は行財政改革の一環として進めることが原点であり、原点に立ち返った議論をする必要がある。今後国の改革を進めていくに当たって、国と地方あるいは官民の役割分担をどうするかを議論すれば、当然にスリムな政府ということになるが、国会等の移転を計画する段階において行財政改革が進められ、それは不即不離の関係にあると考える。

首都機能の移転先は、大多数の国民のコンセンサスが得られる場所を選定すべきで、国民がアクセスしやすいこと、適度な都市集積が活用できること、既存のインフラが有効活用できること、東京都と適切な距離があることの4条件を満たすことが必要と考えるが、これを満たしているのは、岐阜・愛知を中心とする中部地域ないしは三重・畿央地域の二つの中央地域である。国民のアクセス面では、移転先を日本の真ん中とするのが常識である。適度な都市集積が必要というのは、そこに都市としてのぬくもりがあると同時に、効率的な機能移転を実現できるからである。また、交通通信等の既存又は計画済のインフラを十分活用できれば、効率的かつ安い経費で移転できる。最後の条件の東京都との適当な距離については、東京隣接地に機能移転しても東京問題の拡散に過ぎないこと、東京から余りに遠いところでは、今後も経済中核的役割が期待される東京との連携が不十分であることが理由として挙げられる。

首都機能移転の議論が起きたのは、東京の過密問題の行き詰まりに発端がある。新しい首都は、集中なき首都でなければいけない。今日東京に集中している首都機能を三つに分け、新首都候補地には立法、

行政、司法の基本的機能を、地方のブロッコ都市には政府関係機関等の附属的機能を移転し、東京は経済中核として再編成してはどうか。さらに、新首都候補地においては、クラスター状の首都を建設すべきと考える。ここにミニ東京を作らないためには、国会都市を中心とし、そこに行政都市、司法都市、外交都市といったそれぞれの省庁を中心とする中小都市を散在させる形がふさわしい。

首都機能移転は非常に高価に思われている。国土庁試算の12兆円の数字が行き渡っているが、直接の国費は4兆円程度であり、10年で支出するのであるから単年度では2、3千億円台にとどまる。移転に伴う国費投入の額よりも、現在の東京問題の解決に使っている金の方がよほど大きいのではないかと考える。

○栃木県知事 福田 昭夫君（第153回国会 平成13年11月15日）

国会等移転は、国政全般の改革の契機、東京一極集中の是正、国の災害対応力の強化など、我が国が21世紀にふさわしい社会を築いていくために極めて大きな意義を有するものである。

国会等移転には、国と地方の役割、行政と民間の役割を見直すことが不可欠であり、行政改革や地方分権を一層促進する。また、政治・経済の中核機能を分離することで同時被災を防止するとともに、東京も本格的な地震対策が可能となる。国会等移転による新都市整備を、世界に貢献するモデル都市づくりの契機とすることで平和、文化、環境面での国際貢献にもつながる。

栃木・福島地域は、①東京との連携が密接にとれる距離にある、②バランスのとれた多軸型の国土構造が実現できる、③大規模地震発生時に東京と同時被災しない安全な場所である、④自然環境との共生を

実現できる。

要望として、①移転先は国会等移転審議会が最高の評価で候補地に選定した栃木・福島地域に決定してほしい、②国会等の移転は、国政の在り方を左右する極めて重要な取組であるので、実現に当たり国民世論を喚起するよう尽力をお願いしたい、③移転先地は早期に決定してほしい、の3点を申し上げる。

○福島県商工会議所連合会会長 坪井 季夫君 (第153回国会 平成13年11月15日)

福島県では、県、県議会、経済団体の三首が栃木県など北東各県と連携、協力し合いながら、首都機能移転の必要性や北東地域のすぐれた特性を県内外にアピールしてきた。国会等移転審議会において、栃木・福島地域が最高の評価を獲得して移転先候補地の一つとして答申された後は、官民一体の推進組織として福島県首都機能移転促進県民会議を設立し、栃木県国会等移転促進県民会議との共同事業や北東地域五県による連携事業に重点を置き、候補地内住民の理解、国民理解の促進を図るための事業を展開している。

北東地域は、広域仙台圏、常磐ルート、東京圏を始めとして、国内外と幅広く連携していくことが期待される。北東地域への移転は多軸型国土構造への転換を促すものであり、国と地方、東京と地方、政治と経済の新しい関係を構築するとともに、国土の均衡ある発展に寄与するものと考ええる。

東京は、首都機能移転後も国際的都市機能や経済、文化の一大中心地としての位置を保ち続けると想定されることから、首都機能を担う

新都市圏と東京との連携が極めて重要である。栃木・福島地域は、移転先候補地の中で、東京との連携が最もとりやすい条件を備えている。

栃木・福島地域こそが首都機能移転を実現する上で最も適した地域であり、また、美しい国土創造を目指す新しい国土づくりを先導していく地域であると確信している。

財政上の問題で首都機能移転を凍結しようとの話があるが、これは国家百年の大計から見たときには逆行する考え方だ。例えば、土地の収用や工事費については当初試算より少ない金額で可能である。大局的な視点に立って、首都機能移転の早期実現に向けて議論を深めていただくようお願いしたい。

○東京都知事 石原 慎太郎君 (第154回国会 平成14年5月15日)

都知事だから東京の利益や都民の声を反映することではなく、多くの国民の声を代表したつもりで意見を述べる。

国の中枢の機能は、常識的には立法・行政・司法という三権の執行になるが、国の中枢機能の一つは、政治と密接な関係のある経済であり、社会の機能的な運営のためにも政治と経済は不可分であると思う。

首都とは国の中枢の機能を備えた都市であるとするなら、その中枢機能の最たるものを移転する、あるいはその一部を移転することは、すなわち首都移転だと思う。首都機能の移転か、その一部移転か、首都の移転かはまちまちだが、首都の定義を確かめないまま、この問題を論じることとは非常に危うい感じがする。

首都移転という国家的事業について、これまで便益考查がなかった。それは、直下型地震が発生して官邸と国会議事堂が崩壊したら、その機能をどこで代行するかという話がエスカレートして、首都移転というプロジェクトになったからである。

新官邸を造り、防衛庁を移転し、外務省の耐震工事や議員会館の建て直しを進め、既に6,900億円が投入されているが、これと首都機能移転との整合性はあるのか。

特別委員会が日本の首都を移すことを前提に発足しているなら、参考人の招致の仕方を含め、もっと開かれた形で運営されてしかるべきである。首都機能移転問題については、国民投票をしていただきたい。

20世紀後半からコンピュータエージと言われる新しい時間帯の文明が始まったが、この言葉が象徴するように、コンピュータの本質的な機能は集中・集積であると思うが、このような新しい技術体系に、人間の文明・文化は規制され支配されざるを得ないのであり、それに本質的に逆らうような試みは歴史的に否定され、人間にとって効率の良いものにならない。

歴史の良い意味の堆積というものが今日の東京を造った。その結果、霞が関・永田町に三権の機能が集積し、丸の内に日本の経済界を代表する集積が行われている。経済の中核と政治の中核が肩を接して機能を備えている首都は、世界にはない。政経不可分という文明工学の原理からいって、東京は非常に良い条件を備えている。

日本は存在感のある国家として来えていくことができ、東京はその大事な部分をかかり負っている。首都の意味合いをもう一回考え直し、拙劣な形での移転を撤回していただきたい。

日本の首都は東京ではなく、神奈川・埼玉・千葉を含めた東京圏で

あり、複合体としての日本の首都には3,300万人の人口がある。西欧の大国に匹敵する人口を持つ首都圏が完全に1T化されたら、一種の文明革命になると思う。

先進国の首都には国際空港が不可欠である。国際空港としての潜在力を持っている羽田空港に滑走路をもう一本造って、さらに東京がある判断をすれば、羽田のユーティリティーが出てくる。

日本が長い経済不況に苦しんでいる中では、民間の知見をしんしゃくし、費用対効果を考えて、このプロジェクトは国家の利益のために再考願いたい。

(2) 有識者の意見

○京都大学工学部教授 天野 光三君 (第121回国会 平成3年9月27日)

地価高騰は最近鎮静化しているが、政治、経済、文化、情報等が東京圏に集まろうとする潜在的成長力は依然として存在し、土地需給のアンバランスという根源的な問題は解決されていない。需給バランスを図るためには、不足する土地の供給増加が考えられるが、これは東京への集中を促進させる点でも刃の剣である。供給増加でなく需要減少を図るべきである。

東京一極集中の根源は中央集権にあり、これが東京一極集中の弊害、すなわち①土地保有・非保有の不公平による社会不安の醸成、②都市施設の不足による都市機能の劣化・市民生活レベルの低下、③社会資本の効率低下による国富の浪費、④水資源・人的資源など国土の非効率利用、⑤地域格差の促進、⑥大地震等に対する首都機能の

セキユリテ一欠如、を招く大きな原因となっている。
 そのため、多極分散が必要である。現在、大宮、千葉、立川等への
 首都機能移転の動きがあるが、これは、地方からみて東京から離れて
 おらず、四全総にうたわれている多極分散の基本的精神に沿うもの
 と思えない。

多極分散の方策としては、①東京・大阪を1時間で走るリニアモ
 ターカーを整備し、東京から順に甲府、名古屋、大阪をそれぞれ20
 分で結ぶ、②甲府、名古屋、大阪の郊外に300ha程度の特別区をそれ
 ぞれつくり、リニアモーターカーの駅を設置するとともに、省庁の幾
 つかをこれらの特別区に置く、③これによって、機能的に東京、甲
 府、名古屋、大阪が一つの都市圏となる「四つ子首都」をつくる、と
 の「拡都構想」を提案する。

国会の移転に当たっては、首都機能移転・遷都と地方分権を適宜組
 み合わせたものにする必要がある。地方分権については、自治権の地
 方への移譲度によって、地方庁、地方制、自治州、連邦制の各種形態
 があるが、ドイツ、米国のような連邦制に近い形にすべきであり、①
 四つ子首都完成、②九州、東北、北海道で一部道州制スタート、③道
 州制完成のプロセスが考えられる。

○独協大学経済学部教授 恒松 制治君 (第122回国会 平成3年12
 月5日)

首都の移転を要する理由として、①東京圏の人口は圏外からの流入
 を抑制しても自然増により増加すると予想されており、むしろ圏外へ
 の人口移動が必要であること、②交通網の整備により東京圏の範囲が
 膨張し、東京一極集中現象が国土問題を一層難しくしていること、③

災害時に、政治・行政・経済に大混乱が予想されること、④東京圏へ
 の人口と経済機能の集中により地方圏の人口が減り、その活力が低下
 すること等の問題が挙げられる。これらの問題を解決するため、東京
 の人口や経済的、社会的機能を地方に分散し、東京における人口圧力
 を弱めていくことが緊要である。

首都機能をいわゆる遷都という形で分散するよりも、規制緩和によ
 る行政権限の縮小、中央政府機能の地方分散によって、東京の機能を
 縮小することが望ましい。江戸時代末期、参勤交代制度のルーズ化、
 すなわち中央集権的幕藩体制の弱体化が、江戸の人口100万人を3年
 程度で3割減らしたと言われることから考えても、現在の東京が持つ
 中央集権的な機能を地方に分散することによって、東京の人口を格段
 に減らすことが可能である。

中央集権的機能の地方分散の方法としては、①中央官庁の地方支分
 部局(全国10フロック程度)に権限を集中・移管し、それを中心とし
 て行政を行う方法、②全国を10の独立州に分けて東京に連邦政府を置
 く連邦制度をとり、抜本的に中央政府の権限を地方に移譲する方法が
 考えられる。なお、連邦政府の権限には、国防、外交、内政調整、司
 法、大蔵、国土企画のような全国に及ぶものがあればよく、一般の行
 政施策については州に移管すべきである。これらの方法により、地方
 の活性化、国土の均衡ある発展、さらには首都移転によらない東京一
 極集中の是正が可能となる。

経団連のアンケート結果によれば、東京一極集中のメリットとし
 て、情報収集の容易性、業務の効率性等とともに、許認可を受けるの
 に便利であることが挙げられている。許認可等各種行政権限を全国10
 フロックに移譲することによって、企業が地方に分散することは可能
 である。

地方が自らの権限、責任によって政治・行政を行うことで初めてその活力が期待できるのであり、21世紀に向けて、中央政府機能の地方分散により、豊かさが実感できる国づくりが必要である。

○帝京技術科学大学学長 八十島 義之助君 (第123回国会 平成4年3月4日)

(懇談会の検討及び中間とりまとめの趣旨)

首都機能移転問題に関する懇談会は、国土庁長官の求めに応じ、国会等の移転決議を受け、首都機能の移転を前提とした上で最も効果的かつ望ましい方策について検討するため、平成2年1月より開催し、首都機能移転に関する国民的規模での議論に資するため、その検討結果を平成4年2月26日に中間的にとりまとめた。

(首都機能移転の方法)

(1) 首都機能移転の必要性と目的

首都機能の移転には、これにより、①21世紀にふさわしい国土構造の実現を図り、我が国の経済的豊かさに見合った真の豊かさを実感できる新しい社会を実現する契機となること、②住宅問題、長距離通勤問題等の大都市過密問題の解決に寄与し、都市機能の発展と都市整備の進捗がバランスすること及び③東京が地震等の大規模災害に見舞われた際に予想される国内外への影響が最小限となることを期待される。

(2) 移転に際しての基本的考え方

政治・行政機能と経済機能を分離し、政治・行政機能に純化した新首都を想定する。また、首都機能は原則として段階的・計画

的に、最終的には全体的に新首都に移転することを想定する。

(3) 人口・面積・費用の想定

首都機能移転に当たっては行政機関を整理・縮小すべきとの意見等があるが、作業仮説として、全部の首都機能が移転する最大の場合を想定すると、新首都の人口は約60万人、面積は約9,000ha、費用は約14兆円と試算される。

(4) 新首都の開発方式の想定

新首都の整備に当たっては、新首都に立地する機能を一定の地域内に立地することがふさわしいものに分化し、計画の確定した地域から逐次整備に着手する「段階的クラスター型開発方式」を想定する。また、国会及び国会関連部門から移転することが適当であり、中央省庁については、今後の地方分権・規制緩和の進展への対応等のため、国会とともに計画的・段階的に移転することが適当である。また、首都機能移転は災害対応の見地から緊急を要するものであり、現首都の非常時には新首都を現首都に対する代替・補充機能として活用し得るように配慮する必要がある。

(5) 移転先地に求められる条件

- ① 地震・火山による災害の危険の少ない地域であること。
- ② 急峻な地形でないこと。
- ③ 十分かつ安定的な水供給を行える地域であること。
- ④ 均衡ある国土構造の実現のため少なくとも東京圏は避けるべきであること。
- ⑤ 交通の利便性に優れていること。
- ⑥ 土地取得等が容易であるよう地価が比較的低廉であること。

(6) 土地対策

首都機能移転に伴う投機防止対策、土地取得対策、土地利用対

策について検討する必要がある。

(新しい首都像)

新しい首都は、全ての国民に開かれ、東京都との連携を確保しつつ、我が国の国際社会における役割にふさわしい国際・外交機能を持ち、住み働く人が快適に過ごことができる新都市とすべきである。

(東京の将来像)

東京は、首都機能移転を契機として、諸機能の再集中を引き起さないよう留意しつつ、ビジネス、文化面でその役割を果たすべきであり、このため東京圏の長期的ビジョンを検討する必要がある。

(今後の課題)

今後、各界の意見聴取、大規模なアンケート等を通じ、首都機能移転に関する国民の意識を高める必要がある。また、皇居についての考え方及び具体的移転場所・移転時期の決定の問題等基本的かつ専門的事項については、本懇談会の場が検討を深めるには適当ではないので、それにふさわしい場の設定が期待される。

○国会等移転調査会会長 宇野 收君 (第136回国会 平成8年2月13日)

(今なぜ首都機能移転か)

(1) 国の内外の歴史を顧みれば、首都の移転は、新しい時代を創生しようとする時に、極めて有効な手段として活用されてきた。

今、我が国では、来たるべき21世紀を展望しつつ国政全般の改革を強力に推進する契機として、権力者の交替や、武力抗争の結果ではなく、初めて平和裡に首都機能移転を行う。

(2) 現在の首都東京は、巨大化、過密化に伴い、交通渋滞や住宅問題等深刻な都市問題を抱えており、さらに地震等の災害に対する脆弱さ、国際的政治活動への制約等、首都として様々な限界に直面している。

(3) 首都機能移転の意義と効果

(1) 東京中心の社会構造が変革されること 明治以降、政官民一体となって東京を頂点として富国強兵、殖産興業に専念してきた体制を改めることにより、東京中心の序列意識が崩れ、人々や企業の東京指向が緩和されること。

(2) 新しい政治行政システムが確立されること 政治・行政機能が自ら率先して移転し、物理的に政治・行政の中心地と経済の中心地を分離することにより、規制緩和や地方分権等国政全般の改革を推進する牽引力となること。

(3) 新たな経済発展が図られること 新首都(国会並びに行政及び司法に関する機能のうち中核的なものの移転先の新都市をいう。)建設への投資は、幅広い内需の拡大と持続的な技術革新を促し、広く内外に、さらに後の世代にまで及ぶ経済的波及効果をもたらし、また、貿易不均衡の是正を通じて、諸外国との経済的軋轢を緩和することができること。

(4) 国土構造の改編が進むこと 東京の優位性が相対的に低下することなどにより、東京への吸引力が減殺され、集中が集中を呼ぶメカニズムが打破されること。また、重層的、複合的な情報通信・交通ネットワークが形成されること。

⑤ 首都機能の災害対応力が強化されること 東京と同時に地震等の大規模な災害を被る可能性の少ない場所へ首都機能を移転することにより、リスクを分散し、国土の災害対応力の強化を図るとともに、首都機能移転防地を活用することにより、東京の防災性の向上にも資すること。

(移転の対象は何か)

- ① 「簡素で効率的な政府」の実現を目指し、新首都へ移転する首都機能の範囲は、新首都に新たな集中を生じさせない配慮に立った、必要最小限の機能とする。
- ② 国会の機能としては、衆議院、参議院及びそれらを支える両院事務局及び法制局、国会議員秘書、国会図書館等を対象とする。
- ③ 行政機能としては、内閣及び中枢性の高い政策立案機能、危機管理の中核機能等が国会と共に新首都へ移転すべきである。
- ④ 司法機能としては、最高裁判所が、国会及び行政の中核機能と共に新首都に立地することが望ましい。
- ⑤ いわゆる分都論については、国家機能の円滑な運営を確保するため、国の中枢機能が一体としてその効用を発揮する必要があるという観点から、望ましくない。

(新首都はどのような都市か)

- (1) 新首都のイメージ
- ① 「国民や世界に開かれた新首都」づくりを目指し、「日本の進路を象徴する都市」、「新しい政治・行政都市」、「本格的国際政治都市」として創造されること。

② 新しい国会議事堂は、国権の最高機関としての風格とともに、国民に開かれた印象を与えるデザインとし、その前方に、民主主義国家の中心部であることを象徴し、国民が自由に集うことのできる芝生や水辺のある広場を設ける。

③ 中央官庁地区は、水と緑に囲まれて、庁舎等がゆったりと配置された、親しみやすく開放的で品格のある都市景観とする。建物の色や形は基本的なガイドラインに従いつつ、個性的な特徴を持ったものとする。

④ 新首都には、人間中心・環境調和型のハイモビリティを目指し、街の景観にも配慮した公共交通機関や、遠い国からの元首の専用機等にも対応できる空港が整備される。交通ターミナルや街角には、各国語やサインを使ったわかりやすい表示がなされている。

⑤ 商業・業務地区では、繁華性、国際性の演出を図り、住宅地では、生活の利便と楽しさに配慮した生活環境を形成する。

⑥ 新首都には、都市のインフラの一つとして、高度な情報通信設備も組み込まれている。

(2) 新首都の規模と都市形態

① 新首都の規模は、その立地条件等により変わり得るものの、最大限で人口60万程度、すべて新規に開発した場合、面積は9,000ha程度と想定される。

② 新首都の都市形態は、国会と中央官庁等が集中的に立地している「国会都市」を中心に、複数の小さな市街地から成る「中心都市を有する小都市群」とする。

③ 新首都を空間的にイメージすると、数万haの自然的環境の豊かな圏域に、人口3～10万の小都市群が、緑の中に浮かぶ島

のように配置された姿となる。

(首都機能移転はどのように進められるのか)

(1) 第一段階の新首都像

- ① 新首都づくりは、長期間にわたるプロジェクトであり、この間に起こり得る国政全般の改革や、社会・経済情勢の変化等に柔軟に対応し得るように、段階的に進められる。
- ② 新首都づくりの第一段階では、国権の最高機関である国会の移転を行い、首都機能移転に対する国会の率先的な姿勢を示すことが望ましい。
- ③ 第一段階においては、国政の円滑な運営に支障のないよう、国会、内閣及び各省庁の政策企画部門を中心とする必要最小限の機能の移転を行い、新首都の総人口としては10万人程度とすること、また、面積は2,000ha程度と想定される。
- ④ 建設開始から10年程度で新首都で国会を開催できることを目標とし、国会議事堂や庁舎等の首都機能関連施設のほか、住宅、宿泊施設、国際的な空港等の整備を行う。
- ⑤ 移転の過程で、新首都と東京に一時的に分立する首都機能が円滑に機能するよう、交通施設や情報通信施設の整備を行う。
- ⑥ 地震等の大規模な災害に対して、現在の東京の首都機能が保有する情報のバックアップ体制を確立するため、新首都において、早急に情報センター等の機能を整備する。
- (2) 新首都づくりの制度・手法
 - ① 新首都の建設という特別な公共性を持ったプロジェクトであることから、思い切った制度・手法の導入が必要である。
 - ② 一国の政治・行政の中心地にふさわしい景観を保ち、自然的

景観との調和・共生を図るため、圏域全体を国民共有の公園都市的なものとして、公的な主体ができる限り広範な土地を取得するとともに、土地の所有権を保有したまま賃貸借契約を通じて土地利用形態等をコントロールできる「リースホールド方式」などを導入する。

③ 移転先地又はその候補地における土地投機を未然に防止し、同時に土地取得促進を図れるような手法を導入する。土地取得に当たっては、まとまった規模の国公有地等の活用を図るとともに、既存の地域社会との協調に配慮する必要がある。

④ 新首都づくりは、国が第一義的な責任を持って事業に当たる必要があるとともに、圏域全体に及び一体性と建設期間を通じた一貫性を持って事業を実施し得る強力な体制の確立が必要である。

⑤ 新首都づくりは、公正・透明なプロセスで進められることが必要である。また、内外から優れたアイデアや技術を結集させるとともに、国民一人ひとりが参加意識を持てる雰囲気を作り上げる必要がある。

⑥ 新首都づくりは、広域的な圏域にわたって一体的に行われること、多様な都市的行政サービス需要が急増することなどを踏まえて、新首都づくりに関する国と地元の地方公共団体との役割分担について、十分な検討が必要である。

⑦ 新首都の建設は、基本的には国の責任において行われるべき事業であり、地元の地方公共団体等に生じる負担については、国が適切に支援することが必要である。所要の財源の確保については十分な検討が必要である。

(新首都はどこへ) (1) 新首都の選定基準 新首都づくりの基本理念とその都市像、移転のプロセス等の観点から、新首都の立地に関して求められる基本的基準と、新首都の都市づくりに関して特に考慮すべき基準として、次の9項目を提案する。 ① 日本列島上の位置 国内各地から新首都へのアクセスに、極めて大きな不均衡が生じない場所であること。 ② 東京からの距離 鉄道で1～2時間のおおむね60km～300km程度の範囲にあること。ただし、東京圏との連坦を避けること。 ③ 国際的な空港 欧米主要各国の元首専用機等が発着可能な滑走路を有し、都心からおおむね40分以内で到達可能なこと。また、今後10数年以内に確実に供用開始が見込めること。 ④ 土地取得の容易性 広大な用地の迅速かつ円滑な取得が可能なこと。 ・ 第一段階だけでも約2,000ha ・ 最終的に最大限、総人口60万規模の都市群の開発適地 ⑤ 地震災害等に対する安全性 大規模な地震が発生した場合、著しい地震災害を生じるおそれのある地域は避けること。火山については、壊滅的な災害が予測される区域は避けること。 ⑥ その他の自然災害に対する安全性 災害により、都市活動に著しい支障を生じないよう、十分配	慮すること。 ⑦ 地形等の良好性 極端に標高の高い山岳部や急峻な地形の多い場所は避けること。 ⑧ 水供給の安定性 60万都市の出現で、現在の首都圏より水需給の逼迫するおそれのある地域は避けること。 ⑨ 既存都市からの距離 政令指定都市級の大都市からはスプロールの影響が及ばない十分な距離を保つこと。 なお、東京からの距離がおおむね300km程度を超える遠隔地については、その他の選定基準に照らして極めて優れた長所を有する場合には、検討の対象に加えること。 (2) 移転先地の選定方法 ① 多くの国民や、移転先の地元の合意形成を図りつつ、公正・透明な手続きで行うこと。 ② 国会が最終的に移転先地を決定するが、あらかじめ専門的かつ中立的な選定機関を設置し、移転先候補地を選定すること。 (いつ移転するのか) (1) 選定機関が、2年程度を目途に移転先候補地を選定し、国会が移転先地を決定すること。 (2) 世紀を画する年までに新首都の建設開始を目標とし、21世紀にふさわしい国政全般の改革のメルクールとすること。 (3) 建設開始後、約10年を目途に新首都で国会を開催すること。
--	---

(世界都市「東京」の新たな出発)

(1) 東京への人口と諸機能の過度な集中は、国土利用の不均衡を招くとともに、過密に伴う諸問題が発生し、経済的な非効率を生み出している。首都機能の移転は、東京に集積した人口や諸機能に対して僅かな比率ではあるが、中・長期的に見ると、僅かな分散でも大きな過密緩和の効果が生じる可能性がある。

(2) 首都機能移転を、世界都市「東京」の新たな出発の契機とするとともに、東京の大規模災害への対応の強化に資すること、東京を住みやすく働きやすい快適な都市として整備すること、世界都市にふさわしい国際的な経済、文化交流機能の育成に活用することなどの観点から、都心部を中心に発生する最大約210haの移転跡地の適切な活用のプログラムを検討する体制を、国と東京都等で整備する必要がある。

(3) 首都機能の移転後も、数十年の間、東京は新首都と並ぶ我が国の政治・外交の表舞台として、あり続けるであろう。またその後も、江戸開府以来の都市活動の歴史と文化に支えられた誇り高き経済首都として、輝き続けるであろう。

○帝京平成大学長 八十島 義之助君 (第140回国会 平成9年5月8日)

今なぜ首都機能移転が必要かという点、①来るべき21世紀を展望しつつ、国政全般の改革を強力に推進する契機となること、②現在の首都東京が巨大化、過密化し、交通渋滞その他さまざまな弊害、地震等の災害に対する脆弱さ、国際的政治活動への制約など、首都として限界に直面していること、③東京都市圏以外の国民も首都東京の肥大化のマイナスの影響を受けていると見られることが挙げられる。

首都機能移転の意義と効果については、東京中心の社会構造の改革、新しい政治行政システムの確立、国際社会に貢献できる新たな経済発展が図られること、国土構造の改編、首都機能の災害対応力の強化が挙げられる。

移転対象については、できるだけ簡素で効率的な中央政府を移転することが必要であり、それは国会として衆議院、参議院及び関連の各組織、機能、行政として内閣及び中枢性の高い政策立案及び危機管理能力、最高裁判所を中心にした司法機能である。ただし、これは移転をするなら中枢的機能は一括して移転するという意味において、分都論ではない。

新首都のイメージとしては、まず、簡素で、しかし日本の将来の進路が象徴できるような、国会議事堂を中心に中央官庁区を形成し、水や緑が豊富な都市景観を備えた環境を重視した都市である。そこでは、首都機能の効率的な遂行のために、公共交通機関や外国元首の専用機にも対応できる空港を配置する。また、高度の情報通信設備も必要である。新首都は、三権の中枢機能を中心とし、人口は60万人程度、面積は山手線の内側程度の9,000haとする。都市形態はクラスター方式を採用し、国会都市を中心に首都機能を持つ小都市群によって構成される。

首都機能移転の進め方であるが、最初は国権の最高機関である国会をまず移転させ、人口10万人、面積が2,000haぐらいの国会都市をつくり、それから順次に新首都として必要なものをつくっていく、着工してから大体10年で国会が開催できるようにする。なお、いろいろな緊急事態に対応できるように、情報センターは国会移転と同時に同時に早めにつくらないといけない。

新首都づくりについては、中央政府の移転であるから思い切った制

新首都がおかれる場所については、①どこからともなるべく便利であること、②東京から60kmから300km離すこと、③国際的な空港がそばにあること、④土地取得の容易性、⑤地震災害・自然災害に対する安全性、⑥平坦な地形、⑦水供給の安定性、⑧政令指定都市等大都市から距離をおくことが必要である

移転後の東京については、東京には既に非常に大きな経済あるいは文化施設の蓄積があり、また、移転防地が都心部に210ha発生するので、これをうまく活用すればよい。中央政府がいなくなっても、東京はさらに発展できるはずだし、発展させなくてはいけぬ。

現在のうちに、国家行政機能と情報発信機能が一極に集中している現状は、国家・国民経済にとって非常に危険であり、大災害が発生した場合、災害救援活動が困難になる。首都機能移転は最も安価にして、唯一現実的な防災対策となる。

— 39 —

首都機能移転によって、交通通信網が東京集中型から、地方が相互につながるネットワーク型となり、公共事業の効果を引き上げ、大幅な経費節約が可能となる。

移転費用のうち、公的な財政支出は全体の3分の1程度に過ぎず、これを移転後の東京都内の用地と置き換えれば、財政負担は決して大きくない。最大限14兆円としても、財政支出5兆円以下、特別会計・公共企業投資等の独立採算部分5兆円、純粋民間部分4兆円と試算できる。

財政再建に最も貢献する事業である。

スも想定すべきである。

シヨンを示すべきである。

○高崎経済大学地域政策学部教授 横島 庄治君 (第141回国会 平成9年11月20日)

各国における首都ないし首都機能の移転問題は、その国の独立、革命、あるいは東西ドイツの統一のような大きな出来事に対応して行われるのが一般的である。また、アラビアのように経済的大開発のための国家的プロジェクトとしての発想もあった。我が国の首都機能移転のきっかけ及びその目的は、平時の移転ということになる。平時の移転となると、そのエネルギーの生まれ方が難しく、その理由付けの順序立てが社会的・政治的・経済的状况に応じて変化するという、他国に例のない経緯をたどっている。

首都機能の移転問題は、東京への一極集中をいかに解消するかに主眼が置かれていたことに変わりがなく、その後、地方分権、景気浮揚、危機管理の問題から、最近では、新世紀への夢を育むという視点もある。現在、四全総に続く新しい国土の総合的な計画という視点から見ると、首都機能移転問題を国土開発ではなく、国土編成、国土経営との視点からどのように組み込むかを考えないと全体像を見失うおそれがある。

我が国の国土の69%が丘陵山岳地帯であり、12%が沖積層であり、複数のプレートによる複雑な地殻構造を有している。また、非常に急峻な脊梁山脈が貫いており、河川も極めて急峻である。

また、雨量も多く、台風の利用頻度も高く、豪雪地帯も多い。さらに、地震が集中し、世界の0.3%の国土に世界の10%のエネルギー放出が集中しており、我が国がいかに自然災害に弱く、地震において危険であるかがわかる。それらに対する備えから欧米とは比較にならないほどの多額の社会資本の整備を必要としている実情をとりえて、阪

神・淡路大震災の教訓を生かし、これらの危機管理の問題を首都機能移転の問題と組み合わせ、移転地を決めねばならない。

財政的な立場から言えば、国土庁の報告によると公費で最大限4兆4,000億円の経費が見込まれていると言うが、東京湾アクアライン3本分の巨額の社会資本を高いと見るか、安いと見るか。特に移転した首都機能をどのように守るかという概念を盛りつけたときに、その先にある安全性について考慮せざるを得ないと思われる。

東京との比較考量と一極集中の問題であるが、国家の機能が集中する首都というのは、今までは集中的な国家運営による合理性を追求してきたが、これからは効率的な国土運営を図るための視点が必要である。東京のひとり勝ち状態という認識を全国各地が持っているのなら、それをどのように解消するのかということと、首都機能の移転とは無関係ではない。

イギリス的なエージェンシーの全国配置は日本にとって良い手本となる。国会移転の後、エージェンシー化された機関を全国に配置し、新しいポスト四全総に合うような地域活性化と国土整備を図るべきである。首都に国家の權威を象徴させる時代ではなく、国民が国家を選ぶ時代である。機能性豊かで、電気通信技術を取り込んだスマートな首都が全国に機能を分散させつつ配置されることも、一つの想像としてあり得る。

○武蔵工業大学環境情報学部教授 中村 英夫君 (第142回国会 平成10年3月12日)

我が国の都市は、大変密集した市街地で、十分な街路もなく、公園等オーブンスペースも大変少ない。ドイツをはじめヨーロッパには小

規模都市が大変多いが、そこには十分の街路、オープンスペースとられ、建物は計画的に整然と配置されている。防災上安全だけではなく、はるかに快適な都市である。

小規模な都市が計画的につくられ、個々の建物は十分耐震性の強いものがつくられているというクラスシステムが、新しい首都機能を持った都市の一つのイメージである。

数年前に国土庁が、相模湾を震源とする関東大震災クラスすなわちマグニチュード7.9の大地震のシミュレーションをし、死者15万人、340万戸の建物が中大破、焼失という結果を出したが、阪神・淡路大震災前の想定であったので、神戸の経験を勘案するとこれ以上のものが起こらないとも言えない。実は、木造密集地域は東京23区の約40%も占めている。

屋間発生の場合、243万人が帰宅不可能となり、夜間発生の場合は首都機能関連の国家公務員、国会議員等は出てくることができなくなる。もちろん、民間オフィス、商店、工場も被災して操業困難となる。

地震により被害が出れば、国会、中央省庁等首都機能は混乱する。東京に集中している情報の収集・発信機能は大幅に低下し、国内ばかりではなく、国際的にもいろいろな憶測や不安を呼ぶ。

被災地自治体である東京都としても、国の立法・行政機関との緊密な連携なしには役割が果たせない。

金融不安等が、株式市場や為替市場を通して非常に短期間に世界に波及していく、我が国への信頼性も大幅に低下、日本経済の長期的低落在起する。

救助救援の調整能力も低下し、被災者対策の遅延、復興対策の法案、予算、計画の設定の遅滞が起こり、人命被害の拡大、避難生活の

長期化、果ては国民の生活の質、所得水準、医療、福祉その他全面にわたって水準が低下する。

仮に、首都機能移転後に東京が被災しても、移転拠地を活用することによって、都市改造、防災強化が進み、防災性はかなり向上する。被害は首都が東京にあったときよりかなり軽減することが期待できる。

それ以上にはるかに大きいのは、新首都は正常に運営されていくということである。危機管理機能が正常に機能し、金融、経済の正常化対策が行われる。その結果、東京の復興は促進され、経済機能の早期回復が可能となる。そのためには、国会、内閣、中央省庁が東京と同時に被災せず、正常に機能していることが大事なのである。

首都機能移転に際して実施すべきこととして計画的な新首都整備と同時に大都市の防災対策事業を十分実施することが大事である。東京等との通信機能は十分安全に確保しておく。移転事業の途中でも地震が起こることを想定して、情報通信のバックアップ機能の先行整備も必要であるし、地震が起こる前に地震の後の復興計画を綿密につくっておくことも大変必要なことである。

○東京大学教授 大西 隆君（第145回国会 平成11年5月12日）

移転の目的は、一極集中の是正、国のシステムの改編、防災性の向上という三つに整理されるが、防災性の向上というのは、首都機能の移転を本格的に議論した以上は避けて通ることのできない大きな目的であり、この目的一点のためにも移転が必要と言えるのではないか。全面移転論にとらわれず、目的に対応して柔軟な移転形態を考える

べきである。①一極集中是正ということからは、国の中枢管理機能の一部を移転し、国会都市を建設することが必要である。②均衡ある発展ということからは、国の機関のエージェンシー化を進め、各地に分散的に配置する分散的分都が必要になる。③防災性の強化ということからは、同時被災を避けるため中枢機能を二重にする重都を考えるべきである。④諸改革の推進ということからは、地方分権、規制緩和を進め、権限が委譲されることによる見えざる首都移転が行われる。

以上のように、国会都市の新設、エージェンシーの分散、重都の整備、地方分権、規制緩和というものが総合的に首都機能移転の中身を構成する。

移転先地について、エージェンシーの分散的分都では、できるだけ多くの都市に立地させ、民間企業が立地しにくいような都市の活性化に役立てる。重都では、東京との行き来が重要になるので、1時間程度の新幹線或いは高速鉄道での到達時間というのが条件になる。

○上智大学教授 猪口 邦子君 (第145回国会 平成11年5月12日)

大競争時代の中で、グローバルプレイヤーとしての機能を持つ世界都市として東京の競争力強化に全力を尽くすべきである。

国際的に競争力を失えば、首都は国際的にはただのローカルな町になっってしまう。その場合、日本全体が西太平洋地域において情報集約的な求心力を失うのではないか。また、全般的な活力の低下と国家の国際的な地位の低下につながるのではないかという懸念がある。

地球的規模の環境問題が重視される今日では、行き詰まりを別の土地に移るといふ地理的移动によって解決する手法は、アジア的焼き畑

農業を思わせる。自分たちがもたらした結果についてそれと折り合いをつけながら改革への努力を続けるべきである。

首都機能移転による人心一新論があるが、それは情緒的なものである。行政改革に真剣に取組がなされるのであれば、土地を移すよりはるかに構造的、効果的な人心一新効果を生むことができる。

防災の観点から重都が必要という意見があるが、新首都の建設を行わなくても、電子化を行えばいいという面がある。複数の都市にバックアップのための電子化された情報集積を行い、また、東京が機能不全に陥った場合には、他地域の司令塔がどう機能していくのかというソフト面での研究と実際の訓練こそが必要である。

○照明デザイナー 石井 幹子君 (第145回国会 平成11年5月26日)

「首都機能移転 新時代の幕開けとなる新都市像」ということで検討した。「国民や世界に開かれた政治・行政」、「にぎわいと文化の香り」、「やさしさに満ちたコミュニケーション」、「自然環境との共生」の四つのテーマに分けてイメージしている。

土地全体の俯瞰図は、21世紀の夜明けといったイメージで描かれており、日本的な景観を大事にしたいということから、ふるさとの原形といったものを表現している。

また、高層ビルがたくさん建っているものは20世紀型の工業化時代の都市であり、21世紀の都市というのは、もっと全体が低層で、緑がふんだんにあり、水があり、そして光があるという都市イメージである。

災害が起こったときには、危機管理センターにすべての情報が集ま

り、また迅速に情報が提供できるという高い危機管理能力をもった新都市というのが大きなフクターになる。

○国会等移転審議会会長 森 亘君（第147回国会 平成12年3月7日）

審議会は、平成8年12月に、内閣総理大臣から、国会等の移転先候補地の選定及びこれに関連する事項について諮問を頂戴して以来、約3年にわたり審議を続け、昨年の12月20日に開催された第31回の審議会で答申を取りまとめた。

審議会に与えられた第一義的な使命は、あくまで移転先候補地の選定であり、その後の具体的な事柄は国会において審議するものと理解している。

栃木・福島地域及び岐阜・愛知地域の2地域については総合評価の点数が高く、かつ数字に関する限り大きな差が認められないことから順位をつけずに候補地として選定した。

さらに、この関連として、茨城地域は、栃木・福島地域及び岐阜・愛知地域に次いで総合評価の値が高く、自然災害に対して極めて安全であるというすぐれた特徴を持っていることから、栃木・福島地域と連携してこれを支援、補完する役割が期待されたとした。

そしてさらに、三重・畿央地域については総合評価の点数は低いが、京都、大阪に近く、伝統の文化の厚みといったほかの地域には見られない特徴があり、将来いろいろな事情が改善されれば候補地の一つとなる可能性があるとした。

このように複数候補地の答申をしたのは、総合評価の結果、飛び抜けて高い点数の候補地がない、大体全体として既に選ばれたものとは

いえ粒ぞろいであったこと、いわゆる北東、東海、三重・畿央といった三つの方面ごとにそれぞれ異なった特徴あるいは可能性があるということで複数の選択肢を示して、国会でさらなる議論をするのがよいのではないかと判断をしたからである。

審議会は、客観性並びに公正さ、中立性が一番大切な事柄であると判断し、専らこれらの事柄を忘れることなく審議を進めてきた。

第一段階としては、全国を対象とした非常に広い範囲での選定を行い、平成10年1月、より詳細に調査すべき地域として北東、東海、三重・畿央の3地域を設定した。

第二段階としては、この地域の中からより具体性のある地域を選ぶため、16程度の項目について詳細な調査を行って、また関係府県からも意見を伺い、さらに審議会委員による現地調査あるいは公聴会等を重ねて、より狭い10地域に限定した。

この10地域について、まず、専門家の方々により数値による評価を下していただき、次に各委員によって評価項目の重要性の判断、いわゆる重みづけを行った。

この重みづけにより、専門家が提出した数字を若干補正した結果として、各地域について点数が出てきたわけである。

数をしぼるために、まず数字にあらわし得ない特性から第1次の選定、そして第2次の選定としては数値によった厳密な選定を行うことを方針として決めた。

まず、数字によらない各地域の特徴としての選定に関しては、北東方面、愛知、いわゆる中央方面、三重・畿央の3地域が、それぞれ数字にはあらわし得ない、他にないような特色を持っているということ選ばれ、そのほかに、現在の日本として多くの方々が安全性に関心を持っていることから、自然災害に対して極めて安全という評価を得

ていた茨城を加えて、10のうちの四つを残した。ただ、茨城に関しては、独立のものとして扱うよりも、北東方面の一部あるいはそれを補完するものとして一緒に扱った方がよいということで、北東方面に吸収された形になった。

その次の数値による選定で、栃木・福島地域と、岐阜・愛知地域、その二つが評点としては極めて高いが、その両者の間には大きな差はないので、その両者を正式の候補として選定した。そして、三重・畿央については、他に例を見ないすぐれた特性を持っているが、数値であらわされる評点に関する限りでは決して高くはないことから、先ほど申し上げた結論として答申の中に書き込んだ。

審議会においては、移転先候補地の選定に関連する事項として新都市の在り方などについても意見が交わされ、密接に関連するものとして4点、答申の中で触れている。

その4点とは、①新都市の在り方（新しい情報ネットワークシステムの構築）、②環境への配慮、「国際政治都市としての機能の確保」、「風格ある景観の形成」、③首都機能移転の意義・効果、④答申後に検討されるべき事項（「国民合意形成の状況」、「社会経済情勢の諸事情」、「東京都との比較考量」）、④移転先候補地において配慮すべき事項である。

首都機能移転について一部では、過大な期待を持っているように拝見しているが、実際にはいいことづくめの事柄ではないので、地方公共団体、殊に候補地には、冷静な対応を要望したい。

首都機能移転に関してはこれまでも国会が主導してきたわけであるから、この答申を踏まえて、より大局的な見地から検討を十分にさせていただいた上で、速やかに結論に導いていただきたいというのが審議会の願いである。

○財団法人地方自治研究機構理事長 石原 信雄君（第151回国会
平成13年4月2日）

国会等の移転に関する国会決議が行われた平成2年当時と比し、経済情勢は大きく変わり、財政状態も悪化してきた。しかし、国会等の移転に関する国会決議は何ら変更されておらず、また政府からの対応も全く変わっていないことから、審議会としては、候補地の選定作業を既定方針どおり進めた。

国会等移転審議会は、平成11年12月20日、移転先候補地を選定し、政府に答申を行った。答申後も経済情勢の激しさは変わらず、財政の悪化はむしろ一層深刻の度を増している。

このような状況下だが、国会等移転論議の論拠となった東京一極集中傾向は今日でもなお続いているし、首都圏直下型地震の危険性についても、全く変化はない。

以上のことから、国会等移転の問題については、時間をかけて地道な検討を継続して、適正な結論を出していただきたい。

○東京大学空間情報科学研究センター教授 八田 達夫君（第151回
国会 平成13年4月2日）

首都機能移転を進める主たる理由は、①東京自身のために移転が望ましく、混雑がなくなる、②地方分権が促進される、③地震対策になる、の3点である。

この背景には、①東京に首都があるから一極集中しているという事実認識、②混雑をもたらし、地価の高騰をいずれかのときにもちます、一極集中は東京にとってよくない、③地方分権を阻害し、地震が

起きたときには首都機能が麻痺してしまうことから首都を東京に置くことは日本全体にとってよくない、という三つの前提がある。

これらの前提がある一方で、東京がこれから上海、香港、シンガポールと対抗していかなければならないという視点が、移転論には全く欠けている。

日本は1965年以降、第三次産業化が進み、都市中心の社会になり、東京に限らずほとんどすべての都市が成長した。一極集中と言われるが、実は東京は多極集中の一翼を担ったのである。都市間の交通費が低下して大阪が衰退し、大阪が持っていた本社機能を東京が吸収した。その結果、東京だけが他の都市に比し、伸びた。フェース・ソー・フェース・コンタクトができる人の数がふえればふえるほど、集積の利益が働く。

以上のことから、東京に一極集中した理由は、基本的には技術的な理由、つまり、交通費が低下した、あるいは集中すると集積の利益が得られるということである。したがって、根本原因が取り除かれられないのであるから、首都を移転しても一極集中を阻止することはできない。

この東京問題の中心は通勤問題であり、その解決策としては、ラッシュのピークの時間帯の運賃を高くして、オフピーク時の運賃を安くすることである。

首都移転をすれば、地方の役人が中央官庁の方と会うのに時間もコストもかかるから、地方分権が進むという話があるが、そんなことはない。地方交付税のシステムを改める等、地方分権制度を改善すべきであり、移転により地方分権を考えているのならむだな方法である。また、地震対策の一番大切な方法は、バックアップ機能を用意しておくことである。つまり、東京が成長したのは非常に技術的な理由であ

るので、東京一極集中を首都機能移転によって阻止することはできないと考える。

○株式会社三菱総合研究所取締役人間環境研究本部長 平本 一雄君
(第151回国会 平成13年4月2日)

首都の在り方として、二つの首都制を考えている。それは、①新しく首都機能が移転する場所については、政治・行政首都として都市を育成する、②東京は経済首都として世界都市化を目指すという考え方である。

明治以降強化された中央集権とそれがもたらす一極集中のため、日本国における東京以外の地方が衰退してきた。この中央集権は、行政システムが次第に硬直化し、これからの新しい世紀における国の発展を阻害している。その対策として、行政改革、規制緩和、地方分権が進められてきているが、抜本的な改革はなし得ていない。歴史的に見て、日本の抜本的な国政の改革は①外圧、②首都移転、この二つしかない。外圧は今後ないだろうから、中央集権の環境を築き上げてきた東京から抜けて抜本的な改革を行うことが今必要である。したがって、首都機能移転は国家再生の最善の方法である。

国会移転を国政改革と一体的に行えば、試算ではあるが、公共投資2兆3千億円、民間投資1兆7千億円で国家の再生が可能になり、最終的に10兆7千億円の経済効果となつてあらわれる。また、首都機能移転を次世代IT都市としての新首都建設という戦略的なプロジェクトととらえると、年間約数十兆円の刺激増幅効果と呼び起こすことになり、我が国全体に対する社会経済的效果は大変なものになってくる。

首都機能移転費をそのまま東京改造に使用しても、目に見えた効果は出てこない。震災対策、国際都市化のために移転跡地を改造のために活用し、大型のハブ空港建設を進めることに首都機能移転と同額の投資をすれば、東京の改造プログラムは描けるのではないか。

東京の経済が停滞している原因は、抜本的な経済自由化を許さない日本の政治・行政システムである。首都機能移転政策が抜本的な国政の改革を可能にするものであれば、日本の経済ハブである東京から我が国は浮上していくのではないか。

○作家・エコノミスト 堺屋 太一君 (第154回国会 平成14年5月15日)

首都機能の移転は、時代の精神の転換、パラダイムチェンジを行うという大事業であり、一つの公共事業と考えられてはならない。日本の歴史を見ると、すべての時代が首都機能の所在地の名前で呼ばれている。これまでの日本の歴史の中で、首都機能の移転なくして本時代に時代が変わった例はない。

最近の情勢としても、ますます首都機能の移転を必要としていることが明確である。東京集中の状況は、正に近代工業社会、規格大量生産社会を作るためのものであったが、日本は、この東京一極集中構造のために、情報の一元化、文化の単一化、発想の固定化に陥り、諸外国に比べて知価革命の進歩が極めて遅い国になった。また、規格大量生産型の官僚主導体制が依然として続いているため、新しい施設や新しい技術もことごとく東京に吸い上げられるストロー効果がみられる。第二次大戦以降、首都圏の経済と文化に占める比重が高まった国は、自由主義先進国では日本だけである。

また、頭脳機能は全部、首都東京に集中し、地方には手足の機能のみを残す規格大量生産型の国土構造では、今後の財政負担に耐えられない。そして、世界的に見ても政治行政機構と経済文化機構は分離される傾向にあり、分離されていないのは日本とロシアぐらいである。

首都機能の移転の効果としては、①人心の一新による閉塞感の打破、②文化の変革、いわゆるパラダイムチェンジの実行、③情報発信源の複数化、④全国に知価創造活動が広がることでの財政負担の決定的な軽減化、⑤21世紀の世界都市としての東京の再生、⑥東京に偏っている政治、行政の情報の公正化、⑦ITが進むに従って際だってきた災害・人為的攻撃に対する日本の脆弱性の是正、が挙げられる。

首都機能所在地、新都の建設には国費2～3兆円が掛かると思われるが、これを10年間で実施しようとするれば、公的投資の2%以下というわずかなものである。また、PFIの採用や東京の官庁等の証券化等を行えば、むしろ財政負担はなしで十分にできると考えている。

首都機能移転での留意点としては、①首都機能移転は官僚主導をやめることが前提であるから規模の縮小を検討すること、②国会とそれに関係深い行政官庁、最高裁判所等の司法機関、特許庁や国土地理院のような権利関係の役所をそれぞれ別の地域に移す競争的移転を検討すること、③新都建設に当たっては、全世界からソフト、ハードの新技術、新思考を取り入れた新しい町を造ることを検討することが挙げられる。

○大阪大学大学院工学研究科助教授 吉村 英祐君 (第155回国会 平成14年11月20日)

東京は、余りにも大きくなり過ぎたブラックボックスであり、リス

クの存在・大きさをだれも正しく認識できていない。「百万人」という都市の上限を超え、更に地震国であることに大きな問題がある。

かつて東京・大阪二眼レフ構想があったが、その後大阪が衰退し、「大阪は東京のバックアップ機能を担う」ということが言われなくなった。

災害が起きたときのリスクは更に高まっている。災害の起こったときのリスクは、①大型化によるリスクの増大、②拠点の集中化によるリスク、③経路の集中によるリスクがある。

リスクの回避策は、①バックアップ機能を備える（拠点を分散して相互にバックアップをするというのは危機管理の基本である）、②経路を多重化する（ふだんから経路を多重化し、お互いを離しておくことにより、災害時の被害が最小化される）、③分割をする（大きな道路で市街地を分断して、火災が発生してもその区域内で食い止めることがある）、④分散化を徹底する（堺市のO157集団食中毒事故では、食材一括発注により被害が拡大した）、である。

東京は、戦後、地震の静穏期と高度成長期が一致する中で、リスクに対する意識が麻痺し、メリットばかりを享受していたように見える。地震の被害想定も余り注目されない。もし今東京が災害に遭えば、国家機能がかなりの期間停止する可能性がある。最悪のシナリオだと、国家予算の破綻とか国際金融市場への連鎖的波及等がある。これは、リスク軽減のための十分な投資を日本は怠ってきたと国際的に非難されても仕方のないことである。また、東京での大地震による廃棄物処分も問題である。

今、一般人を守る、財産を守ることにもう少し投資をすべきである。

○日本銀行システム情報局参事役 原 徹君（第155回国会 平成14年11月20日）

日本銀行当座預金を電子的に振り替える仕組みを日本銀行金融ネットワークシステム（日銀ネット）といい、一日当たりの決済金額は、現時点で約80兆円である。日銀ネットは、利用先が保有するコンピュータと日本銀行のコンピュータとを接続するCPU接続により、オンライン取引を行っており、東京と大阪のセンターを、二つのルートでつなげている。

防災対策の基本的な考え方は、①地震に対する対応力を高める、②機器や回線を二重化、多重化する、③データ等の分散保管を図る、④大規模災害に備えてバックアップセンターを整備する、である。

具体的な対策については、①メーンセンター（東京都府中市）が被災等により使用できなくなった場合に備えて、大阪にバックアップセンターがある。両建物とも、関東大震災規模の地震に耐え得る強固な構造である。データは東京と大阪の双方で保管されており、メーンセンターが被災して稼働できなくなった場合は、バックアップセンターで日銀ネットのオンライン取引を再開させる。これは、システムの切替え作業を開始してから2時間強の時間を要する。スムーズな切替えを確保するために、実際に近い形での大規模な訓練を例年9月ごろに実施している。また、データベースを多重化あるいは分散し、被災時における比較的軽度な障害あるいは局所的な障害への対応力を強化している。②日銀ネットの通信ネットワークは、網状であり、通信網の中のどこかが被害を受けても自動的に迂回路をたどって通信がつながる仕組みである。センターからネットワークへの出入口についても、二重化した上で複数の電話局と接続する体制をとっている。

今後の課題は、メーンセンターが被災した場合、大阪のバックアップセンターを立ち上げて、日銀ネットを稼働させるためには2時間強の時間差があることであり、立ち上げまでの時間の短縮を実現したい。

○政策研究大学院大学教授 福井 秀夫君 (第156回国会 平成15年4月23日)

首都機能移転に大きくかわる経済社会状況の変化として、①人口の伸びの鈍化(社会の高齢化)、②経済成長の伸びの鈍化、③集中と選択の必要性の高まり、の三つが挙げられる。

以上の諸情勢の変化を踏まえて、首都機能移転の意義を再検証してみたい。

第一に、東京一極集中の是正である。一極集中対策とは、集中そのものの排除ではなく、混雑への対応たるべきと考える。

現在の首都機能は企業、国民、自治体を様々な援助組織、規制、許可等によって人為的に呼び寄せているという意味で混雑の発生原因である。ほかの地域にその発生原因を移転するだけであるならば、今度はその地域で集中の弊害が発生するだけである。一極集中は正のためには混雑そのものをコントロールする手段を講ずるとともに、国家機関の権限等を民間や自治体に基本的に移譲していく試みが本質的な対策だと考える。

第二に、防災対応力の強化である。防災対応力強化のためには、東京と比較して明白に安全性を備えた地域を移転先として想定することが一つの選択肢となる。もう一つは、リスク分散のため何か所もの地域への機能分散を図ることである。しかし、地震に関する安全な地域

の確定的選定は現時点では技術的、学問的に困難であり、また、膨大な分散投資を行うメリットとデメリットとの比較考量も不可欠である。さらには、白地から新首都構築を考えなければならないという必然性はないこと等を総合的に勘案すると、防災対応力強化という目的には必ずしも合理性はない。

第三に、国政全般の変革である。国政上の課題実現と首都機能配置とは独立の論点であるという批判も存在する一方で、首都機能移転により、官と民、国と地方との間に一定の距離を置くことができ、権力的な構造が緩和されると考える余地もある。あくまでも構造変革の手段として首都機能移転をとらえるのであれば、移転に積極的意義を見いだすことは十分に可能と思われる。

規制改革特区の制度がスタートしたが、新首都を言わば特区と位置付けて、全国の先駆けとなる様々な新しい試みを行うこともあり得る。財政事情が極めて逼迫している現在、首都機能移転論に当たっては構造改革に関する具体的な政策内容をあらかじめ確定し、厳正にその実が上がるような仕組みを構築しておくことが望まれる。

国政上の構造変革に具体的に寄与できるような首都機能移転の規模・形態でなければ、効果を十分に上げることが困難である。国政上の構造変革を伴わないままの首都機能移転では、現在の首都機能を東京に存続させる選択肢と比べて国民的利益を増進しないものとなることに留意が必要である。

○株式会社住友生命総合研究所取締役主席研究員 市来 治海君 (第156回国会 平成15年4月23日)

現在の我が国経済・金融において、真に問題となっているのは「資

産デフレ」である。

銀行の不良債権が膨大に積み上がったことと、大量の株式を保有する銀行が株価下落により大打撃を受けたことが、日本の経済・金融を低迷させている一番大きな理由である。企業もバランスシートの面で大きな打撃を受け、投資意欲が極端に低下した。個人については、消費意欲の低下のほか、社会保障制度への将来不安もある。

こうした状況に、さらにグローバル化と世界的技術革新による一般物価デフレが加わったというのが現状である。

以下3点の政策提言を行うが、このことが実現すれば、実質2～3%の成長は十分可能であると分析する。

第一に、資産デフレ対策である。資産デフレをストップさせるためには、銀行と株式、銀行経営と株式保有を遮断しなければならない。

そこで、新しく銀行保有株式処理機構というのをつくり、国がここに永久国債を交付する。機構は永久国債をもって銀行の保有株式30兆余りを一挙に買い上げる。この後は機構が株式を徐々に売却し、売却したお金で永久国債を期限前償還すればよい。これにより、銀行経営の安定化や株式市場の正常化ができ、かつ、国民負担は発生しない。

第二に、社会保障の抜本改革である。今の我が国の社会保障は、若い世代から高齢世代への所得移転という理念で構成されているが、高齢者保健、基礎年金、介護保険といったナショナルミニマムの部分まで社会保障制度で運営されていることに問題がある。社会保障の基礎部分は税金で賄うべきである。公共事業を8年掛けて3分の1削減すれば、年間2兆円、計16兆円捻出できるが、これを財源に充てることができる。ナショナルミニマムの部分の社会保険料がすべて税金になると社会保険料が大幅に減り、これは恒久減税と同じになる。国民は、将来に対する社会保障制度への不安がなくなり、消費が拡大して

景気が本格回復する。そこで、課税最低限引下げ、消費税率引上げ等を行うことによって財政再建が成る。

最後に、為替レートの問題である。現在の1ドル120円というのは、バブルのピークである1989年、1990年頃のレートとほぼ同じであり、非常に割高ではないか。これは、個人金融資産1,400兆円が海外に流れていかにないからである。国民が将来への正しい投資スタンスを取り戻すことにより、個人金融資産のうち外貨建て資産が10%、20%になれば、円の異様な為替レートは修正される。

第Ⅲ ま と め

国会等の移転に関する特別委員会は、平成2年の「国会等の移転に関する決議」の趣旨を踏まえ、調査を進めてきたが、特に、内閣総理大臣より国会等移転審議会答申が国会に報告された後、国民の合意形成の状況、社会経済情勢の諸事情、東京都との比較考量等について集中的に調査を行った。

本委員会においては、直ちに国会等の移転先を決し、移転を実施すべきであるとの多くの意見もあったが、一方で、現在の状況を勘案すると慎重に行うべきとの意見もあり、直ちに移転すべきかどうかについては、議論が収斂するには至らなかった。また、一部の会派からは、移転すべきでないとの意見もあった。

しかし、現在のように全ての機能が東京に集中している状態において、東京が大地震あるいは大規模な危機にさらされた場合、我が国の中枢機能は停止し、その結果、我が国のみならず、国際的規模で深刻な危機を招来することになりかねない。そのため、国政の中枢機能を全て東京に一種集中させておくことは適当ではなく、特に、災害及び危機管理に係る中枢機能は速やかに移転すべきとの意見が多くを占めた。

よって、本委員会としては、今日の経済財政情勢、国民の合意形成の状況等を勘案し、防災対応機能、危機管理機能の中枢を優先して移転させるとともに、その他の機能についても、移転先を決定し、移転を実施すべきものと考ええる。

なお、国会等の移転は、国民全体の将来に係わる重要な課題であり、本委員会の中間報告を踏まえつつ、引き続き、両院の密接な連携の下に議論を進めることが必要と考ええる。

調査報告書

国際問題に関する調査

右の件について別紙のとおり中間報告する。

平成十五年六月十一日

国際問題に関する調査会長 関谷 勝嗣
参議院議長 倉田 寛之殿

国際問題に関する調査報告(中間報告)

目次

- 一 調査の経過
 - 二 東アジア経済の現状と展望
 - 1 東アジア地域の経済統合
 - (一) 東アジア経済の現状
 - (二) 東アジアにおける経済連携の強化
 - (三) 自由貿易協定(FTA)
 - (四) 日・ASEAN経済連携構想
 - (五) 二国間の経済連携
 - (六) 農産物自由化問題
 - (七) 経済分野以外の交流
 - 2 中国のWTO加盟等市場経済化と国内外への影響
 - (一) 中国のWTO加盟
 - (二) 日本への影響と産業界の反応
 - (三) 日中間の経済関係
 - (四) 今後の対策
 - 3 東アジアにおける通貨・金融危機の教訓と再発防止
 - (一) 東アジア経済の成長メカニズム
 - (二) アジア通貨・金融危機の原因
 - (三) 危機に見舞われた国の対応と国際社会の支援策
- 三 「イスラム世界と日本の対応」に関する海外派遣議員からの報告と委員間の意見交換
 - 1 調査会長による報告
 - 2 委員間の意見交換
 - あとがき
 - 一 調査の経過
 - 第百五十二回国会の平成十三年八月七日に、国際問題に関し長期的かつ総合的な調査を行うため設置された本調査会は、三年間にわたる調査活動のテーマを「新しい共存の時代における日本の役割」と決定し、具体的な調査項目として、イスラム世界と日本の対応、国際経済(グローバルゼーション)と国際経済、東アジア経済の現状と展望、貧困の削減と世界経済の持続的発展、地球環境問題の現状と日本の取組、アジア太平洋の安全保障などについて、調査を進めることとした。
 - 第一年目は、「イスラム世界と日本の対応」について、①イスラム世界の歴史と現在、②イスラム世界と国際政治、③イスラム諸国と国際資源問題、④イスラム社会と開発協力、⑤文明間の対話などの観点から幅広くかつ重点的に調査を行ったほか、「東アジア経済の現状と展望」について、自由貿易協定、中国のWTO加盟の影響など東アジア経済の将来について調査を行った。

これら第一年度の調査結果を、第百五十四回国会の平成十四年七月三日に、中間報告として取りまとめ、議長に提出した。

第二年度は、「東アジア経済の現状と展望」について、更に鋭意調査を進めることとし、①東アジア地域の経済統合、②中国のWTO加盟等市場経済化と国内外への影響、③東アジアにおける通貨・金融危機の教訓と再発防止、④情報化の進展と東アジアのITについて、政府から報告を聴取し、質疑を行ったほか、参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

なお、第百五十四回国会閉会後、中東諸国等におけるイスラムの政治、経済、社会及び文化に関する実情調査のため、本院から、本調査会の調査会長、理事及び委員から成る議員団が中東諸国等に派遣されたので、派遣議員からその報告を聴取し、委員間の意見交換を行った。

第二年度の具体的調査活動は、次のとおりである。

○平成十四年十一月六日(水)

「イスラム世界と日本の対応」について、海外派遣議員から報告を聴取し、委員間の意見交換を行った。

○平成十四年十一月二十日(水)

「東アジア地域の経済統合、中国のWTO加盟等市場経済化と国内外への影響」について、矢野哲朗外務副大臣及び高市早苗経済産業副大臣から報告を聴取し、外務副大臣、経済産業副大臣及び政府参考人に対し、質疑を行った。

○平成十四年十二月四日(水)

「東アジアにおける通貨・金融危機の教訓と再発防止、情報化の進展と東アジアのIT」に

ついて、小林興起財務副大臣、加藤紀文総務副大臣、桜田義孝経済産業大臣政務官、日出英輔外務大臣政務官及び月尾嘉男政府参考人(総務省総務審議官)から報告を聴取し、総務副大臣、財務副大臣、経済産業大臣政務官、外務大臣政務官及び政府参考人に対し、質疑を行った。

○平成十五年二月十二日(水)

「中国のWTO加盟等市場経済化と国内外への影響」について、関志雄(独立行政法人経済産業研究所上席研究員)、少徳敬雄(松下電器産業株式会社代表取締役常務・海外担当)の両参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

○平成十五年二月十九日(水)

「東アジアにおける通貨・金融危機の教訓と再発防止」について、国宗浩三(日本貿易振興会アジア経済研究所開発研究部研究員)、行天豊雄(国際通貨研究所理事長の両参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

○平成十五年二月二十六日(水)

「東アジア地域の経済統合」について、深川由起子(青山学院大学経済学部助教授)、畠山襄(国際経済交流財団会長)の両参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

○平成十五年四月二日(水)

「情報化の進展と東アジアのIT」について、佐賀健二(太平洋経済協力会議(P.E.C.C.)日本委員会電気通信小委員会主査)、会津泉(株式会社アジアネットワーク研究所代表の両参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

○平成十五年四月十六日(水)

「東アジア経済の現状と展望」について、委員

間の意見交換及び政府参考人(総務省、外務省、財務省、農林水産省及び経済産業省)に対する質疑を行った。

二 東アジア経済の現状と展望

1 東アジア地域の経済統合

東アジアにはソ連崩壊後も「分断国家」が残っているように、その政治・経済の枠組みは一樣でなく、また文化や宗教においても多くの異なる要素を抱えているが、欧州並びに米州における経済統合の急速な進展は大きな潮流となっており東アジアにも及び、東アジアにおいても経済統合は避けて通れない課題となっている。

加えて、東アジア経済は一九九七年の通貨・金融危機を経験し、その危機から脱却する過程で、東アジア諸国の間から徐々に経済統合への模索が始まっている。また、日本もバブル崩壊後の不況から抜け出せず、二〇〇二年一月のシンガポールとの新時代経済連携協定の締結を経済再生への契機の一つとしたいとの期待がある。

調査会においては、かかる観点から経済統合を進める意義や目的、日本の外交政策における自由貿易協定(FTA)の位置付け、今後の交渉の方法や政府の体制、FTAへの障害とも言われている日本の農業問題などについて、多角的な議論が展開された。

(一) 東アジア経済の現状

通貨・金融危機以降の東アジア経済情勢について、参考人から、東アジア経済は順調に回復したが、成長の中心が東南アジアから比較的厚い産業

基盤と高い技術吸収能力のある北東アジアに移ったとの意見、通貨危機から立ち直った国に共通していることは、一般的に市場の能力が弱いため、公正取引法の見直し、市場の参入・退出制度の柔軟化、会計制度の透明化を図ることなどにより機関投資家を育成し、市場の能力を強化することに努めてきたことであるとの意見が述べられた。

東アジア経済の今後の見通しについて、政府から、東アジア経済は米国同時多発テロ事件等の影響を受けて減速したものの、最近の国内総生産(GDP)は回復傾向を示しているが、その後のテロ事件や世界的な株安、輸出の減少から景気の悪化が懸念されるとの認識が示された。参考人からは、東アジアとの交流、特にFTAや経済緊密化協定による強固な協力関係の構築は日本にとってメリットがあるとの意見が述べられた。

(二) 東アジアにおける経済連携の強化(経済統合促進の方向性)

最近の経済統合の特徴について、参考人から、統合には、①北米自由貿易協定(NAFTA)型のFTA、②かつての欧州経済共同体(EEC)のような関税同盟、③欧州連合(EU)型の共同市場、④経済同盟、⑤通貨統合などEUが目指す完全な統合の五類型があり、東アジア地域の統合にはまずFTAを目標とすべきであるとの意見が述べられた。

東南アジア諸国連合(ASEAN)と日本、中国、韓国の枠組みについて、参考人から、ASEAN+3は通貨危機の際にアジア太平洋経済協力会議(APEC)がほとんど役に立たなかったとの反省から生まれたが、アジア通貨基金構想に対す

る米国の反対等とも絡んで、枠組みとしてはE UやNAFTAに比べて弱いとの見解が示された。委員から、東アジア共同体の実現に向けた障害について問われた。政府からは、文化、宗教、政治体制、経済発展の違いなど東アジアの多様性を念頭に、共同体を築くための協力を積み重ねたいとの見解が示された。参考人からは、東アジアは多様性に富んでいるため協力体制ができにくく、相互に内政不干渉での緩やかな合意と協力によっているため、日本と中国のいずれがリーダーシップを取るにしても限界があるとの意見が述べられた。

(経済連携に向けた動き)

ASEAN諸国との経済連携について、参考人から、第一にシンガポールのみ、第二にASEANのみ、第三に東アジア全般とFTAを結ぶという三つの選択肢があり、日本は第三を選択すべきであるとの意見が述べられた。政府から、日本・ASEAN包括的経済連携は、双方の経済的利益や日本の構造改革だけでなく、中国、米国に先んじたASEANとの経済連携こそが日本の利益という視点が重要であり、特に、ASEAN5(フィリピン、マレーシア、タイ、シンガポール、インドネシア)と日本の貿易額はASEAN全体の九五%、投資は九七%を占めるので、ASEAN5との連携が重要であるとの見解が示された。また、参考人からは、FTAによる東アジアの成長は日本経済再生の突破口とも言われているが、日本経済は巨大過ぎてFTAに「魔法の薬」を期待することはできないとの意見が述べられた。中国とASEANとのFTAの日本への影響に

ついて、政府から、ASEAN向けに日本で生産している部品、製品の生産が中国に移転し、製造業の空洞化が一層加速されるとの懸念が示された。参考人からは、中国・ASEANのFTAが先行すれば日本は不利と言われているが、日系企業はASEANにも立地しており、ASEANから中国に輸出できるとの意見が述べられ、そのため、日本はできるだけ早くASEANとFTAを結ぶべきであるとの見解が示された。

ASEANとのFTAにかかわる米国の動きについて、政府から、ブッシュ米国大統領はASEANイニシアチフ計画を発表し、当面フィリピン、インドネシア、タイとの二国間協定に取り組む模様であるとの見解が示され、米国は貿易促進権限法の成立を契機にFTA交渉を展開し、安全保障やテロ対策の観点からもFTAを同盟関係構築の手段と位置付けているとの説明がなされた。

(三) 自由貿易協定(FTA)

委員から、FTAの締結に向けた日本の考え方について問われた。参考人からは、個別及び全部との交渉や研究を同時並行的に進めるべきで、協定の内容が少しずつ違っていても、それは将来整序すればよく、早く取り掛かることが重要であるとの意見が述べられた。

日本の外交政策におけるFTAの位置付けについて、委員から、日本はFTAで後れを取ったとして、国の政策として目標を定めるのは容易ではないが、国民の合意を得るためには政府の努力が必要であるとの意見が述べられた。

FTAの進め方について、委員から、FTAは

為替一つ取っても外務省だけの話ではなく、政治的リーダーシップが問われており、国別に戦略を立てるだけでなく、ASEAN全体との進め方も考慮すべきであるとの意見が述べられた。政府からは、FTA戦略では貿易投資の担い手である産業界と各国との関係を踏まえ、国民的な合意を形成しながら交渉を進める必要があるとの見解が示された。参考人からは、ASEAN+3では日本にリーダーシップが求められているとして、日韓が統合する市場に周辺諸国が参加するという構想もあり、東アジアに協力の枠組みができれば産業構造も競争的になるので、構造調整が欧米に後れないように貿易関連の投資法制、相互基準認証、紛争処理のメカニズムを作り上げておくべきであるとの意見が述べられた。

(FTA戦略)

FTAの外交政策における戦略的位置付けについて、委員から、中国や米国はFTA戦略と政治や防衛問題を絡めるが、日本の戦略は経済のみであるため、一時的には有利でもいずれ日本の優位は低下するととして、「イコールパートナー」という考え方は外交上の建前だけではないのかとの意見が述べられた。政府からは、FTAでは国際政治的戦略も重要であり、時間を経ても優位性が失われないように研究開発や投資の環境を整えることなどにより競争力を高め、日本企業に不利な条件を解消したいとの見解が示された。また、政府から、小泉総理はASEANとは援助国对被援助国の関係ではないパートナーとして問題の解決に当たりたいとの考え方を示したとの説明がなされた。

日本の外交政策におけるFTAと政府開発援助(ODA)との関係について、委員から、中国、韓国、米国ともに外交の武器としてFTAを使っているが、日本も少なくともODAをFTAに関連付けるべきであるとの意見が述べられた。政府からは、ODAをFTAや経済連携に資するものに優先させることは重要であり、日本はFTAではASEANとの間に東アジアという共通項を持ち、ODAでは信頼醸成もできているので、今後はODAをFTAと連動させたいとの意見、ASEANの中にも進んだ国と後れた国があり、後れた国にはODAの活用も必要であるとの意見が述べられた。

米国とASEAN諸国とのFTAに対する日本の対応について、委員から、米国が中国なりASEANとFTAを結べば、日本が失うところは多いとの指摘がなされた。政府からは、フィリピン、タイ、マレーシア、インドネシアとの協議は熟しており、当初の方針どおり協定を作りたいとの見解、日本は経済やODAの優位性を生かしながら、ASEANとの包括的な経済連携を進めようとしており、米国より日本の方がはるかに貿易、投資ともに関係は深く、米国と張り合う必要はないとの見解が示された。

(FTAの影響)

FTAの効果について、委員から、FTAは構想を打ち出すだけで民間企業が動き出し、農業関係も競争力が高くなればFTAの障害にはならないとの意見が述べられた。政府からは、日本でFTA戦略が後れたのは国内事情によるが、農業問題の調整だけでなく、日本の外交戦略の中でFTA

Aの目的を明確にしたいとの見解が示された。参考人からは、FTAでは農産物全体を対象から除くことはできず、輸入金額の九〇%以上の品目がFTAの対象になるとの見解、FTAの非メンバー国に対する差別は世界貿易機関(WTO)の自由、無差別という原則に触れるが、差別を審査する関税及び貿易に関する一般協定(GATT)二十四条の委員会のパネル出席国の大半がFTAを結んでいるので、FTAを結んでも孤立化することはないとの意見が述べられた。

FTAの影響について、委員から、FTAができたときの日本の産業形態はどうなるかと問われた。参考人からは、日本のサービス分野に先進諸国の企業が入ってくれば外資導入の後も解決できるので、サービス分野の規制緩和は産業形態の面でも不利になることはないとの意見、日韓のFTAが創出する米国の六割近い規模の市場には、多国籍企業誘致のメリットがあり、投資誘致のためビジネス環境が整備されるので、規制緩和が余儀なくされようとの意見が述べられた。

FTAに関連して、委員から、沖縄の金融特区では法人税の実効税率が香港より高いため、沖縄に資本が入ってくるかは疑問であるとの意見が述べられた。また、委員から、中国系企業が沖縄でオートバイを組み立てて東南アジアに輸出しているように、メイド・イン・ジャパンの価値を利用した特区ができるのではないかと意見が述べられた。政府からは、沖縄県は特区の発想を生かしやすいが、国際競争力の回復には特区と並行した規制緩和が必要であるとの見解が示された。

規制緩和に向けた政府の取組について、委員から、総合規制改革会議でのFTAによる人材や投資

資を受け入れるための規制緩和の内容が問われた。政府からは、総合規制改革会議では、サービスの規制緩和、フィリピンが求める介護士や看護師の移動など、FTAやWTOに係る規制緩和について討議する予定であるとの説明がなされた。

(四) 日・ASEAN経済連携構想 (経済連携の意義)

日本がASEANとの間に進めようとしている経済連携の意義について、政府から、東アジアビジネス圏の形成は、巨大な市場への優先的アクセス、貿易投資の拡大、経営の効率化や収益改善などを促進し、日本経済の活性化は東アジアの政治的安定に貢献するとの見解が示された。参考人からは、ASEAN+3のFTAができて日本GDPが上昇する即効性はないが、アジアへの輸出がバブル崩壊以降の日本経済を支えてきたので、この地域との経済交流の自由化には意義があるとの意見が述べられた。

委員から、農業について合意を形成するのは難しく、FTAのGDP成長率に対する効果も余りないとなれば、無理して農産物を自由化する必要もないということにもなりかねないとの懸念が示された。参考人からは、ASEAN+3の効果が少なくとも、中国や韓国が先にASEANとFTAを結んだときのマイナスは大きく、バブル崩壊後、アジアに支えられてきた日本経済にとって中国市場は重要であるとの意見が述べられた。また、参考人からは、日本とシンガポールとのFTAの結果、中国からシンガポールに輸出していた日系企業が日本からの輸出に切り替えたため、日

本からの輸出が増えた例もあるとの指摘がなされた。

経済連携の目的について、委員から、日本がASEANに求めるものは何かと問われた。政府からは、FTAは経済的な連携強化よりは政治的安定を図る外交上の指針であるとの見解が示された。

ASEAN+3へのアプローチについて、参考人から、中国のように、強い政治的意思により自らの市場を開放して中国への輸出を伸ばすという実利によるか、日本のように、WTOの厳しい枠の下で制度的な積上げを重ねるかの二通りがあるとの見解が示された。委員からは、ASEANでは文化や宗教、所得や経済の発展段階、人権や民主主義に対する認識、政治や経済の安定性など異なる要素があり、これがASEANデバイドの原因になるのではないかと意見が述べられた。

(交渉の方法)

ASEANとの経済連携に向けた交渉の方法について、政府から、ASEANとは多国間方式によりASEANの一体化を促進し、多国間方式でカバーできない分野を二国間方式の取組により並行して進めるといのが政府の方針であるとの説明がなされ、日本・ASEAN経済連携構想はデュアル・トラック方式により、二国間の包括的経済連携を積み重ねてASEANとの経済連携を進めたいとの見解が示された。委員から、二国間方式と多国間方式の使い分けについて問われた。政府からは、ASEAN全体に日本とのFTAを進める意欲があるが、タイやフィリピンは貿易構造や制度に違いがあり、多国間方式を補完する二

国間方式は必要であるとの見解、日本・ASEAN包括的経済連携を中核としてこの地域を発展させることが究極の目的であるので、二国間方式にも並行的に取り組まなければならないとの見解が示された。

今後の交渉の進め方について、委員から、シンガポールの次はタイか、韓国かと問われた。政府からは、タイ、フィリピン、マレーシアとは早期に協定をまとめた上での韓国とは既に民間レベルから政府間協議に入っているとの説明がなされた。

メキシコとのFTAについて、委員から、FTAを結ぶ順番としてシンガポールの次がメキシコでは、ASEAN重視と言いつつ優先順位が違ふと思われないかとの意見、なぜメキシコかというところには外交通商戦略上の発想があるべきであるとの意見が述べられた。政府からは、メキシコとのFTAは、メキシコがNAFTA、EUとFTAを結んだために生ずる日本製品に課せられる高率関税を排除するためであるとの説明がなされ、メキシコの人口は一億人で、GDPはASEANに匹敵するので、メキシコは日本にとって米州への入口であるとの見解が示された。

(交渉の体制)

日本の経済連携を進める体制について、委員から、FTAの交渉方針で外務省は二国間方式を、経済産業省は多国間方式を重視し、FTA戦略の司令塔がないではないかと意見が述べられた。政府からは、外務省が発表した「我が国のFTA戦略」は外務省がまとめたもので政府全体の戦略ではなく、関係省庁の討議が必要であるとの見解

が示されたほか、外務省として主導性を持ちつつ FTA 戦略の政府方針を策定したいとの見解が示された。

かかる政府内部の政策の乖離について、委員から、政府の縦割り行政の弊害を回避するために、省庁間の連携はどのように進められているのかと問われた。政府からは、関係各省の局長が内閣官房長官の下で協議しているとの説明がなされた。また、委員から、同協議が有効に行われているかと問われた。政府からは、外務省、経済産業省、財務省、農林水産省がともに共同議長省として各国との協議に参加しているとして、内閣官房長官の下に集まるメンバーで対外交渉にも当たるので相当効率的であるとの説明、四省庁の共同議長体制で外務省は調整役として全体を取りまとめる努力をしており、各省間の調整を行った上で各国との協議に臨んでいるとの説明がなされた。

委員から、農林水産省、経済産業省は農産物交渉を外務省にゆだね、交渉の責任は外務省が負うという体制が確立できなければ、日本版の米國通商代表部(USTR)のような通商交渉のための独立した組織も必要ではないかとの意見が述べられ、日本版 USTR の設置には外交一元化の観点から反対かと問われた。政府からは、携帯電話関係の交渉の経験から USTR には良い印象はなく、かかる組織の設置は冷静に検討すべきであるとの見解、中国と ASEAN の協議を例に挙げ、関係各省の代表が参加することで交渉の時間は掛かるが、合意したことを直ちに実行できる側面があり、日本のやり方は国内の合意作りのためのシステムとして有用であるとの見解が示された。

(五) 二国間の経済連携

(対韓国関係)

日韓の経済連携について、政府から、韓国は地理的にも近く、経済水準も近いので経済関係の緊密化にはメリットがあるとの見解が示された。

日韓 FTA の課題について、委員から、農業関係に所得補償する方向にならないと、FTA を実現する政治的意思が出てこないのではないかと意見が述べられた。参考人からは、農水産物関税を下げる負担は韓国の方が日本より関税が高い分だけ重いが、高齢化、環境保護など似た問題も多いので、新しい農業を一緒に考えたらよいとの意見が述べられた。

将来の見通しについて、委員から、韓国は成長市場としての中国と、成熟市場としての日本のいずれを取るかと問われた。参考人からは、日韓中 FTA ができる前に日韓 FTA ができるのは中国も歓迎しないので、中国の ASEAN との FTA に際して、韓国が日本側、中国側のいずれにアプローチするかが注目されるとの意見が述べられた。

朝鮮半島統一後の北朝鮮の取扱いについて、委員から、北朝鮮を東アジア自由貿易圏に組み入れる際の障害は何かと問われた。参考人からは、東ドイツ崩壊後のドイツ経済を例に挙げ、南北朝鮮の統一後に北朝鮮が韓国の足を引っ張らないように北朝鮮経済を漸次成長させる必要があるとの意見、北朝鮮経済の崩壊の影響はほとんどないが、韓国が引きずられて崩れる影響は大きく、将来の日本の北朝鮮への補償が北朝鮮経済に与える意義は大きいとの意見が述べられた。

(対中国関係)

中国との経済連携について、政府から、中国市

場に対して日本が不利な条件にさらされないように、東アジアの経済連携に向けた各国の取組に後れないようにしたいとの見解が示された。

中国と ASEAN との FTA について、委員から、中国の ASEAN に対する働き掛けにより、ASEAN では中国の重要性が高まっているとの意見が述べられ、政府からは、中国の発展を脅威と見るのではなく、これをチャンスとして生かしながら中長期的な共同体を作っていきたいとの見解が示された。

(対台湾関係)

委員から、日本との FTA を希望している台湾との FTA 締結の可能性について問われた。政府からは、経済的効果を考えると台湾との FTA は重要であるが、中国との FTA の行方や WTO に加盟した台湾の今後の発展を見守りたいとした上で、FTA に台湾が組み入れられる可能性を検討したいとの見解が示された。

台湾との FTA の進め方について、委員から、台湾と大陸の間の経済関係は進んでいるが、中国が国際的に台湾の存在を認めない中で、台湾にいかんアプローチすべきかと問われた。参考人からは、台湾の WTO 加盟に中国が反対できなかったように、東アジア FTA に台湾も中国も入れて、GATT 三十五条のような協定の不適用という規定を設けることにより、両者間に FTA は適用しないとするのも一案ではないかとの意見が述べられた。

(六) 農産物自由化問題

(農産物と FTA)

FTA における農産物の取扱いについて、委員から、豪州は、日本が農産物に関してこのままの態度を取るのであれば、日本との FTA には期待しないであろうとの意見が述べられた。政府からは、日本の FTA 戦略が後れた国内的障害の一つは農業問題であるとの見解、WTO や APEC の場でも各国は農業問題をセンシティブな問題としているが、WTO との関係で農業分野だけ除外した FTA があり得ないことは覚悟しているとの見解が示された。

参考人から、FTA では九〇%の品目の関税をゼロにするので、FTA は厳しいとの認識が生まれているが、アジア諸国からの輸入のうち、工業製品の関税を全部ゼロにし、五%以下の関税が掛かっている農林水産物の関税をゼロにすれば、輸入の九〇%がカバーできるとの意見、FTA の取組を妨げているのは保護政策であり、農業や既成産業を守る政治を続ける限り国家の成長は望めず、グローバル企業は日本を逃れ、景気回復は遠くなるとの意見が述べられた。

(日本の農産物自由化)

農産物の自由化について、委員から、農業生産の現場では FTA への抵抗は少なく、反対は省益あるいはその上部団体によるのではないかと意見が示された。参考人からは、政治決断が重要であり、農業のグローバル化と競争力、日本の GDP に対する貢献、今後の発展性を考える必要があるとして、農林水産業の GDP に占める割合は一・六%、兼業農家を入れた就業人数は五%の約三百万人で、全製造業の就業人口が千二百万人まで減少したことを考えれば、国として何を決断す

べきかは明らかであるとの意見が述べられた。

委員から、農産物の平均関税が一二％で五百品目が非関税なら、農産物を例外品目から外してもよいとの議論もあるとの指摘がなされた。参考人からは、食糧安全保障上必要な品目については猶予期間を与え、漸減措置を取るべきであり、WTOにおいて、開発途上国に適用される一〇％引下げの戦略品目を先進国にも広げる必要があるとの見解が示された。

委員から、農業の市場経済化は無理ではないかとの意見が述べられた。政府からは、農業の基本は食糧自給率のアップであるが、市場以外の価値という観点では、環境への貢献など農業の多面的な機能も重視すべきであるとの見解が示された。

(食糧安全保障)

食糧安全保障と農産物自由化について、参考人から、食糧安全保障上譲れない農産物の品目は絞るべきであり、GATTでは農産物輸出国の輸出制限への規制が不十分であるので、FTAでは輸出規制は撤廃し、価格で輸出入を決めるべきであるとの意見が述べられた。

食糧自給率の観点について、委員から、自給率アップは日本の農業の目標であるが、農業の競争力が高くなれば農業はFTAの障害にはならないとの意見が述べられた。政府からは、自給率アップと市場開放による競争力強化は農業の体質を改善する上で有効であるとして、米国などは外交交渉で対立したときに食糧禁輸を打ち出すので、WTOでも供給国に食糧禁輸をさせないルールを話し合うべきであるとの見解が示された。委員から、FTAは国際分業化であるから、農産物の自

給率アップには意味があるのか、また、株式会社制度の導入など農業の構造改革をいかに進めるかと問われた。参考人からは、食糧安保は輸入先の分散化という工夫であるとの意見、農業、漁業ともに市場経済、市場競争の原則を導入すべきであり、小さい単位で競争できなければ法人化する手法もあろうが、保護政策は農業・漁業にとってプラスにはならないとの意見が述べられた。

食糧安全保障とFTA促進との関係について、委員から、食糧安保の確保とFTAの促進が相反するものであれば、外務省が農林水産省と経済産業省とを調整する必要があるのではないかと問われた。政府からは、FTAは推進しなければならぬが、各国とも農産物については例外規定を設けるなどの工夫をしており、できるところから取り組んでいきたいとの意見、農業も例外としないことはFTAの前提であり、FTAによって農産物の輸出も増えるので、農業の構造改革が必要であるとの意見が述べられた。また、政府からは、FTAの促進も食糧安保の確保も重要であり、そのバランスを取ることが必要であるとの見解が示された。

(二) 経済分野以外の交流

FTAによる経済分野以外の交流促進について、委員から、中国で日本の人気歌手のCDが最もよく売れているのは対日理解の増進にとって重要であり、これが観光や文化や経済につながっていくとの意見が述べられた。政府からは、文化交流は国や国民間の信頼関係を築き、地域の安定と繁栄に貢献するとの意見が述べられた。

参考人から、日本のきれいな水と空気、日本の

文化だけでなく日本に集まる世界一流の文化、日本の高度の医療を求める人は多く、自由な移動のためには資格の共通化、ビザ制度の再検討が必要であるとして、観光振興は民間主導で、政府は規制緩和に徹すべきであり、国民の不安を踏まえた警察力の強化をパッケージで進めるべきであるとの意見が述べられた。

参考人から、観光も大事であるが、ハーバード大学が世界から優秀を集めているように、FTAを活用して国際教育の振興を行ってはどうかとの意見が述べられた。また、医療分野について、委員から、高度医療を受けるための訪日というのは目新しい視点であるとの意見が述べられた。参考人からは、アジアは高齢化に備えて年金・医療保険改革を行っているが、医療では日本は先進的な効率の良い市場であり、「世界一の長生き国」というブランドを活用すべきであるとの意見が述べられた。

2 中国のWTO加盟等市場経済化と国内外への影響

二〇〇一年十二月に念願のWTO加盟を果たした中国は、積極的な財政政策や外需に支えられて高成長を維持し、対外的にもASEANとのFTAを視野に入れるなど、その存在感はますます大きくなってきている。

中国は、豊富な労働力等を背景に躍進を続ける一方で、不良債権処理や国内経済の格差是正、国有企業改革等の課題を抱えているため、今後の高成長に疑問を示す向きもある。また、関税引下げや非関税障壁の撤廃など、WTO加盟に伴う約束事項が着実に履行されるかについても注目されて

いる。

日中間には、知的財産権侵害問題等の懸案事項や日本国内の産業空洞化等の問題が存在することから、中国の成長を脅威とする見方もある。日本は台頭する中国経済にどう向き合うべきか、また、そのパワーをいかに国内経済の活性化や競争力の強化に結び付けていくべきかが問われている。

調査会においては、中国のWTO加盟と日本への影響、日中間の経済関係、今後日本が取るべき対策などについて、幅広い議論が展開された。

(一) 中国のWTO加盟

(中国経済の見通し)

委員から、教育問題や人口構成問題を抱える中国の今後の経済成長の見通しについて問われた。政府からは、短期的には農産品の輸入増加や失業者の増大、中長期的には人口の高齢化や国有企業改革、財政金融問題、農業など様々な問題があるが、新政権は基本的には経済成長の維持が最重要課題として経済構造改革や対外開放政策を推進する姿勢を明確にしているため、日本側としても、中国の発展が世界経済全体と日本にとって適切なものになるよう働き掛けていくことが重要であるとの意見が述べられた。

新指導部の下での中国経済について、政府から、今後の党大会における経済面での注目すべき点として、①中国経済の新たな中核を担いつつある私営経営者の共産党への入党が正式に認められたこと、②中長期目標として、二〇二〇年のGDPを二〇〇〇年の四倍増とすることの二点が指摘

され、WTO加盟後の中国経済が一層外向きになっていく姿勢が顕著に打ち出されており、新たな指導部の下でこれらの目標をいかに実現していくかが注目されるとの説明がなされた。

委員から、中国における成長率の統計は経済の実態を反映していないとの米ピッツバーグ大学のトーマス・ロースキー教授による指摘を踏まえ、中国経済の実態については様々な意見があるとの指摘がなされた。

(中国のWTO加盟の意義・評価)

政府から、①中国のWTO加盟の意義は極めて大きく、WTOが一層普遍的な機関となることが多角的な貿易体制を強化する観点から大きな意味を持ち、日本も中国との経済関係の深化に資するものとして歓迎している、②需要面でのポテンシャルは大きく、WTO加盟により投資環境の整備が進めば、中国は将来性ある有望な市場となる、③短期的にはプラス・マイナスがあるが、中長期的に見ると貿易・投資の拡大が図られ、一層発展することになるとの説明がなされた。

東アジア諸国の反応について、政府から、WTO加盟を通じて中国の経済発展はビジネス機会をもたらすものであり、東アジア諸国はおおむね歓迎しているとの説明がなされた。

(WTO加盟時の主な約束事項と内外への影響)

主な約束事項として、政府から、①七千品目に及ぶ広範囲な分野における関税引下げ及び貿易制度等の全般的自由化、②金融、流通を始めとするサービス分野における段階的自由化の二つの柱があるとの説明がなされた。

委員から、対中国特別セーフガードや自主規制の面で、WTO加盟の条件が厳し過ぎるのではないかと指摘がなされた。参考人からは、中国は、フィルムや知的所有権の分野では加盟条件を十分に守っているとは言いがたいが、WTO加盟によって国内改革を進めようという政治的な意図があるため、体制が今後も続けば徐々に改善していくのではないかと意見が述べられた。政府からは、中国がWTO加盟時に約束した事項の履行を注視していくことが何よりも必要であるとの説明がなされた。

WTO加盟による内外への具体的な影響について、政府から、①市場アクセスの改善により対中貿易・投資が拡大する、②国際ルールに基づいた透明で無差別な制度が整備、運用されることで中国のビジネス環境、投資環境が整備・改善されていく、③通商関係の問題について共通の国際ルールの下で解決を図ることが可能になるとの説明がなされた。また、政府から、影響のプラス面として、①中国国内の改革の進展と市場経済の定着による国内経済の拡大が期待される、②中国が国際社会との相互依存関係を深めていくことは世界経済にとってもプラスの効果をもたらす、マイナス面として、①農業は厳しい競争を強いられる、②国有企業は国際競争力が低く、大幅な構造調整を迫られるとの説明がなされた。

委員から、中国の不良債権処理問題と国有企業改革の見通しが問われた。参考人からは、不良債権の問題はまだ解決のめどが立たず、新たな不良債権の発生を止めるため、国有企業も国有銀行も企業統治を確立しなければならぬが、適切な処方せんが出てきていないとの意見が述べられた。

委員から、海外投資の沿岸部への集中や貧富の格差の見通しと対策について問われた。参考人からは、短期的には労働力の移動が所得を平準化させる力として働いているため、経済格差の是正のために労働力の移動を一層促進しなければならぬとの意見が述べられた。

(二) 日本への影響と産業界の反応

委員から、中国においては、家電関係は保護政策が取られずに急成長したが、自動車産業については保護政策を受けているために成長が遅れているのではないかと意見が述べられた。参考人からは、中国にはメード・イン・チャイナの自動車を自国で生産したいとの考え方があがる、そのための保護政策はやるべきであるとの意見、競争の環境は中国にとって非常に良いことであり、最終的には中国の経済発展につながるのではないかと意見が述べられた。

日本における産業空洞化について、政府から、近年、賃金や内外のコスト格差を踏まえ、中国を始め海外に日本企業が進出、移転する動きが相次いでいるとの説明、問題視すべきは移転そのものではなく、高付加価値分野において、中国への移転を補完し得るだけの国内生産の維持拡大がまだ達成されていないことであり、このまま移転が進めば、国内の雇用に悪影響を与えるとの説明がなされた。

参考人から、中国の競争力の加速化に伴って東アジア全体の産業地図が変化しており、日本の製造業の空洞化問題は深刻化していると言わざるを得ないとの意見、空洞化阻止という観点から高コスト構造をとらえると、輸出主導型製造業が国際競争で勝ち抜けるようにするためには、生産性の低い産業への競争原理導入、すなわち規制緩和が不可欠であるとの意見が述べられた。

委員から、今後取り組むべき規制緩和の分野が問われた。参考人からは、通信、運輸、港湾及びこれらの分野を支える関連サービス事業の分野ではインフラコストが高く、競争原理が働いていないとの意見が述べられた。

(製造競争力の拡大とその影響)

中国における製造競争力の拡大について、参考人から、その要因として、徹底した規制緩和や外資企業誘致等の結果、競争原理が導入され、スピード、コスト、人材の面で競争力を拡大させてきたとの意見、中国では強い産業を伸ばして国家発展を目指しているのに対し、日本ではまだ弱い産業を保護しており、このことが両国の社会、国家の活力の差となっている印象を受けているとの意見が述べられた。

日本企業が取るべき対策として、参考人から、今後、更に中国の競争力が拡大することから、確固とした中国事業戦略なしにグローバル事業戦略は成り立ち得ないとの意見、中国一辺倒の事業戦略でなく、日本も含めた広域アジアの視点での分業戦略が大変重要であり、この戦略の中で、日本が物づくりで生き残る領域を考えていかなければならないとの意見が述べられた。

製造競争力の拡大による影響について、参考人から、欧米や日本市場のみならず、高関税に守られていたアジア各国でも徐々に中国製品の浸透が

進んでいるとの意見、中国をいかにうまく活用した事業戦略を立て、推進するかが日本企業の成長戦略の生命線となるとの意見、政府に頼った保護政策を求めるのではなく、いかにグローバル化の中で勝ち抜く戦略を実践していくかが製造業の重要な使命であるとの意見が述べられた。

日本の物づくり事業環境の課題について、政府から、今後、労働コストが安い中国などと日本企業が競争していく上で、高性能で付加価値の高い製品を国内で作る、高ブランドを日本側が維持して、これによりアジア諸国とのすみ分けをしていくことが必要であるとの意見が述べられた。参考人から、日本の高コスト体質を放置したままでは、日本で最先端のハイテク・高付加価値商品を作り、付加価値の低いローテク商品は中国などへシフトするというすみ分け構造も難しくなるとの意見が述べられた。

(三) 日中間の経済関係

(日中間の経済関係)

委員から、人的交流が強まる中で、中国の存在感が経済的にも社会的にも大きくなっているとの意見、参考人から、競争相手としての中国のパワーは、日本経済そのものを揺さぶるところにまで拡大しているとの意見が述べられた。

参考人から、日中間には経済発展の点で四十年ほどの格差が残っているとの意見、日中間を競合関係として見るのではなく、むしろ、当分の間は日中間が補完関係と見るべきであるとの意見、補完性が高いにもかかわらず、これが十分に發揮されていないことは問題であるとの意見が述べられた。

委員から、数字の上では四十年という開きがあっても、かつて日本が米国の後を追ったように、中国が猛烈なスピードで日本を追い上げており、実際にはその四十年という格差ははるかに短いのではないかと意見が述べられた。参考人からは、四十年の格差を考えると、日本がどういうスピードで先行するかをまず議論しなければならぬとの意見、中国が現在の日本の経済発展の段階に到達するのに四十年は掛からないであろうが、日本の企業に対するアドバイスとして、まだ四十年もあるから慌てる必要はないのではないかと意見が述べられた。一方、参考人からは、現場の実感として、ミクロ的にとらえた場合は統計的にとらえた場合と大分異なり、中国との競争の厳しさを感じているとの意見が述べられた。

委員から、中国の成長に伴い、日本がこれからナンバーツー、ナンバースリーになっていく心理調整期が今始まりつつあるとの説についての所見が求められた。参考人からは、中国と日本との関係を考えるとき、短期的には摩擦はあるであろうが、中長期的には、むしろ収れんしていくことによって日中間がうまくいくのではないかと非常に楽観しているとの意見が述べられた。

委員から、日本の対中投資が落ち込んでいる理由が問われた。参考人からは、終身雇用や年功序列といった日本の人事制度が、国内では通用しても中国では通用しないことが最大の原因ではないかとの意見が述べられた。

(日中貿易摩擦の現状と対応策)

日中間の懸案事項について、政府から、知的財産権侵害問題、鉄鋼セーフガード問題、写真用

フィルムの譲許税率違反問題などがあり、特に中国の模造品や海賊版対策などについて、日本からは、二〇〇二年十月にメキシコで開かれたAPEC閣僚会合において、APECの二十一エコノミー全体で取り組める枠組みを提案したとの説明がなされた。また、政府から、知的所有権侵害問題はサービス業ばかりでなく製造業の分野でも大きな課題であり、昨年の秋、「知的財産フォーラムミッション」を中国に派遣し、関係政府当局に知的財産権の管理を厳しく行うよう申し入れをしたところであるが、今後ともこのような対策に力を入れたいとの意見が述べられた。

委員から、模造品問題に対する具体的な対策について問われた。参考人からは、九〇年代の後半から、被害の実態を中国に訴えるために業界全体で動き始めているほか、ここ二、三年は政府間交渉が始まっており、中国としても、WTO加盟に伴う様々な遵守義務に応じて知的財産権の保護に取り組んできているとの説明がなされた。

委員から、「中国のシリコンバレー」と呼ばれる中関村科技园では、税制等の優遇措置が受けられるために大学や教育機関、研究機関が集中しているが、最先端分野が中国に集中し、投資も人材も中国に奪われるとの危機感を感じるとの意見が述べられた。政府からは、危機感是非常に強く持つており、税制改正を通じて、研究や投資の環境を整えることに取り組まなければならないとの意見が述べられた。

(四) 今後の対策

(台頭する中国経済に対して日本が取るべき方策) 参考人から、日本は、中国の台頭に対抗するた

め、中国が頑張れば日本も一層頑張るという「良い中国脅威論」に立ち、できるだけ古い産業を切り捨て、その代わりに新しい産業を育成すべきであるが、現在の主流は「悪い中国脅威論」であり、特に悪いのは、輸入制限といった形で衰退産業を保護することであるとの意見が述べられた。

委員から、中国では、個人個人のエネルギーも含めて国としてのエネルギーを非常に感じるが、これにより、中国の存在感が現実よりも大きくとらえられ、中国脅威論というものが拡大されている雰囲気があるのではないかと意見、日本の急激な経済成長が米国等に日本経済脅威論を起こしたことに比べると、中国が急激な高度成長をしたときには脅威となるのではないかと意見が述べられた。

参考人から、北朝鮮のように援助を必要とする状況になると大変であるが、中国という隣国である大国がけなげに高度成長を記録していることは基本的に歓迎すべきであるとの意見、水不足や環境問題などを抱える中国が、将来このまま成長し続けるとは思えないため、中国を脅威ととらえるのではなく、日本としては、特定の分野に安住せず常に新たな分野を求めて努力することが必要であるとの意見が述べられた。

政府からは、中国の経済成長がこのまま七、八％のスピードで続いていくことは考えにくく、不良債権問題や国営企業の問題、沿海部と内陸との格差、教育問題、人口問題、環境問題等のあらゆる問題を抱えることは間違いないとの意見、中国が強国として非常に伸びてきていることは間違いないが、政府としては「座して死を待つ」と考えているわけではなく、日本が成り立っていく産

業、特にサービス業に資源を集中することで十分闘っていくことができるとの意見が述べられた。参考人から、中国を単に脅威としてとらえるのではなく、いかに中国の競争力をグローバル事業戦略に生かすかという視点が大事であるとの意見が述べられた。

FTAの枠組みと中国経済の日本に対する位置付けについて、委員から、FTAの様々な枠組みによって日本にとっては中国経済が脅威か好機か、それとも競合関係か分業関係かということが変わってくるとの意見が述べられた。

(日本経済の活性化・競争力強化のための方策)

政府から、中国などの巨大市場の出現はチャンスであり、これを最大限生かさなければならず、日本の産業の競争力強化に向けた改革を進めていくことが重要であるとの説明がなされた。また、政府から、喫緊の重要な課題と対応策をまとめた六つの戦略を提言したところであり、現在の日本経済が置かれた厳しい環境を克服するため、この戦略を確実に実行していくことが重要であるとの説明がなされた。

参考人から、日本経済を活性化させるためには、衰退産業の海外への移転と新しい産業の育成という組合せで空洞化なき高度化政策を推進すべきであるとの意見が述べられた。

委員から、資源が全くない日本にとり、最も付加価値の高い分野は製造業か情報通信関係分野であると考えるが、これらの分野は米国に押さえられているため、今後日本が東アジア地域において主導権を取る上での軸になる経済的な柱がなければ、影響力を与えていくことは不可能ではないか

との危惧が示され、今後の日本経済の柱となるべき分野が問われた。政府からは、環境・エネルギー、情報通信技術(IT)、バイオ、ナノテクを中核として政策資源の集中投入を図り、それを支援するための税制、投資環境を整えることが政府の方針であるとの説明がなされた。

委員から、政府の政策を公的規制から自由競争に転換していくべきではないかとした上で、日本の国家戦略として望ましい産業政策が問われた。

参考人からは、税や省庁間の様々な問題、規制緩和等を解決し、外国の企業が日本で投資して事業を拡大できるようなハードとソフト、インフラを作れば、日本は非常に強い国家成長戦略を描けるのではないかと意見が述べられた。

委員から、日本では構造改革がなかなか進まないとした上で、日産自動車のカルロス・ゴーン社長を例に挙げ、日本人が日本を改革できないのであれば外国人に頼んだ方がよいのではないかと意見が述べられた。参考人からは、外国人であるか否かを議論しているのはまだ日本がグローバル化していないからであり、ゴーン社長のような経営者が立派に経営を立て直すのであれば積極的に受け入れたらよいとの意見が述べられた。

3 東アジアにおける通貨・金融危機の教訓と再発防止

一九九七年のアジア通貨・金融危機は、東アジア経済の成長メカニズムの脆弱性を露呈させたが、同時に、通貨・金融分野において、国際通貨基金(IMF)を中心とするグローバルな枠組みのみならず、これを補完する域内協力がいかに有用であるかを認識させた。

域内金融市場の緊密化に伴う金融協力の枠組みとしては、既に新宮澤構想による資金支援、チェンマイ・イニシアチブを始めとする域内金融安定化メカニズムの導入などが実現しているが、さらに、今後の持続的成長を見据えて、アジア資本市場の活性化、域内為替レートの安定化に向けた協調体制作りなども検討されている。

調査会においては、通貨・金融危機の再発防止に向けた具体策、域内金融協力における日本の貢献の在り方、円の国際化などについて、議論が展開された。

(一) 東アジア経済の成長メカニズム

アジア通貨・金融危機の教訓を考える前提として、参考人から、東アジアの多くの国が共通して取ってきた成長戦略について、次のような所見が示された。

一般に、経済成長の要因として、労働の増加、資本の増加、技術の進歩が挙げられるが、このほかに、生産された財・サービスへの需要が重要である。これらの成長要因を手掛かりに東アジア経済を概観すると、次のような指摘ができる。

まず、労働については、開発初期の段階において、国内で低賃金労働の供給が可能であった。しかし、経済発展が軌道に乗るにつれ、一部の国では労働力不足が成長の制約要因となり、外国人労働者の導入などの対策が必要とされた。資本については、豊富な国内貯蓄を動員して対応したが、それ以上に旺盛な資金需要が生じ、外国からの借入れにも依存せざるを得なくなった。技術の進歩については、先進国の製造技術を導入する政策が中心となった。新興工業国・地域(NIES)は独

自技術の開発にも取り組んだが、ASEAN諸国は専ら海外からの直接投資に依存した。さらに、生産された財への需要は、当初、コスト面での優位を生かすことで確保できたが、経済発展に伴う高コスト化により、新製品開発の必要性も高まった。

以上のような参考人の所見に対し、委員から、ASEAN経済がテークオフした際の条件が整えば、アフリカ諸国も同様に成長するかが問われた。参考人からは、ASEAN経済には、政府の過剰介入や内戦といった発展の阻害要因が余り見られないことが前提となっており、これらの条件が満たされれば、アフリカ経済の発展も可能であるとの見解が示された。

(二) アジア通貨・金融危機の原因

アジア通貨・金融危機について、政府から、資本勘定を通じた急激な流動性危機と国内の金融システム危機が複合した双子の危機であったとの見解が示された。また、危機に見舞われた国には、①金融取引がグローバル化する中での大規模かつ急激な国際資本移動、②不動産部門への過剰投資、③企業の高い債務・資本比率と低い資本収益性などの企業・金融部門における構造的脆弱性、④実質的にドルに連動した為替制度、④貿易・投資を通じた経済の相互依存の高さ、⑤アジア経済に対する過度の楽観論といった共通要因があるとの見解が示された。

アジア通貨・金融危機の背景について、参考人から、①アジアには、財・サービスの輸出額がGDPを越えるほど輸出依存度の高い国があり、そもそも貿易相手国の景気動向に左右されやすい経

済状態にあった(貿易への依存)、②危機の直前には、一部の国で純輸出が大きなマイナスになったが、そのファイナンスを巨額の資本流入に頼っていたために、資本の急激な逆流が生じた(外国資本への依存)、③外資系企業の技術に頼ってきた ASEAN 諸国については、危機後の直接投資の減少が、中長期的な経済成長に悪影響を及ぼす懸念がある(外国技術への依存)というように、外国に対する三つの依存があるとの意見が述べられた。

また、参考人から、為替相場と資金調達の両面における過度のドル依存が、危機の一因になったとの見解が示された。

(三) 危機に見舞われた国の対応と国際社会の支援策

(危機に見舞われた国の対応)

通貨・金融危機への対応について、政府から、IMFへの支援を要請した国としてタイ、インドネシア、韓国の事例、また、独自の政策で対応した国としてマレーシアの事例が報告された。

前者の三か国はいずれもIMFとの間で合意した政策を基に対応したが、経済の急激な収縮が起こり、危機が深刻化した。そのため、IMFが当初求めた緊縮的な財政・金融政策や危機時における構造改革措置が、危機への対応として適切だったか、また資本自由化の進め方に問題はなかったかが、国際的な議論となった。他方、マレーシアは、IMFの処方せんに頼らずに、資本取引規制や固定相場制の導入、企業や銀行の不良資産の整理等を実施して危機を脱した。一般的に資本規制は、長期的な資源配分をゆがめるおそれがあるの

で、常に適切な政策であるとは言えない。しかし、この時の資本規制は、固定相場制度とも相まって、外部環境からの危機の伝播を制限し、経済回復のための時間を与えるものだったとの評価が与えられている。

(IMFを中心とする国際社会の支援策)

委員から、タイ、マレーシアの視察経験を基に、IMFの画一的な処方せんを受け入れた国が、かえって危機の後遺症に悩まされているとの指摘がなされ、その上で、IMFの処方せんに對する評価、IMF自身が得た教訓、改革の動きなどについて問われた。

政府からは、①IMFによる金融支援がアジア通貨・金融危機の克服に貢献したことは事実だが、過度の引締め策が必要以上に経済を収縮させた可能性はある、②IMFプログラムが、金融政策だけでなく経済全般の改革にも言及したことについても、危機国の経済構造の違いなどに配慮すべきであり、一律の実施には慎重であるべきであった、③危機国への対応の在り方については、二〇〇〇年九月にIMFの融資条件に関するガイドラインが採択され、各国特有の状況や構造に配慮しつつ、分野を絞りより限定的な融資条件を設けるべきであるとの規定が設けられた、④これまでに危機国に対して提示された処方せんについても、独立評価機関による事後評価を行う動きが見られるとの見解が示された。

参考人からは、①IMFは、危機のパターンが異なる中南米の通貨危機を念頭に、アジア通貨危機に対処したと思われる、②IMFの処方せんのうち、財政引締め策については、危機当初の経済

の落ち込みを楽観視し過ぎたとの反省から、IMF自身による政策修正が行われている、③他方、資金流出の防止策として採用された高金利政策は、実際に通貨の切下げを防げなかったものであり、これにこだわり続けるIMFの姿勢には疑問が残る、④資本の流出入の影響を受けやすい小国が、金融面での自由化を進め過ぎることは危険であるとの意見が述べられた。

参考人から、IMFの支援策には、米国の財務省や大手金融機関の考え方が反映されやすい面があるものの、IMFが原則として掲げる資本市場の発展と自由化は長期的に見て正しいとの意見、資本取引の自由化の前提としては、国内の体制整備が重要であり、自由化を進める際には、プログラムを策定し順序立てて行う必要があるとの意見が述べられた。

このほか、政府から、国際機関を通じた支援策において日本が主導的役割を果たしたこと、日本が独自の支援策である新宮澤構想によって大規模資金を機動的に提供したことが、アジア諸国の危機克服に役立ったとの認識が示された。

(四) 通貨・金融危機の教訓と再発防止策

(通貨・金融危機の教訓)

アジア通貨・金融危機の教訓について、参考人から、次のような意見が述べられた。

通貨危機は外国資本への依存が主因となったが、この点について現状では大きな問題はなくなっている。アジア各国は貯蓄率が高いので、国内資金を有効活用すれば、外国資本への過度の依存を招かずに開発資金を調達することもできるであろう。しかし、外国技術への依存は、アジア経

済の発展を妨げる可能性がある。ASEAN 諸国については、直接投資の減少による経済開発の停滞が懸念され、直接投資に関する規制緩和や投資環境の整備、良質な労働力を供給するための人材育成などの対策が必要である。また、NIES 諸国はある程度独自技術の開発能力を持つが、それをコスト削減だけでなく高付加価値製品の開発に向けることが望ましい。さらに、貿易への依存傾向は今後も強まるのが予想されるので、自由貿易体制の維持にも注意を払うべきである。

以上のような参考人の意見に対し、委員から、高付加価値製品の開発能力を向上させるための具体策が問われた。参考人からは、技術教育や多様な産業政策を進めるべきであるとの見解が示された。

委員から、アジア通貨危機再発の可能性について問われた。参考人からは、世界全体で見れば通貨危機の発生頻度は高いが、アジアについてはしばらく平穩期が続くとの見通しが示された。

(域内金融協力の進捗状況)

アジア通貨危機以降の金融自立化の動きについて、参考人から、次のような報告がなされた。

アジア危機の直後には、アジア域内における円の基軸通貨化と、アジア通貨基金構想が検討されたが、いずれも具体的な成果を上げるには至らなかった。こうした金融協力の試みが難航した原因としては、①変動相場制の導入、融資や投資の復興、金融改革の進展によるアジア経済の回復、②日本経済の長期停滞によって拡大した日米両国の経済格差、③日本の金融機関の弱体化と規制緩和の遅れ、④ユーロの登場が挙げられる。ただし、

アジア金融協力の機運が消えたわけではなく、今日では、二国間中央銀行スワップ網の構築(チェンマイ・イニシアチブ)、アジア共通通貨導入の検討、債券市場育成の研究などが着実に進展している。

政府からは、チェンマイ・イニシアチブの進捗状況が説明された上で、通貨スワップ網の構築に加え、各国の日常的な政策対話が重要であるとの見解が示された。また、世界各地で経済危機が相次いだことから、経済のグローバル化がもたらす大規模な国際資本移動が、マクロ経済や国際金融システムに対する攪乱要因になっているとの見解が示された。

これに対し、委員から、中央銀行スワップ網の整備がアジア通貨基金構想に結び付くかが問われた。参考人からは、金融協力の長期的な発展段階を展望したときに考えられる青写真の一つであって、両者が直接結び付くわけではないとの見解が示された。また、委員から、アジア通貨危機の経験から、実体経済に基づく資本取引と投機資金の移動を判別することが重要であるとの意見、中央銀行スワップ網の構築においては、巨額の外貨準備を持つ日本のイニシアチブが問われるとの意見が述べられた。

(金融協力の強化に向けた構想)

委員から、豊富な国内貯蓄をアジアのためにどう使うかが各国共通の問題意識であるとの意見が述べられた上で、タイのタクシン政権が提唱するアジア・ボンド構想についての所見が求められた。

政府からは、開発資金調達における期間と通貨

のミスマッチを回避し、国内貯蓄を直接、国内の長期投資に向けるというのがアジア・ボンド構想の発想であるが、このうち、タクシン政権が提唱するものは需要サイドに着目したものであって、この構想では必ずしも通貨のミスマッチは解消されないで、ASEAN+3は、これとは別に、供給側のボンド構想についての検討を始めているとの説明がなされた。参考人からは、タクシン構想について、アジア域内の投資資金の増大とドル依存の減少の二つのねらいが考えられるとの意見が述べられた。

委員から、欧州経済圏、北米経済圏と並ぶアジア経済圏を構想する場合、共通通貨の問題が重要であるとの意見が述べられた上で、その実現可能性が問われた。政府からは、何らかの共同経済圏ができた場合には、共通通貨がある方が望ましいとの意見、現状においてもアジア域内における通貨の安定は重要であり、通貨バスケットの試みもそうした考えに沿ったものであるとの意見、アジア域内の経済格差が大きいことから、アジア通貨単位の実現は長期的課題になるとの意見が述べられた。

委員から、アジア通貨単位バスケットに域外通貨であるドルが含まれることについて見解が求められた。参考人からは、アジア各国の関心は、円・ドル・ユーロ、三通貨間の為替の安定にあるので、現状を踏まえたバスケット通貨としては妥当な選択であるとの意見、将来、アジアの経済統合が深化した際には、域内通貨のみによるバスケットという発想も必要になるとの意見が述べられた。

(四) 円の国際化への取組

(円の国際化推進の必要性)

過度のドル依存がアジア通貨危機の一因になったとの反省から、円の国際化が改めて注目されている。この問題について、政府から、通貨危機以降、アジア各国通貨と円との関係が高まっていることから、円の国際通貨としての役割を強化することがアジアの為替市場安定に資するとの見解、国際取引における決済通貨としての円の使用が高まれば、アジア域内での国境を越えた為替取引の決済において、決済時間のずれから生じるリスクの低減にも資することになるとの見解が示された。

委員からは、情報、軍事、外交など、対外政策の裏付けがあつて初めて、円の基軸通貨化は現実的な政策になるとの意見、日本は製造業の国際競争力を持つにすぎず、円の国際化は疑問であるとの意見が述べられた。政府からは、円は軍事力を背景にしているが、そもそもそうした背景が求められる時代ではないとの見解、日本経済の安定的な強さや多額の経済援助、アジア各国との貿易量などから、円がアジアで相当程度信認される見込みがあるとの見解、アジアでは、円に対して、ドルが持つ利益追求型の価値観とは異なるイメージがあるとの見解が示された。

委員から、財務省の円の国際化推進研究会最終報告を例に挙げて、円の国際化の可能性、最終報告にある方策の妥当性が問われた。参考人からは、現在の日本の経済状態、将来の成長スピードを考えると、円がアジアの単一基軸通貨になるというのは幻想にすぎないが、円の国際的利用を拡大することは可能であるとの見解、円の利用を

促進するには、日本国内の制度やインフラの整備等の環境作りが必要であり、同報告書もこうした考えに沿ったものであるとの見解が示された。

委員から、将来の方向性として、政府はアジア共通通貨と円の国際化のどちらを志向しているのかが問われた。政府からは、ユーロの経験から考えて、域内諸国の経済力や発展段階が多様なアジアにおいては、共通通貨は長期的な検討課題であり、現実的にはまず円の国際化を推進すべきであるとの見解が示された。

(日本が取るべき具体的方策)

委員から、円の国際化の手段として、貿易決済の円建て化や米国債の円建てでの購入が重要であるとの意見、二国間のスワップ協定やODAにおいて円資金を供与することが、円の国際化に役立つとの意見、円の国際化が進展しない背景には、日本の政治経済システムの構造的な問題があるのではないかと意見が述べられた。

参考人から、円の国際的な利用の向上には、円の国際化が中長期的に見て国益にかなうとの判断と、その判断を国民的合意に高め、個々の企業レベルに浸透させることが必要であるとの意見が述べられ、そのためには、政府と企業経営者、双方が意識を変えなければならないとの指摘がなされた。また、参考人から、米ドルに強い慣性が働いている状況であり、円の信認を高めるにはそれ自体相応な努力を要するとの意見、貿易や資金取引における通貨の選択は、最終的には個々の企業の判断にゆだねられるものであるとの意見、既得権益を守ろうとする意識が円の国際化のための環境作りを妨げているとの意見が述べられた。

参考人からは、円の国際化のために日本がすべきことは、国内体制の整備に尽きるとの認識が示され、その上で、①邦銀の体力や能力を回復すること、②資本市場の自由化、効率化、有利化を推進するために、規制撤廃、税制改正、決済制度・会計・監査等のインフラ整備、人材育成を行うことであるとの意見が述べられた。

委員からは、邦銀の体力や能力を回復するための手だてが問われた。参考人からは、バランスシートの健全化と収益力の向上という基本路線に立ち返るべきであるとの意見、銀行自身の努力に加えて、景気回復による不良債権の負担軽減が必要であるとの意見が述べられた。また、委員から、海外の投資家にとって、日本の国債市場の利便性を高めることが必要であるとの意見が述べられ、政府からは、非居住者、外国法人が受け取る国債の利子についての非課税措置等を実施しており、税制面での障害は少ないとの見解が示された。

4 情報化の進展と東アジアのIT

今日、インターネットの発展に伴い、世界中の情報は一瞬に発信、受信され、情報の共有化が可能となった。このようなITの普及は、世界的規模での社会構造の変化を生み出しており、今後も様々な分野に影響を与えていくことが予想される。東アジアにおいてもその影響は大きく、IT機器の生産基地としてだけでなく、近年急速に情報化が進んでいる。

こうした状況の中で、ITを経済発展の機会ととらえ、東アジアが持続的成長を達成するにはどうすればよいのか、日本の今後のIT政策の在り方

とも関連して、戦略的構想が求められている。

調査会においては、日本のIT産業の活性化のための方策、東アジアにおける日本の国際貢献策などについて、様々な観点から議論が展開された。

(一) ITとグローバル化

参考人から、ITの評価について、沖繩IT憲章では、ITを二十一世紀を形作る最大の潜在力であり、世界経済の成長を実現する原動力と評価しているとの説明、IT産業の発展に伴う経済構造の変化について、米国では、経済の常識を破るような生産性上昇率が登場し、ニューエコノミー論が盛んに議論されるようになったとの説明がなされた。

ITの持つ意味について、政府から、ITの普及は、①持続可能な経済成長の実現に寄与し、かつ、アジア地域の発展が日本経済を活性化させるという経済的側面、②民主主義の強化や透明性の確保など政治面での改革に貢献する政治的側面、③相互の寛容性や多様性を尊重し、国際社会の安定性を増進する安全保障的側面を持つとの説明がなされた。

IT革命への期待と懸念について、参考人から、新技術は人間の能力を拡張するが、常にプラスとマイナスの面があり、その欠点をいかに克服し恩恵を拡大するかが重要であるとの認識が示された上で、①ITはニューエコノミーの推進力であるが、ニューエコノミーそのものに対する疑問が現在出てきている、②ITは新たな格差を生み出す、③ネットワーク社会の脆弱性とセキュリティ問題が登場している、④ITはデジタルオ

ポチュニティーを創出する、⑤ITは異文化交流を活発化させる、⑥ITは固有の文化を破壊し独自性を喪失する可能性を持つ、⑦ITは新しいライフスタイルと文化を創造するとの意見が述べられた。

情報格差(デジタルデバイド)の要因とその解消について、参考人から、先進国と途上国、人種、ジェンダーなど、様々な起因に基づくデジタルデバイドがあるが、特に途上国の都市部と地方との間にある大きな格差が最大の課題であるとの意見が述べられた。委員から、異文化交流におけるデジタルデバイドの影響をどのように光に変えていくかが問われた。参考人からは、固有の文化を破壊せず、異文化交流を活発化させることが重要であるとの認識が示された上で、日本のODAを活用し、例えばアジアの世界文化遺産のデジタルアーカイブを作るなど、ローカルな文化をインターネットによる情報内容にし世界に発信してはどうかとの意見が述べられた。

途上国においてはIT推進より水や電気が必要との考え方について、委員から、インターネットは水、食料、医療と同様に、基本的ニーズであるとの認識が不可欠になっているとの意見が述べられた。参考人からは、ITの分野は飛躍的な発展が可能であるとして、国づくりを進めていくのに必要な専門職の人々が、先端の技術を効率的に身に付けるためにも、ネットワークにつながっていることが重要であるとの意見が述べられた。

委員から、グローバルゼーションとIT革命との関連について問われた。参考人からは、IT革命はグローバルゼーションの非常に大きな潮流で、目に見える最大の表れの一つであるとの認識

が示された。

(二) アジア地域のIT戦略

(東アジアにおけるITインフラの整備)

政府から、東アジアでは様々な段階でデジタルデバイドの是正が課題となっているとの認識が示された上で、①日本、韓国などITインフラ整備の進んだ国々については、情報内容の充実等、高速大容量通信(ブロードバンド)の利用促進、②中国、マレーシアなど都市部のインフラ整備が比較的進んでいる国々については、地方を含む均衡の取れたインフラ整備、③ベトナム、ラオスなど電話回線すら十分に敷設されていない国々については、基本的な情報通信インフラの敷設が課題であるとの意見が述べられた。

北米、欧州、アジアの三地域における情報流通量について、政府から、現在、アジア・北米間、アジア・欧州間は、北米・欧州間に比べて情報流通量が少ないが、アジアの大きなポテンシャルを発揮するために、政府はアジア・ブロードバンド計画を策定しているとの説明がなされた。

韓国のブロードバンド普及率急増の背景について、参考人から、政策というより、社会制度や文化、国民性が大きな影響を与えたとの認識が示された。

インターネットがアジア社会に与える影響について、参考人から、ゲームやアニメなど日本や韓国などで共通に流行しているものがあり、このような文化やビジネスは、市場や市民の動きに同調して生まれてくるというのが今後の東アジアの流れになるとの認識が示された。

官 報 (号 外)

(東アジア諸国の国家戦略)

委員から、東アジア諸国がIT国家計画を極めて明確に打ち出している中で、国家が主体性を取ってIT振興を図ることの是非について問われた。政府からは、IT分野は民間主導が原則であるが、国家戦略の構築、法整備や行政サービスの提供などは公的主導に頼らざるを得ず、また、これからITを発展させていこうとしている国での民間主導は難しいとの説明がなされた。

マレーシアのIT政策について、参考人から、もし「マルチメディア・スーパーコーリドープロジェクト」がなければ、経済危機の時、より厳しい状況に陥ったことは明らかであるとの意見、マレーシアは周辺のASEAN諸国に対して、競争しながら協力していくという関係を作ろうとしており、非常に大きな影響を与えているとの意見が述べられた。

(東アジア地域の連携)

東アジアにおけるIT国際協力の枠組みの在り方について、参考人から、多国間方式の枠組みや、台湾を考慮に入れた多角的な取組、沖縄の国際情報通信ハブ化などをいかに組み合わせるかが重要であるとの意見が述べられた。

委員から、ITでアジアが連携して何を旨とするかが問われた。参考人からは、ハード面ではアジアの国の中でトラフィックを交換し合う基幹的なネットワークの構築が、ソフト面では地域の情報内容の充実が重要であるとの意見、アジアの連携協力を進める中でITも使えるかを考えていくべきであり、ITの次元とは違う政治的なリーダーシップも必要であるとの意見が述べられた。

また、参考人から、アジア各国から、IT分野における日本のリーダーシップに対する期待があるが、日本にそれだけの体制や人材があるかについては悲観的であるとの意見が述べられた。

委員から、ITの進展に格差があるASEAN諸国がIT化を共通して進める際の問題点とそれをいかに克服すべきかが問われた。参考人からは、ASEAN内の先進グループと途上グループとの協力について「e-ASEANフレームワークアグリメント」の中で合意されたが、この実施に際しては相当な資金が必要となるので、日本のODAが重要な役割を果たすとの意見が述べられた。

「ネティズン(ネット+シティズン)」と多様性を重視した統治方式について、委員から、アジア地域においては、「多数から一つ」ではなく、「多数は多数のままに」という発想の中で新しいルールを作るのが日本の国際貢献であるとの意見が述べられた。参考人からは、途上国も含めてアジアの中の協調体系を作り、そこで合意を形成してから世界ルールに持ち込むべきであるとの意見が述べられた。

(三) 日本のIT戦略

(東アジアにおける日本の位置付け)

韓国、中国及び台湾のIT産業が急成長している中で、日本のIT発展の見通しについて、委員から、中国やインドのIT産業は目覚ましい発展を遂げており、日本は支援した国に早晚追い付かれる可能性があるとの懸念が示された。参考人からは、日本は、インド、中国、ASEANをうまく組み合わせてアジア全体の発展を考える必要があるとの意見が述べられた。

あるとの意見、学べるところはアジアの国からでも積極的に学ぶ必要があるとの意見が述べられた。政府からは、現在のままでは日本は中国などに追い抜かれる可能性があるとし、日本は孤立しないよう東アジアの国々と組み、特に中国とともに繁栄していくことが必要であるとの見解、日本はより高付加価値の分野に進出する戦略を考えるべきであるとの見解が示された。

(e-Japan戦略の推進)

日本では、世界最先端のIT国家になることを目標にe-Japan戦略が策定されたが、参考人から、e-Japan戦略の基本理念である「既存の制度、慣行、権益にしばられず、早急に革命的かつ現実的な対応を行わなければならない」を早急に実現すべきで、改革の実行こそ最大の課題であるとの意見が述べられた。

日本の情報戦略について、委員から、総花的な話ばかりで、底流を流れる強烈なインセンティブが見付からず、現在の世界潮流から取り残される危険性を感じるとの意見、参考人からは、次世代の人たちが考える仕組みを取り入れ、彼らとともに考えることが必要であるとの意見が述べられた。

IT政策に関連した官僚機構や政府プロジェクトについて、委員から、日本の場合はIT産業がカネと時間の掛かり過ぎる公共事業になっていることから、急速に変化するITの常識から外れており、現在の政府の取組に焦燥感を感じるとの意見が述べられた。参考人からは、情報社会と産業・工業社会の構造は違うので、従来のトップダウン型の組織決定を行うとそこが出るとの意見が述べられた。

述べられた。

(IT技術の開発促進)

委員から、米国がインターネット技術で世界を制覇しているが、その技術は日進月歩であることから、日本は、ハード、ソフト両面から更に改善を進めることで、後れを取り戻す可能性は十分残されており、IT関連産業が日本の産業の旗振り役となることを期待するとの意見が述べられた。

日本が比較優位として温存すべきIT分野について、政府から、次世代ディスプレイとして期待される有機ELディスプレイ、デジタルテレビ、半導体の製造装置などについては優位を残したいとの見解が示された。

委員から、標準化の問題を戦略的に展開することが日本のITにおける大きな課題であり、その中でも、IPv6は、①米国がまだ興味を持っていない、②アドレスの枯渇に関して同じ環境下にある日中が手を握れる可能性がある、③現在日本が技術的に優位性を持っている、という点で重要であるとの意見が述べられた。今後のIPv6の戦略と展開について、政府から、米国の影響力の強いコンピュータから情報家電にプラットフォームを移して通信方式をIPv6にすることにより、現在と違う路線で新しい技術開発を行い、日本のIT産業の逆転の手段にしたいとの説明がなされた。

電子商取引について、参考人から、電子政府を道具として使うことが電子商取引普及のための戦略的アプローチになるとの意見が述べられた。委員からは、アジアにFTAを始めとした広域経済圏を作るときに、電子商取引をどう生かしていく

かという視点が重要であり、電子商取引と自由貿易は車の両輪であるとの意見が述べられた。
携帯電話やブロードバンド分野でのデファクトスタンダードの獲得について、委員から、まず近くのアジアを固めていくことが最も現実的であるとの意見が述べられた。

(IT技術者の育成と産官学の連携)

日本のIT技術者の育成における基礎教育の重要性について、参考人から、インド人の優れた計算能力は長い歴史の中で育てられてきたものであり、インドのソフト産業発展の理由として無視できないとの意見が述べられた。委員からは、日本では基礎的計算力を付けることが小学校教育の中で現在後退しているとの懸念が示された。

委員から、日本における外国人IT技術者の現状とビザ発給上の優遇措置の有無について問われた。政府からは、今のところ日本ではビザの優遇措置はないが、入国規制緩和措置が取られているとの説明がなされた。

委員から、日本は産官学の連携が弱く、特に、大学における研究のバックアップを強固に推進するべきであるとの意見が述べられた。政府からは、大学の中で研究開発の特許を事業化できる技術移転機構(TLO)制度などが確立され、産官学の連携は間違いなく進んでいるとの説明がなされた。

官民の連携について、参考人から、官民の新しい戦略的提携を具体化していく必要があるとの意見、従来のように役所が政策をまとめるだけでなく、NGOやNPOの発想を強めてプロジェクトを進めていくべきであるとの意見が述べられた。

た。

委員から、沖縄の情報通信産業特区の位置付けについて問われた。参考人からは、日本のITセクターを沖縄に置くという意味ではなく、日本全体の基幹網に沖縄が組み込まれていることが重要であるとの意見、中核になるのは制度ではなく人であり、ボトムアップで支えていくことができる力が産業界、教育界、市民社会の中にあることが重要であるとの意見が述べられた。

(四) 日本の国際貢献

(IT支援の在り方)

ITに関する国際貢献策について、政府から、二国間協力を軸にし、APECやASEANなどでの域内協力の枠組みを横糸にして、途上国における情報社会への移行を促進していくとの説明がなされた。

委員から、ITのインフラ状況が異なるASEAN各国へのIT支援の際の心構えが問われた。参考人からは、日・ASEAN賢人会議では、従来の援助する側、受ける側という立場を超え、お互い対等の立場で議論し合うべきであるとの提言を行っているとの説明、政府からは、ITは普及するほど便益も拡大するという特性を持っているので、日本にとっても有益であるとの説明がなされた。

(IT技術開発と人材育成支援)

日本が優位にあるIPv6技術の中国への技術供与について、委員から、今後、対中ODAの中で戦略的に位置付けていくべきであるとの意見が述べられた。政府からは、IPv6を直ちにODA

Aで裏打ちし推進していくことは今のところ考えられていないが、日中の共同研究開発の成果を両国がいかに利用し、普及していくかが重要であるとの認識が示された。

日本発の独自技術であるトロンを持つ役割や可能性について、政府から、コンピュータのOSはマイクロソフトが高いシェアを維持している中で、競争促進の必要性やセキュリティーについての問題意識がアジア各国にあり、共同で開発、発展、普及させることで意見の一致を見ているとの説明がなされた。

人材育成支援について、政府から、ITを有効に活用するためには、政策立案者やソフト開発者を育成する高等教育、一般のIT利用者の知識の向上など様々な人づくりの取組が必要であるとの説明がなされた。

情報化の進展と言語・文化との関連について、委員から、情報が英語に偏っている状況の中で、日本を含むアジア各国は自国の言語や文化を積極的に伝えていく必要があるとの意見が述べられ、そのための日本の施策について問われた。政府からは、自国の文化を自国の言葉でインターネット上に表現できるよう、ODAをこれらの分野に一部シフトしていくことも検討したいとの説明がなされた。

委員から、高齢者や障害者など情報弱者に対するデジタルデバイス解消のための取組について問われた。政府からは、だれもが使いやすい機械の開発に関する助成等を行っており、国際的にも共同研究開発を提唱していきたいとの説明がなされた。

(IT分野におけるODAの在り方)

委員から、日本はODAの先進国として人材育成も含めIT支援の先頭に立つべきであるとの意見、日本のODAは基本的に相手国からの要請主義に基づいており、ITの優先順位が低い中で、要請主義を抜本的に見直すべきであるとの意見が述べられた。参考人からは、①案件決定に時間が掛かり過ぎる、②従来型の人材育成では対応できない、③長期にわたるローン返済期間はITの現実に合わない、④二国間方式ではなく、多国間方式の援助枠組みが必要、⑤積極的かつ戦略的な援助案件の形成が必要として、ODA改革が不可欠であるとの意見が述べられた。

委員から、IT面でアジアにどう貢献するかが次世代をにらんだ日本の東アジアへ向けての最も重要な役割であり、それが日本の大きな国益につながるとの意見、光ファイバー関係のネットワーク技術等、日本がオリジナリティーを持っている技術が要素的にもあるが、先端的なIT分野での日本の存在感がアジア諸国においてなかなか見えてこないとの懸念が示された。

委員から、アジアにおけるITインフラの整備促進が、予防外交の面でも、経済戦略の面でも重要であるとの意見が述べられ、アフガニスタンと東チモールで新しく国をつくろうとしているアジアの国々に対し、日本はどのようなIT戦略を展開するかが問われた。政府から、ODAを地域の安定に使うという観点から、放送機材の提供や技術協力などの援助を進めているとの説明がなされた。参考人からは、国際社会がIT分野の復興支援にまで手が回らない状況の中で、日本の率先したプロジェクト推進が日本の国益につながるとの

意見が述べられた。

委員から、ハード型のプロジェクトが先行しがちであり、ソフト型のプロジェクトがうまくいかない理由が問われた。参考人から、日本は工業社会、産業社会を作るノウハウは多く持っているが、情報社会をどのように作るかについては理解しておらず、そのギャップがあるとの認識が示された。

沖繩サミットで表明された五年間で一五〇億ドルの日本の支援について、参考人から、少なくとも現場の実感としては数字が目に見えず、日本の体制は無責任であるとの意見が述べられた。政府からは、目標数に比べて実績が少ない原因は、各国の通信事業体の民営化がかなり進み、ODA対象案件が縮小していることにあるとの説明がなされた。

三 「イスラム世界と日本の対応」に関する海外派遣議員からの報告と委員間の意見交換

平成十四年八月二十五日から九月七日までの十四日間、中東諸国等におけるイスラムの政治、経済、社会及び文化に関する実情調査のため、本院から、本調査会の調査会長、理事及び委員の六名が、トルコ、シリア、レバノン、エジプト及び英国に派遣された。

同年十一月十六日、調査会において、団長を務めた調査会長による報告及び委員間の意見交換が行われた。

1 調査会長による報告

本派遣中、シリアのミロ首相、レバノンのハリー首相、エジプトのワリー副首相を含む十九

名の方々と、「新しい共存の時代における日本の役割」の調査テーマの下、「イスラム世界と日本の対応」について、具体的には、いかに世界が共存すべきか、いかに文明間の対話を実現すべきか、いかに中東和平を実現すべきかについて、積極的な対話を行った。

まず、新しい共存、文明間の対話については、イスラム教は寛容な宗教であり、他の宗教を認めるといふ点が印象的であった。例えば、イスラタンブルの宗教指導者タシュ氏は「イスラム教は、世界を大切にし、自分の望むものを兄弟に、余ったスープを他人に与えよ、と教えている。原理主義はイスラムの教える寛容、融和とは根本的に異なる」と述べた。また、カイロにあるイスラムの最高学府アズハルの総長タンタウィ氏は「文明は協力するものであり、文明が衝突することはない。なぜなら、すべての文明は他の文明から有益なものを得ているからである。我々は時代の変化は歓迎するが、不変の価値である宗教的価値観を否定するものは拒否する」と述べた。

これに対し、派遣団からは、「政治、経済、宗教、文化などの違いを認め合うことが重要である。物質的に豊かになれば、精神面での墮落が起こりやすくなるのではないか。パレスチナによるジハードは認められるのか」といった質問が行われた。特にテロとジハードとの関係について、タンタウィ氏は「自己の生命、土地、財産等を守るのがジハードであり、無実の人々、女性、子供を傷付けることはテロである。したがって、他人の土地、生命、財産を侵害する者はテロリストである。テロとジハードを区別すべきである」と述べた。

次に、パレスチナ問題についての中東各国の認識は、イスラエルの行動こそテロであり、それは国連決議を踏みにじるものであり、非難されるべきものである、というものであった。例えば、シリアのミロ首相は「軍隊を使ったイスラエルの行為は国家テロである。我々はテロを非難し、テロとそれに対する抵抗運動の定義付け、そしてテロ対策について国連で提案を行っている」と述べた。また、エジプトのマールヘル外相は「現在のイスラエルの行動がパレスチナ問題の原因であり、これを停止すれば和平は可能である」と述べた。

また、米国のイラク攻撃の可能性については、意見が分かれていた。例えば、エジプトのワリー副首相は「攻撃はないと思う。米国経済界も反対であろう。米国の強硬姿勢を示すのは、十一月の中間選挙までイスラエル支持の姿勢を崩せないからである」と述べた。一方、同じエジプトのフェッキ外交委員長は「攻撃するだろう。米国は査察で満足はしない。米国の戦略は、イラクを親米政権にし、そしてパキスタンまでその影響力を及ぼすことである。その裏にはイスラエルが存在するからである」と述べた。

最後に、今回の派遣を通じて感じたことは、冷戦後の世界秩序維持の難しさである。サミュエル・ハンチントンは「文明の衝突」を、フランシス・フクヤマは「歴史の終焉」を、そしてアラン・マンクは「新しい中世」を唱えた。冷戦後の世界が決してバラ色ではなく、新たな衝突や混乱が生ずるといふ彼らの指摘は当たっているかもしれない。しかし、今、我々がなすべきことは、猛烈な勢いで進むグローバリゼーションの中で起こる様々な摩擦を、いかに有益なものに変えていくか

である。これが人類の英知であろう。私は、そのかぎを握るのは日本であると考えている。なぜなら、外から入ってくるものを見事に消化し、付加価値を付けて外に送り出すという能力において、我が国に勝る国はないからである。その源は、内にも外にも発揮できる「融和」という能力である。本調査会の三年間のテーマである「新しい共存の時代における日本の役割」とは、正にこれを指すものである。

2 委員間の意見交換 (イスラム世界に対する認識)

派遣議員から、世界の大宗教と言われるものすべてが寛容性を持っていることを改めて確認できたとの意見、イスラム世界では政教分離を目指している、国民の大多数には宗教一致の感覚が強く、このバランスをいかに保つかというところにイスラム国家の指導者の苦悩があるのではないかと意見、人間の存在は精神面と物質面の両面があるとして宗教と実際の生活との結び付きが強く、また、宗教間の対話の必要性が強調されていた点が印象的であったとの意見、イスラム国家の多様性、寛容という点に関して、宗教、政治、社会とのかかわり方がそれぞれ異なるということが現地を訪問して初めて実感できたとの意見が述べられた。

委員から、二十一世紀はイスラム教文化、キリスト教文化、儒教・仏教文化による三大宗教間に大きな争いがあると言われているが、イスラム圏において将来リーダーシップを取る国はどの国と考えるかと問われた。派遣議員からは、文明は融合することで成り立っているものであり、ハンチン

トンの言うような「文明の衝突」は余りに政治的に過ぎるとした上で、世界が寛容な文化、特に多様性を持つ中で、平和の構築は可能であると考えたとの意見、中東で中心となるのは「大国」であるエジプトであろうとの意見が述べられた。

(テロとジハード)

派遣議員から、イスラムとテロを結び付けて考えることがどれほど危険で、それが誤解であるかということが十分理解できたとの意見が述べられた。

委員から、自爆テロもジハードだとすると、それは自己の生命、財産を守るのではなく、他の人の生命、財産を侵すという暴力ではないかとの懸念、ジハードの名の下での自爆行動は結果的に無実ではあり得ないということになり、自己撞着に陥るのではないかと懸念が示された。派遣議員からは、話合いで解決するという発想は余りないのではないかと、神の教えによれば取り返すことがジハードではないかと、話合いで自分の権利を譲るという行為は宗教的に許されないのではないかととの意見、テロとジハードが異なるとの回答はあったが、手段としての正否については回答はなかったとの意見が述べられた。

委員から、自爆テロは、イスラエルの軍人に対してであればそれなりの理解もできるが、無実の人たちが巻き込まれるのであり、そうしたことがイスラエル軍によるパレスチナの議長府占拠という事態を招いてしまったのではないかと懸念が示された。派遣議員からは、一般住民であれ軍人であれ、自分たちの土地、財産を奪った集団、民族、国家に対するジハードであり、イスラエル軍

なら許される、一般民衆なら許されないという発想は、ジハードの中にはないのではないかと意見、ジハードで死んだ者は天国に行けるというコーランの教えに従い、自分たちの行為を最終的にアラの神が判断してくれるものと考えているからではないかと意見が述べられた。

委員から、ある者にとってはテロであっても、その反対側から見れば独立運動であり、革命の志士とテロリストとの区別は、見る立場によって逆転するので大変難しく、それゆえ、テロの定義付けができないのではないかと意見、中東で唯一の民主主義国家であるイスラエル側から中東問題をみるとまた違った考えが生まれるのではないかと意見、本来ジハードは相手を倒すのではなく、苦しい自分に打ち勝つという極めて高い精神性を持つものであるが、過激派の活動により、いつしかテロの代名詞になってしまったのも事実であるとの意見が述べられた。また、派遣議員から、テロや暴力を憎むとともに、なぜそれが起こるのかという原因も含めて両者の視点を持つことが求められているのではないかと意見が述べられた。

(イスラエルとの関係)
派遣議員から、イスラエルには選民思想があり、平和の価値を理解できないとのレバノン外相の発言もあったが、別の機会にイスラエルに向いて対立の原因について考え方を聞いてみたいとの意見、イスラム世界からすれば、十字軍戦争後も二百年、三百年間は宗教戦争がなかったと同様に共存を維持してきたが、イスラエルには共存という意識が薄いことが紛争の原因ではないかと

非難があったとの意見が述べられた。また、イスラエルの対応がかつてのレバノン内戦に大きな影響を落としていたことに関連して、派遣議員から、二十五年ぶりにレバノンを訪れたが、内戦の傷跡は残っているものの、見事に復興しており、国が繁栄するためには平和が前提であり、戦争下では豊かな国にはならないということが実感でき、共存共栄の道を模索することの重要性を感じたとの意見が述べられた。

(中東支援)

派遣議員から、カイロ大学特殊小児病院では医者も看護婦も日本で研修を受け、現地で活躍していることに感激し、人道的支援、特に女性、子供に対する支援こそが、文化の違いを乗り越え、融和の道を開くことができると感じたとの意見、日本が医療部門で大変立派な協力を行っているが、すべての患者に対応しきれないなどいまだ大きな問題を抱えているという実情が理解できたとの意見が述べられた。

委員から、かつて日本のODAで建設した病院を調査した時、施設、機材は供与したものの、医師はドイツ人、看護婦はフィリピン人であって日本の顔が見えなかったとの認識の上で、カイロ大学の特殊小児病院の状況はどうであったかと問われた。派遣議員からは、当初は日本から医師が派遣されていたが、現在、医師、看護婦、看護士は皆エジプト人であり、リーダーの何人かは日本で三年度研修を受け、その経験を普及させており、病院も別名でジャパン・ホスピタルと言われているので日本の顔は見えていたとの意見が述べられた。

あとがき

今期調査会の三年間のテーマ「新しい共存の時代における日本の役割」の下で、本調査会は、第一年度の「イスラム世界と日本の対応」に引き続き、第二年度は「東アジア経済の現状と展望」を取り上げ、FTA等の経済統合の動き、中国のWTOへの加盟等市場経済化の影響、通貨・金融危機の教訓、情報化の進展など多角的観点から東アジア経済の将来について本格的調査を進めてきた。本報告書は、これら第二年度の調査において行われた議論を整理し、中間報告として取りまとめたものである。

経済のグローバル化に伴い、各国経済の相互依存が深まり、世界経済の一体化が進んできている。特に、東アジアでは、北米、欧州に次ぐ第三の経済地域化への取組が模索されている。しかし、東アジア諸国の経済は、国によってそれぞれ特徴を持ち、発展の度合いも様々である。このように多様な東アジア経済の中にあって、日本はどのような役割を果たすべきかが問われている。第二年度の調査では、この点について活発な議論が行われたが、結論を得るまでには至らなかった。最終報告では、「イスラム世界と日本の対応」及び「東アジア経済の現状と展望」の中間報告の取りまとめを踏まえて、更に調査を進め、内外に向けた提言を発信したい。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
二番四号 独立行政法人国立印刷局	千一〇五八四四五 門二丁目
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
（本体）	本号一部 三四五円 三三〇円